

甲府・峡東地域ごみ処理施設、廃棄物最終処分場整備事業及び  
(仮称) 地域振興施設整備事業に係る環境影響評価

補 正 評 価 書

< 要 約 書 >

平成 24 年 6 月

甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合  
山梨県市町村総合事務組合  
笛 吹 市



	page
第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	1. 1
1.1 事業者の名称	1. 1
1.2 代表者の氏名	1. 1
1.3 主たる事務所の所在地	1. 1
第2章 対象事業の目的及び内容	2. 1
2.1 対象事業の種類及び名称	2. 1
2.2 対象事業の目的及び内容	2. 1
2.2.1 対象事業の背景と目的	2. 1
2.2.2 対象事業の内容	2. 2
2.2.3 運営・管理計画	2. 17
2.2.4 工事計画	2. 20
2.2.5 環境保全計画	2. 21
第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況	3. 1
3.1 対象事業実施区域及びその周囲の概況を把握する地域	3. 1
3.2 対象事業実施区域及びその周囲の概況	3. 1
3.2.1 対象事業実施区域及びその周囲の概況のまとめ	3. 1
第4章 方法書、準備書並びに評価書に対する意見及び事業者の見解	4. 1
4.1 方法書に対する意見及び事業者の見解	4. 1
4.1.1 方法書についての意見	4. 1
4.1.2 方法書についての公聴会の概要	4. 1
4.1.3 方法書についての知事の意見及び事業者の見解	4. 2
4.2 準備書に対する意見及び事業者の見解	4. 12
4.2.1 準備書についての意見	4. 12
4.2.2 準備書についての公聴会の概要	4. 12
4.2.3 準備書についての知事の意見及び事業者の見解	4. 12
4.3 評価書に対する意見及び事業者の見解	4. 32
4.3.1 評価書についての知事の意見及び事業者の見解	4. 32
第5章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法	5. 1
5.1 環境影響評価項目及び予測評価の手法設定の考え方	5. 1
5.2 環境影響評価要因の抽出	5. 1
5.2.1 ごみ処理施設	5. 1
5.2.2 最終処分場	5. 4
5.2.3 地域振興施設	5. 6
5.2.4 複合影響に係る環境影響要因の抽出	5. 7

5.3	環境影響評価の項目の選定	5.7
第6章	調査結果の概要並びに予測及び評価の結果	6.1
6.1	大気汚染	6.1
6.1.1	調査結果の概要	6.1
6.1.2	予測及び評価の対象とする複数案	6.5
6.1.3	予測及び評価の結果	6.12
6.2	悪臭	6.34
6.2.1	調査結果の概要	6.34
6.2.2	予測及び評価の結果	6.35
6.3	騒音	6.37
6.3.1	調査結果の概要	6.37
6.3.2	予測及び評価の対象とする複数案	6.40
6.3.3	予測及び評価の結果	6.41
6.4	空気振動(低周波音)	6.60
6.4.1	調査結果の概要	6.60
6.4.2	予測及び評価の結果	6.60
6.5	振動	6.62
6.5.1	調査結果の概要	6.62
6.5.2	予測及び評価の対象とする複数案	6.63
6.5.3	予測及び評価の結果	6.64
6.6	水質汚濁	6.78
6.6.1	調査結果の概要	6.78
6.6.2	予測及び評価の結果	6.80
6.7	水象	6.82
6.7.1	調査結果の概要	6.82
6.7.2	予測及び評価の結果	6.85
6.8	地盤沈下	6.90
6.8.1	調査結果の概要	6.90
6.8.2	予測及び評価の結果	6.92
6.9	土壌汚染	6.94
6.9.1	調査結果の概要	6.94

6.9.2	予測及び評価の結果	6.94
6.10	日照障害	6.97
6.10.1	調査結果の概要	6.97
6.10.2	予測及び評価の対象とする複数案	6.98
6.10.3	予測及び評価の結果	6.98
6.11	陸上植物	6.103
6.11.1	調査結果の概要	6.103
6.11.2	予測及び評価の結果	6.106
6.12	陸上動物	6.109
6.12.1	調査結果の概要	6.109
6.12.2	希少猛禽類の調査結果の概要	6.111
6.12.3	希少鳥類の調査結果の概要	6.112
6.12.4	予測及び評価の結果	6.113
6.13	水生生物	6.118
6.13.1	調査結果の概要	6.118
6.13.2	予測及び評価の結果	6.119
6.14	生態系	6.121
6.14.1	調査結果の概要	6.121
6.14.2	予測及び評価の結果	6.124
6.15	景観・風景	6.133
6.15.1	調査結果の概要	6.133
6.15.2	予測及び評価の対象とする複数案	6.134
6.15.3	予測及び評価の結果	6.134
6.16	人と自然との触れ合いの活動の場	6.144
6.16.1	調査結果の概要	6.144
6.16.2	予測及び評価の結果	6.145
6.17	廃棄物・発生土	6.146
6.17.1	予測及び評価の結果	6.146
6.18	大気汚染物質・水質汚濁物質	6.150
6.18.1	予測及び評価の結果	6.150

6.19	温室効果ガス等	6.151
6.19.1	予測及び評価の結果	6.151
第7章	環境保全措置	7.1
第8章	事後調査計画	8.1
8.1	事後調査を行う理由	8.1
8.2	事後調査計画	8.1
8.3	環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合の対応方針	8.7
8.4	事後調査報告書の提出・公開等の方法	8.8
8.5	事業主体、事業計画の変更等の報告	8.8
第9章	環境影響の総合的な評価	9.1
9.1	環境影響の総合評価の考え方	9.1
9.2	複数事業の複合影響の総合評価	9.1
9.3	事業計画複数案の総合評価	9.2
第10章	関係地域の設定	10.1
10.1	環境に影響を及ぼす地域の設定	10.1
10.2	関係地域(環境に影響を及ぼす地域)	10.1
第11章	準備書からの修正の内容	11.1
第12章	評価書からの補正の内容	12.1
第13章	環境影響評価書作成の委託先	13.1

第 1 章 事業者の名称、代表者の氏名  
及び主たる事務所の所在地



## 第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

### 1.1 事業者の名称

甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合

山梨県市町村総合事務組合

笛吹市

### 1.2 代表者の氏名

甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合

管理者 宮島雅展

山梨県市町村総合事務組合

組合長 角野 幹男

笛吹市

市長 荻野 正直

### 1.3 主たる事務所の所在地

甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合

住所：山梨県笛吹市境川町藤袋 2600 番地 TEL：055-266-7744

山梨県市町村総合事務組合

住所：山梨県甲府市蓬沢一丁目 15 番 35 号 TEL：055-235-3228

笛吹市

住所：山梨県笛吹市石和町市部 777 番地 TEL：055-262-4111

## 第2章 対象事業の目的及び内容



## 第2章 対象事業の目的及び内容

### 2.1 対象事業の種類及び名称

事業の種類：廃棄物処理施設の設置(ごみ処理施設の設置及び一般廃棄物最終処分場)

レクリエーション施設の設置

(山梨県環境影響評価条例第二条 別表第六号)

事業の名称：甲府・峡東地域ごみ処理施設、廃棄物最終処分場整備事業及び(仮称)地域振興施設整備事業

### 2.2 対象事業の目的及び内容

#### 2.2.1 対象事業の背景と目的

##### 1) ごみ処理施設及び(仮称)地域振興施設

一般廃棄物(ごみ)の処理は市町村固有の事務とされ、住民の健康で文化的な生活環境を保全し、公衆衛生の向上を図る上で極めて重要な事業である。一方、一般廃棄物処理事業の目的は、これまでの生活環境の保全や公衆衛生の向上、ダイオキシン類対策をはじめとする公害防止という段階をさらに進め、循環型社会の形成や地球温暖化防止等を目指すものとなっている。

そのような中、本組合を構成する各市では、甲府市環境センター附属工場等、保有するごみ処理施設において適正処理を行ってきたが、いずれも稼働後15年程度かそれ以上が経過しており、老朽化が進んでいる状況にある。さらに、維持修繕費の増加や故障による機能停止等の懸念が年々増大する一方で、循環型社会の形成や地球温暖化防止等、時代が求める新たなニーズに十分な対応ができない状況となっている。

本事業の目的は、一般廃棄物の適正処理を前提とする中で、コスト削減や循環型社会の形成、地球温暖化防止等、多様化する時代のニーズに対応する、新たなごみ処理システムを中核としたごみ処理施設を整備するとともに、サービスの向上と経済性を追求した運営・維持管理を実施するものである。

また、ごみ処理施設の建設にあわせ、(仮称)地域振興施設(以下、「地域振興施設」と称す)を整備する。

地域振興施設については、方法書においては、「余熱利用施設」と称していたが、その後の計画検討において、ごみ処理施設から熱供給を行うのではなく、ごみ処理施設で発電した電力を供給する施設の計画となった。

地域振興施設は、現状の地形を出来る限りそのまま残し、4市(甲府市、笛吹市、山梨市、甲州市)地域住民が集える大規模多目的広場や温泉施設、また遊歩道の整備等、計画敷地全体を有効利用する施設である。地域振興施設については、施設全体をオール電化とし、その全てを隣地施設である、中間ゴミ処理施設から賄う計画とする。また、太陽光など自然エネルギーを、状況に応じて活用するなど、省エネに配慮した施設とする。

甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合では、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(PFI法)に則ったDBO(設計・建設・運営)方式によるごみ処理施設整備・運営事業の一般競争入札(総合評価)を実施した結果、落札者は神鋼環境ソリューショングループとなり平成24年6月1日に契約を締結した。

神鋼環境ソリューショングループの構成員2社が設立したSPC(特別目的会社)「株式会社甲府・峡東環境サービス」が運営事業の主たる事業者となる。

甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合はこの事業者を監視しながら共同で公共サービス(ごみ処理)を4市市民に提供していくことになる。

また、この事業者は契約締結時から環境影響評価に参画し、事業者の責任において必要な調査・手続きを実施していく。

## 2) 最終処分場

山梨県内から排出される一般廃棄物の量は、平成20年度現在で約32.8万トン/年であり、市町村等は排出されるごみの量をできる限り少なくし、より多くが資源化されるよう住民等の啓発や分別収集、リサイクル施設の整備などに取り組んでいるものの、最終的には約2.9万トン/年が埋立処分されている。

県内には、市町村等が設置し稼働しているごみ焼却施設、粗大ごみ処理施設、資源化施設などの中間処理施設が20施設あるが、焼却残渣や不燃物残渣などを埋め立てることができる最終処分場はなく、その全てを県外の処分場で処分している状況である。

一般廃棄物は自区域内で処理することが原則であり、現在は、県外の処分場で受入が可能であるものの、今後、事前協議等において受入を断られる可能性もあることから、県内において長期間に渡って適正に処分できる最終処分場の整備が必要と考えられる。

最終処分場については、将来に渡って責任を果たせる、安全安心な施設を整備する必要があることから、国においても公共関与による最終処分場の整備を推進している。

整備にあたっては、建設及び維持管理の効率化が図られるとともに、県土保全や災害対策の観点からも有益であることから、県内全市町村を対象とした広域的・拠点的な一般廃棄物の最終処分場として整備するものである。

平成23年12月までに、一般廃棄物の処理責任を有する全27市町村による事業実施の確認が取れたことから、平成24年度より山梨県市町村総合事務組合が事業主体となり、これまで事業を進めてきた山梨県環境整備事業団は処分場の整備及び管理運営を受託することとなった。

なお、方法書においては、処理対象廃棄物は産業廃棄物と一般廃棄物としていたが、産業廃棄物については、リサイクルの進展等により最終処分量が大幅に減少している状況等を勘案し処理対象から除くこととした。

### 2.2.2 対象事業の内容

#### 1) 対象事業実施区域

本事業の実施予定区域（以下、「対象事業実施区域」と称す。）は、笛吹市境川町寺尾地内である。本事業の事業実施区域は、図2-2-1に示すとおり、笛吹市西部に位置し、甲府市との境界に近い位置にある。対象となる4市の中心からはやや南西に位置している。

#### 2) 事業概要

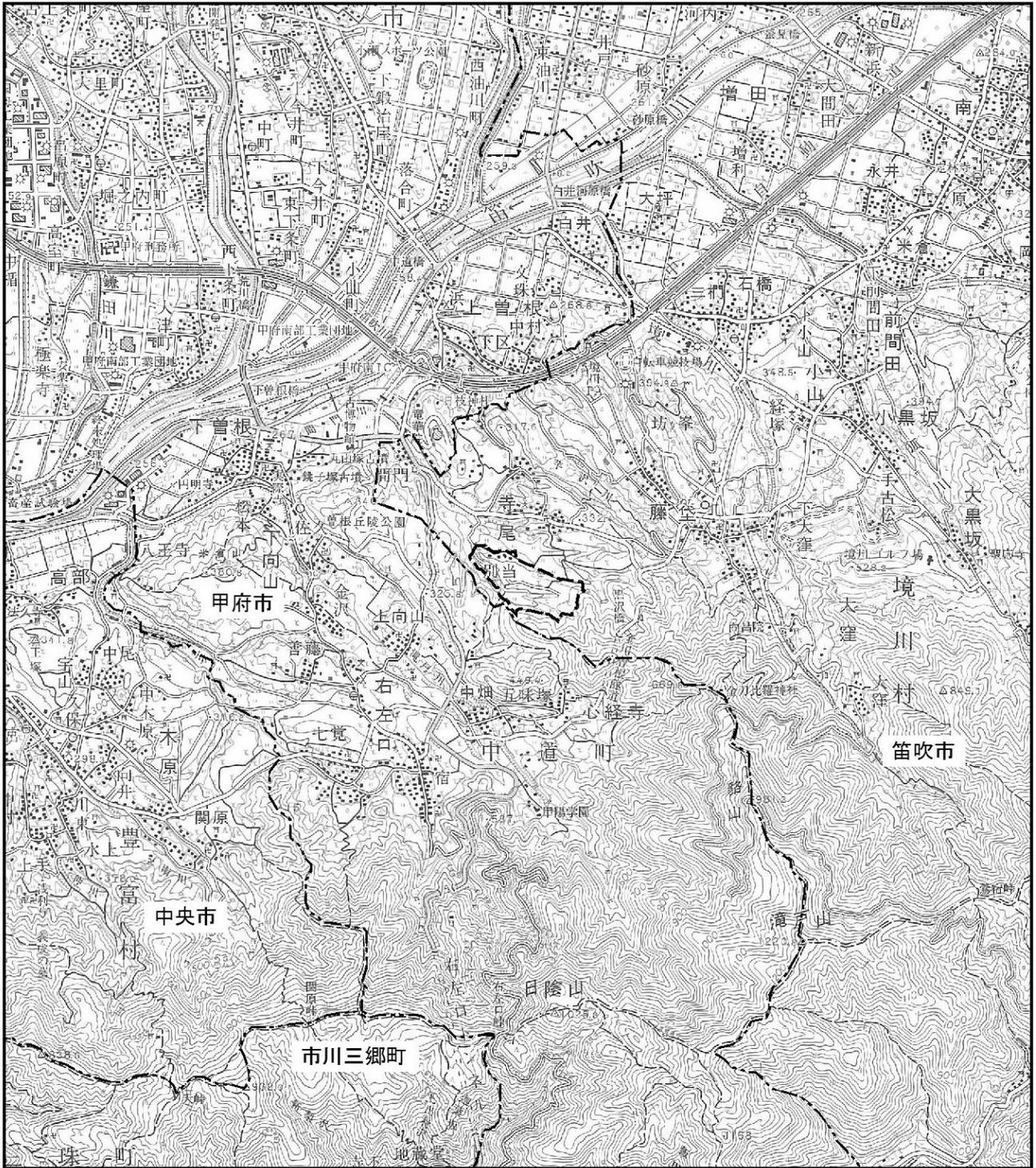
##### (1) 施設の規模等

本事業では、廃棄物のごみ処理施設（焼却溶融施設、リサイクル施設）、地域振興施設及び最終処分場の整備を行う。

本事業に係る面積及び施設の規模を表2-2-1に示す。

表 2-2-1 主要施設の規模

項		目	規	模
面		積	約 28ha	
施	ごみ処理施設	焼却溶融施設	焼却 約 369 t / 日	煙突高さ 地上59m以上
		リサイクル施設	処理 約 67 t / 日 (5h)	保管のみ 約 22 t / 日
設	地域振興施設	温浴施設	建築面積 約 1,000m <sup>2</sup>	敷地面積 約70,000 m <sup>2</sup>
	最終処分場	一般廃棄物の最終処分場 (管理型最終処分場)	埋立容量 最大約60万m <sup>3</sup>	



- 注1) 平成16年10月12日, 平成18年8月1日に旧石和町, 旧御坂町, 旧一宮町, 旧八代町, 旧境川村, 旧春日居町, 旧芦川村が合併し笛吹市となっている。
- 注2) 平成18年3月1日に旧甲府市, 旧中道町, 旧上九一色村の一部が合併し甲府市となっている。
- 注3) 平成18年2月20日に旧玉徳町, 旧田富町, 旧豊富村が合併し中央市となっている。
- 注4) 平成17年10月1日に旧三珠町, 旧市川大門町, 旧六郷町が合併し市川三郷町となっている。

凡 例	
	対象事業実施区域
	行政界

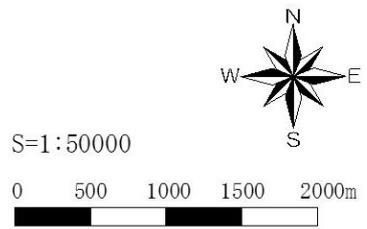


図 2-2-1 対象事業実施位置図 (1/50,000)

(2) 施設配置計画

対象事業実施区域における施設配置計画図を図 2-2-2(1)に、対象事業の存在・供用時の鳥瞰図を図 2-2-2(2)に示す。

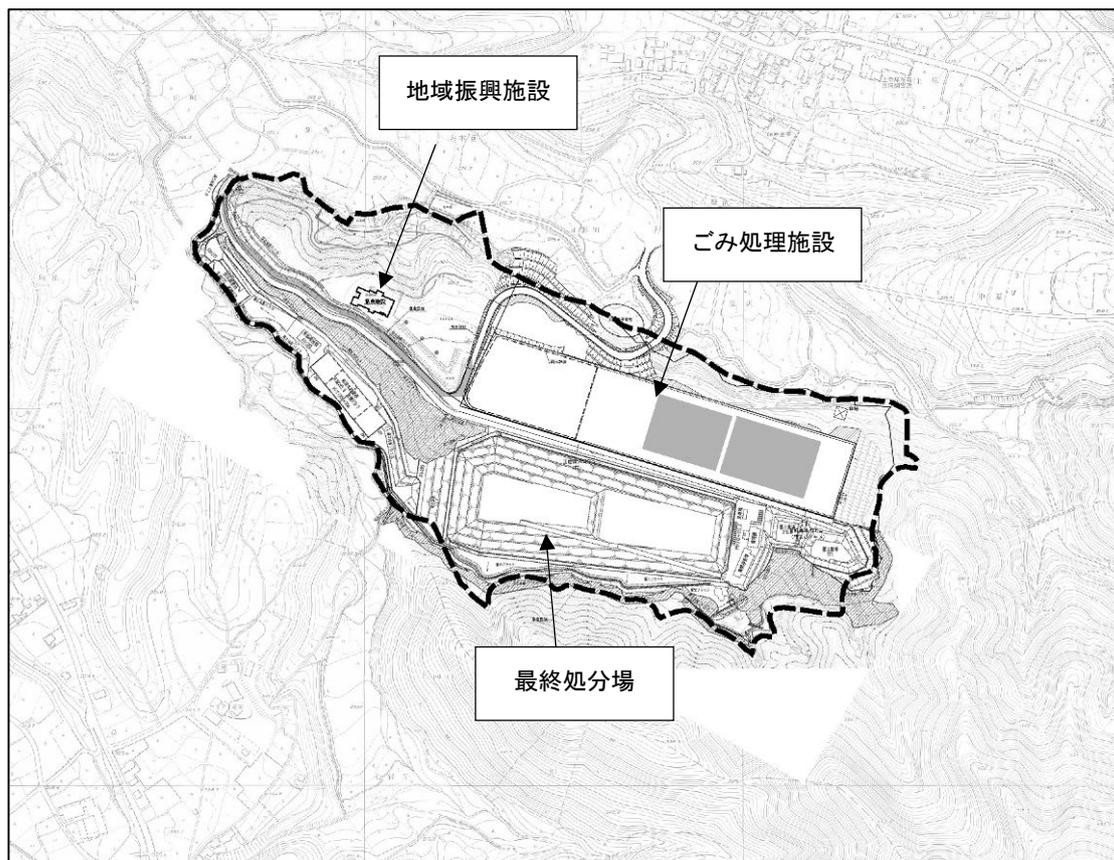


図 2-2-2(1) 施設配置計画図



図 2-2-2(2) 鳥瞰図

### 3) ごみ処理施設の施設計画

#### (1) 事業予定

本事業は、平成 24 年度(2012 年度)に工事を開始し、平成 29 年度(2017 年度)に供用開始の予定である。

#### (2) 処理対象廃棄物

ごみ処理施設において処理する廃棄物を表 2-2-2 に示す。

表 2-2-2 処理対象廃棄物

処理施設	処理対象廃棄物
焼却熔融施設	可燃ごみ、し尿汚泥、最終処分場汚泥、可燃性粗大ごみ、破碎可燃物、破碎不燃物、資源化不適物、小動物、
リサイクル施設	不燃ごみ、不燃性粗大ごみ、 資源物（缶、びん、ペットボトル、白色トレイ、紙製容器包装、ミックスペーパー、その他プラスチック製容器包装）

#### (3) 施設規模等

ごみ処理施設の施設規模及び稼働日数を表 2-2-3 に示す。

表 2-2-3 ごみ処理施設の施設規模及び稼働日数

処理施設	施設規模・稼働日数
焼却熔融施設	施設規模 369 t / 日 (123t/24 時間×3 炉) 施設稼働日数 年間約 350 日 1 炉あたり年間 280 日 (24 時間/日)
リサイクル施設	破碎設備 施設規模 36 t / 日 稼働日数 年間 240 日以上 (5 時間/日)
	選別設備 施設規模 31 t / 日 稼働日数 年間 240 日以上 (5 時間/日)
	保管設備 施設規模 22 t / 日 稼働日数 年間 240 日以上

#### (4) 施設配置計画・動線計画

施設配置はごみ搬入等の動線を検討し、最も効率的な配置とした。施設配置の検討項目については資料編に示した。施設配置計画及び動線計画を図 2-2-3 に示す。

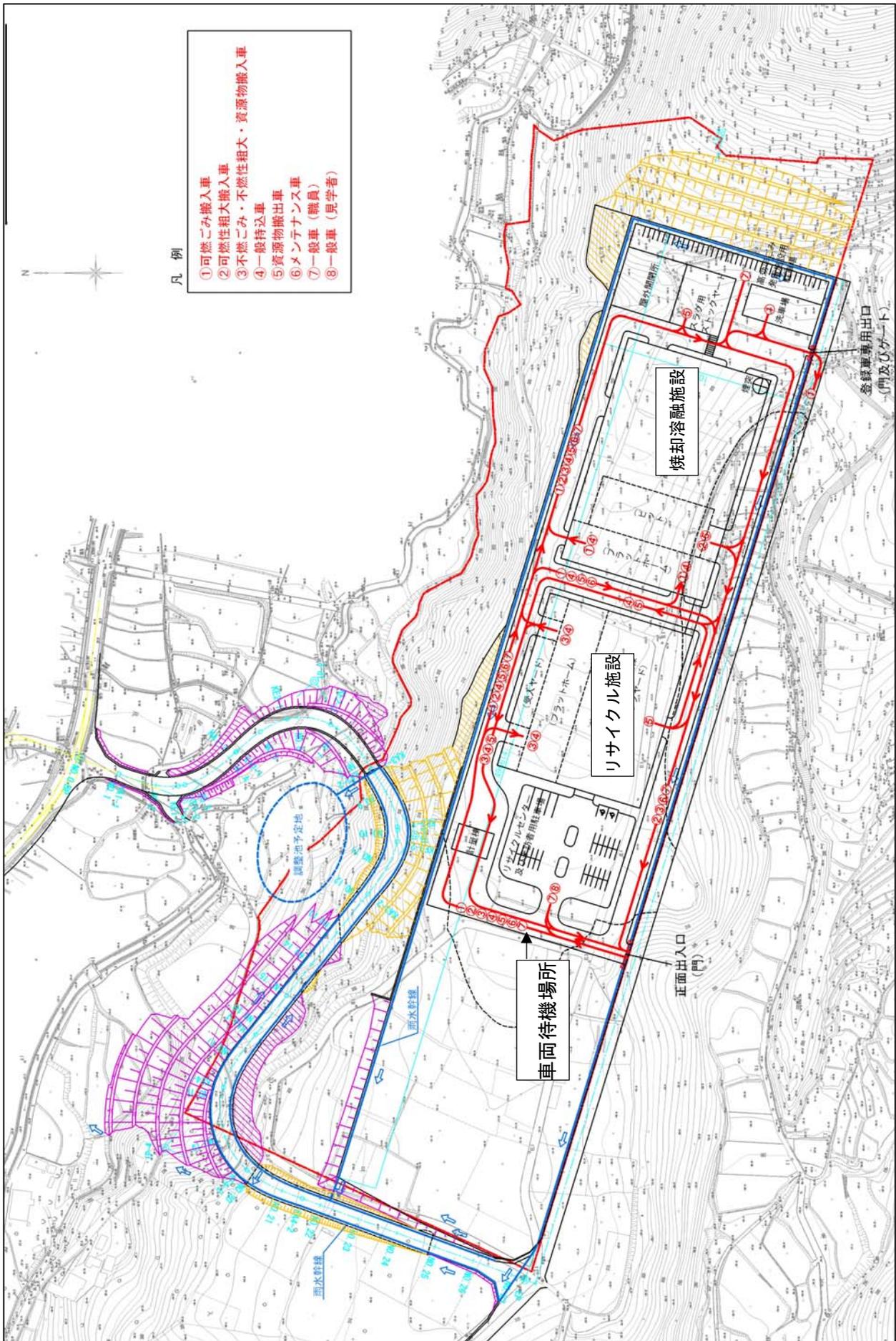


図 2-2-3 施設配置計画及び動線計画

(5) 設備方式

① 焼却溶融施設

焼却施設の主要設備方式を表 2-2-4 に示す。

表 2-2-4 ごみ処理施設の主要設備方式

設備名	方式等
受入供給施設	ピット&クレーン方式
燃焼・溶融設備	焼却炉+灰溶融炉 または ガス化溶融炉
燃焼ガス冷却設備	廃熱ボイラ方式
排ガス処理設備	ろ過式集じん機、有害ガス除去装置（乾式塩化水素除去方式）、触媒脱硝方式
余熱利用設備	発電、場内給湯等
通風設備	平衡通風方式
溶融スラグ等処理設備	溶融スラグ冷却 水砕方式 溶融スラグ貯留 ヤード方式 溶融メタル貯留 バンカ方式 または ピット方式
飛灰処理設備	飛灰薬剤処理方式
排水処理設備	プラント排水 生物処理+凝集沈殿 生活排水 下水道放流
電気設備	特別高圧受電、地域振興施設への電力供給
計装設備	分散型自動制御システム方式（DCS）
貯留・搬出設備	スラグ用ストックヤード

② リサイクル施設

リサイクル施設の主要設備方式を表 2-2-5(1)～(3) に示す。

表 2-2-5(1) リサイクル施設（破碎設備）の主要設備方式

設備名	方式等
受入供給施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不燃ごみ 収集：不燃ごみピット→受入供給施設 持込：ダンピングボックス→不燃ごみピット</li> <li>・ 不燃性粗大ごみ 粗大ごみヤード→受入供給施設</li> </ul>
破碎設備	粗破碎機、高速回転破碎機
搬送・選別設備	搬送コンベヤ、磁選機、アルミ選別機、破碎物選別機
貯留・搬出設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 磁性物、アルミ （金属圧縮機）→貯留（ヤード又はバンカ）</li> <li>・ 破碎可燃物 搬送コンベヤ→（焼却溶融施設ごみピットへ）</li> <li>・ 破碎不燃物 切替コンベヤ（または切替シュート）→搬送コンベヤ →（焼却溶融施設ごみピットへ） 切替コンベヤ（または切替シュート）→破碎不燃物貯留設備</li> </ul>
排水処理設備	焼却溶融施設へ圧送（リサイクル施設共通）
電気計装設備	オペレータコンソールにての電力線通信（PLC）を基本としたシステム（リサイクルセンター共通）

表 2-2-5(2) リサイクル施設（選別設備）の主要設備方式

設備名	方式等
受入供給施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・缶 受入貯留ピット→破除袋機→搬送設備</li> <li>・びん 受入貯留ヤード→びん供給コンベア→びんコンテナ反転装置 →破除袋機→搬送設備</li> <li>・ペットボトル・白色トレイ 受入貯留ヤード→破除袋機→搬送設備</li> <li>・紙製容器包装、ミックスペーパー 受入貯留ヤード→搬送設備</li> <li>・その他プラスチック製容器包装 受入貯留ヤード→搬送設備</li> </ul>
搬送・選別設備	搬送コンベヤ、異物除去コンベア、手選別コンベア、磁選機、アルミ選別機、機械選別機（比重差選別機等）
貯留・搬出設備	金属圧縮機、ペットボトル圧縮梱包機、白色トレイ圧縮機、紙類圧縮梱包機、プラスチック圧縮梱包機等、資源物一時貯留ヤード、各品目のストックヤード、各搬送コンベヤ

表 2-2-5(3) リサイクル施設（保管設備）の主要設備方式

設備名	方式等
貯留・搬出設備	一時保管用ストックヤード

(6) 処理フロー

本施設に搬入される廃棄物の処理フロー（案）を図 2-2-4 に示す。また、リサイクル施設の処理フローを図 2-2-5 に示す。

焼却溶融施設において、処理方式を「①焼却+灰溶融」とした場合は、焼却後の残さを灰溶融炉においてスラグ化する。また、「②ガス化溶融」の場合は、搬入廃棄物をガス化し、溶融炉においてスラグ化する。得られたスラグは、路盤材、アスファルト合材、コンクリート骨材等に利用可能であり、売却を行う予定である。今後は、関係四市(甲府市、笛吹市、山梨市及び甲州市)及び山梨県の協力を得る中で、スラグを利用した材料及び製品を公共事業で使用することを義務づけるなど、販路確保に必要な具体的方策を検討していく。

焼却炉、溶融炉における廃熱は、発電に利用する。排ガスは、バグフィルタ<sup>1</sup>等により汚染物質の削減を図り、大気へ放出する。プラント排水(ごみ処理施設及びリサイクル施設からの排水)は、できるだけ場内利用を行うが、余剰分については、除外設備(排水処理設備)で水処理した後、下水道に放流する。また、生活排水についても下水道に放流する。

<sup>1</sup>バグフィルタ：排出ガスの処理装置の1つ。代表的なる過集じん装置で、ろ材として織布または不織布を用い、これを円筒状にして工業用集じんに活用されるものをバグフィルタと称する。

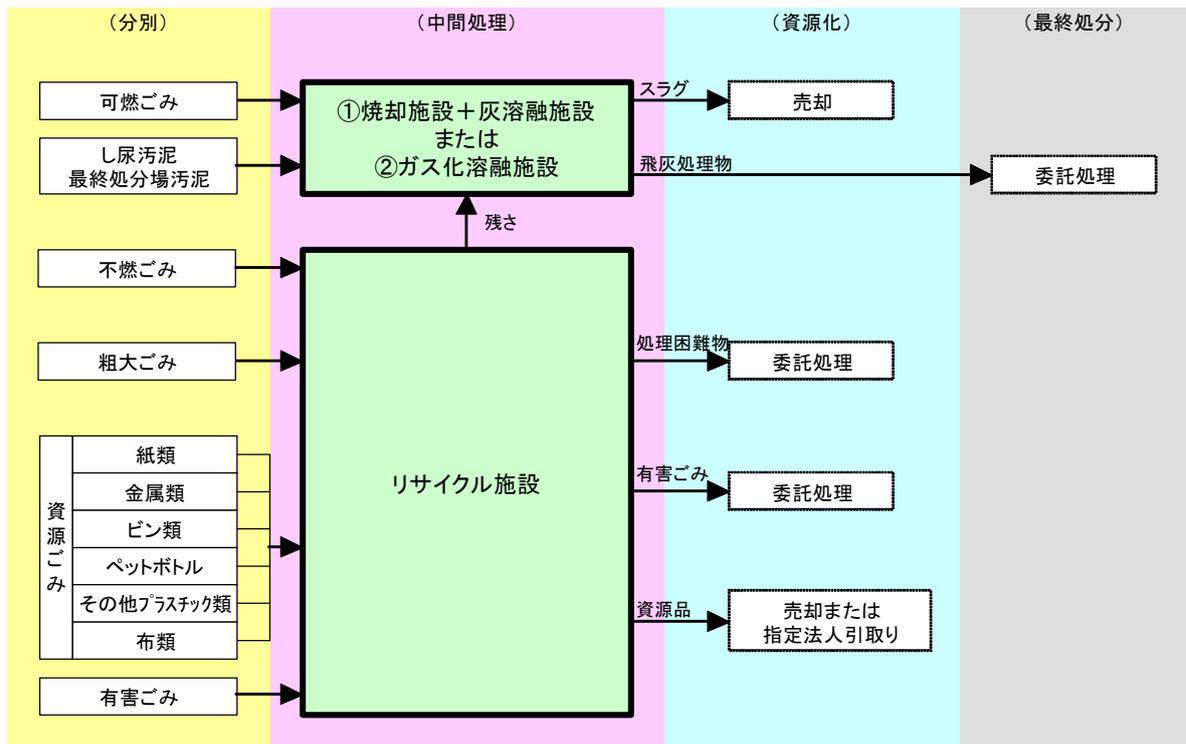


図 2-2-4 処理対象物の種類と処理フロー（案）

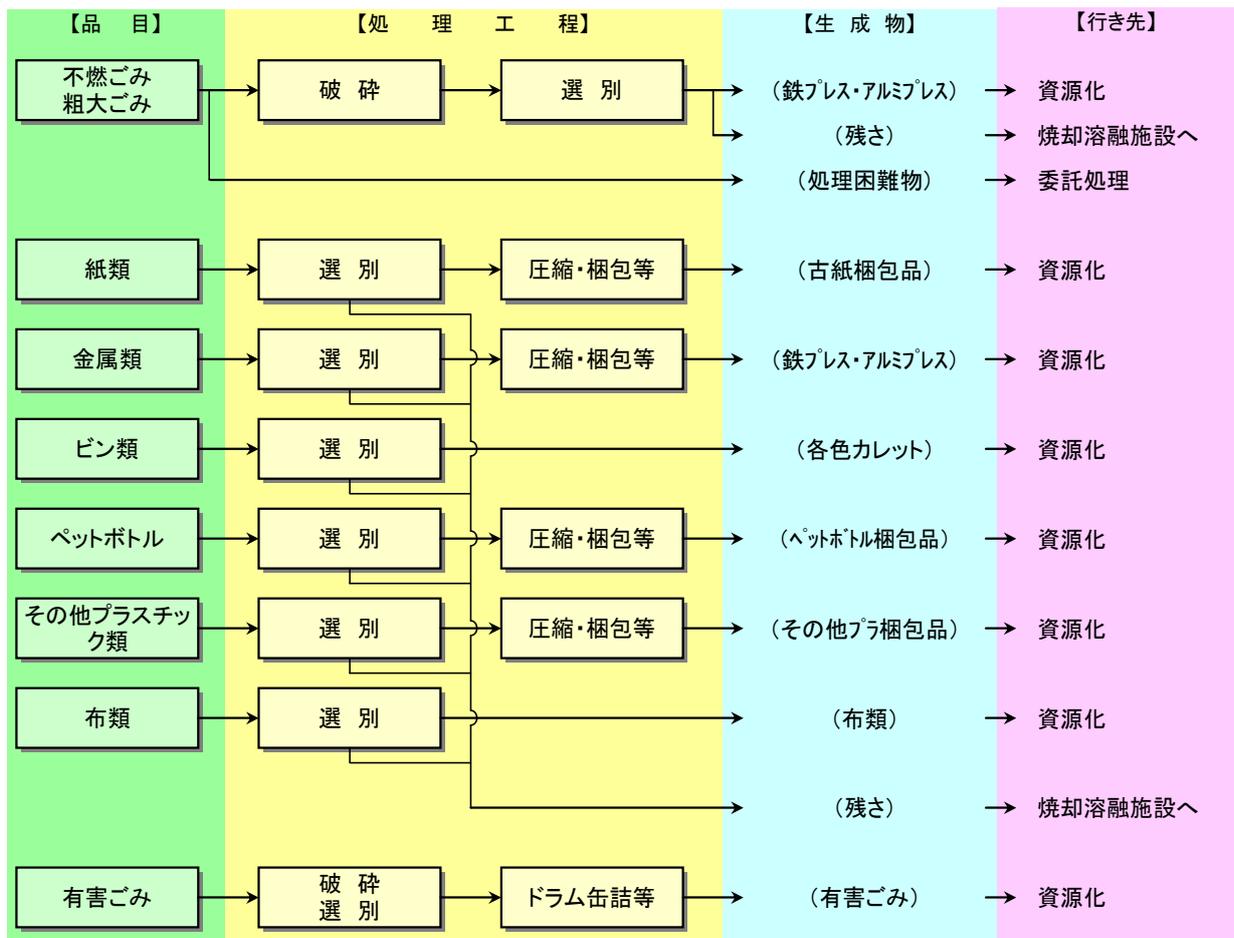


図 2-2-5 リサイクル施設の処理フロー

## (7) 給・排水計画

### ① 給水計画

施設稼働時の用水は、上水道を用いる。

### ② 排水計画

施設稼働時のプラント排水はできるだけ場内利用を行うが、余剰分については、除外設備（必要な排水処理設備）で水処理した後、下水道に放流する。また、生活排水は下水道に、雨水排水は河川に放流する。

## (8) 公害防止基準

ごみ処理施設における排ガス濃度等の公害防止基準については、関係法令により定められた規制値を踏まえ、それ以下の基準値を設定する。

### ① 排ガス基準

焼却溶融施設の排ガス基準を表 2-2-6 に、リサイクル施設の粉じん濃度の基準を表 2-2-7 に示す。

表 2-2-6 焼却溶融施設排ガス基準

項目	基準値	法規制値
ばいじん	0.01 g / m <sup>3</sup> N (酸素濃度 12%換算)	0.04 g / m <sup>3</sup> N
塩化水素	25ppm (酸素濃度 12%換算)	430ppm (700 mg / m <sup>3</sup> N)
硫黄酸化物	20ppm (酸素濃度 12%換算)	3,000ppm (K値 17.5)
窒素酸化物	50ppm (酸素濃度 12%換算)	250 cm <sup>3</sup> / m <sup>3</sup> N
ダイオキシン類	0.05ng-TEQ / m <sup>3</sup> N (酸素濃度 12%換算)	0.1ng-TEQ / m <sup>3</sup> N

法規制値 ばいじん : 大気汚染防止法施行規則第 4 条別表第二  
塩化水素 : 大気汚染防止法施行規則第 5 条別表第三  
硫黄酸化物 : 大気汚染防止法施行規則第 3 条第 1 項  
窒素酸化物 : 大気汚染防止法施行規則第 5 条別表 3 の 2  
ダイオキシン類 : ダイオキシン類対策特別措置法施行規則別表第一

表 2-2-7 リサイクル施設粉じん濃度の基準

項目	基準値
排気口出口の粉じん濃度	0.1 g / m <sup>3</sup> N

### ② 排水基準

焼却溶融施設の排水は下水道への排除基準を満たす水質とする。

### ③ 騒音基準

焼却溶融施設の定格負荷運転時における敷地境界線上の騒音基準を表 2-2-8 に示す。

騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音に関する基準の規制地域について、対象事業実施区域の一部が「第二種区域」に指定されているが、表 2-2-8 に示す騒音の基準は対象事業実施区域の規制地域以外の敷地境界にも適用する。

表 2-2-8 騒音基準

昼間 (午前 8 時から午後 7 時まで)	朝、夕 (午前 6 時から午前 8 時まで) (午後 7 時から午後 10 時まで)	夜間 (午後 10 時から翌日 の午前 6 時まで)
55dB(A)	50dB(A)	45dB(A)

注) 敷地境界での基準  
騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音に関する基準 (第二種区域)

④ 振動基準

焼却溶融施設の定格負荷運転時における敷地境界線上の振動基準を表 2-2-9 に示す。

振動規制法に基づく特定工場等において発生する振動に関する基準の規制地域について、対象事業実施区域の一部が「第二種区域」に指定されているが、表 2-2-9 に示す振動の基準は対象事業実施区域の規制地域以外の敷地境界にも適用する。

表 2-2-9 振動基準

昼間 (午前 8 時から午後 7 時まで)	夜間 (午後 7 時から翌日の午前 8 時まで)
60dB	55dB

注) 敷地境界での基準  
振動規制法に基づく特定工場等において発生する振動に関する基準 (第一種区域)

⑤ 悪臭基準

焼却溶融施設の定格負荷運転時における敷地境界線上の悪臭基準を表 2-2-10 に示す。

悪臭防止法に基づく敷地境界線上の規制基準について、対象事業実施区域の一部は「A 区域」に指定されているが、表 2-2-10 に示す敷地境界線上の基準値は対象事業実施区域の規制地域以外の敷地境界線上にも適用する。

表 2-2-10 悪臭基準

項目	基準値
敷地境界線	臭気指数 13
排水水	臭気指数 29

⑥ 飛灰処理物

焼却溶融施設の飛灰処理物の基準を表 2-2-11(1)～(2)に示す。

表 2-2-11(1) 飛灰処理物の溶出基準

項目	基準値
アルキル水銀化合物	検出されないこと
水銀及びその化合物	0.005mg/L
カドミウム及びその化合物	0.3mg/L
鉛及びその化合物	0.3mg/L
六価クロム及びその化合物	1.5mg/L
ひ素及びその化合物	0.3mg/L
セレン及びその化合物	0.3mg/L

備考：金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和 48 年総理府令第 5 号）

表 2-2-11 (2) 飛灰処理物のダイオキシン類含有量

項目	基準値
ダイオキシン類含有量	3ng-TEQ/g

備考：金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和 48 年総理府令第 5 号）

#### 4) 最終処分場の施設計画

市町村等との協議の結果、施設の規模については、埋め立て容量を約 30 万立方メートルとして、今後実施設計を進めることが確認された。

しかし、本項ではこれまでの環境影響評価手続きでの検討状況を踏まえ、土地改変面積、工事量等が最も大きくなると考えられる約 60 万立方メートルの処分場を整備する場合の計画案について示した。

なお、施設規模整備方式の違いと環境影響評価項目等の関係については、「第 5 章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法」に示し、「第 9 章 環境影響の総合的な評価」に、確認された案と検討案との関係を整理した。

##### (1) 処理対象廃棄物

最終処分場において処理する廃棄物を表 2-2-12 に示す。

表 2-2-12 処理対象廃棄物

分類	対象廃棄物
一般廃棄物	焼却灰、飛灰、不燃物残さ等

##### (2) ごみ処理施設との関連性

対象事業（ごみ処理施設）と公共関与型最終処分場とは、できる限り共有可能な施設整備として、今後検討し、基本的にはごみ処理施設から発生する残さ（焼却溶融残さ等）は、公共関与型最終処分場へ埋立処分する考えである。

##### (3) 施設規模

施設規模を表 2-2-13 に示す。

表 2-2-13 施設規模

項目	施設規模
敷地面積	約 12ha
埋立面積	約 5ha
埋立層厚	最大層厚 約 20m、平均層厚 約 12m
埋立容量	最大約 60 万 m <sup>3</sup> 埋立廃棄物量：約 45 万 m <sup>3</sup> 覆土：約 15 万 m <sup>3</sup>
浸出水処理施設	処理能力：約 170 m <sup>3</sup> /日

##### (4) 施設方式

最終処分場のうち、廃棄物を埋立処分する埋立地は、主に貯留構造物と遮水工から構成される。最終処分場では、埋立地以外に降った雨水や地下水が廃棄物との接触を避けるための集排水施設として、雨水集排水施設、地下水集排水施設を設置する。

また、廃棄物と接触した雨水(浸出水)は、浸出水集排水施設で集水され、浸出水処理施設において水処理を行った上で、下水道へ放流する。

主要な施設の方式等を表 2-2-14 に示す。

表 2-2-14 施設方式等

施設	施設方式等
貯留構造物	盛土堰堤式
遮水工	表面二重遮水シート
地下水集排水施設	本管、枝管
浸出水集排水施設	本管、枝管、集水ピット、堅管、送水管
浸出水調整池	鉄筋コンクリート製池 (18,300m <sup>3</sup> )
防災設備	防災調整池 3,400m <sup>3</sup>
雨水集排水施設	側溝
道路	搬入道路、管理用道路、進入道路
飛散防止工	飛散防止柵
管理設備	管理棟、計量設備、洗車設備
モニタリング設備	モニタリング井戸、漏水検知

#### (5) 施設配置計画

最終処分場配置平面図を図 2-2-6 に示す。

#### (6) 処分方式

最終処分場の処分方式は、管理型(オープン型)最終処分場とする。

本事業で整備する管理型最終処分場は、一般廃棄物等の埋立処分を行う施設である。廃棄物の埋立範囲には遮水工を施し汚水(浸出水)の地下浸透を防止する。また、浸出水処理施設を備えて埋立地からの浸出水を処理し、公共下水道へ放流する。

埋立構造は、準好気性埋立(自然通風により集水管に空気を流通し、埋立物の早期安定化を図る構造)とする。

#### (7) 埋立方式

廃棄物の埋立方式は、埋立機械(ブルドーザなど)によるサンドイッチ方式による中間覆土と、セル方式による即日覆土を併用する。

#### (8) 事業予定

埋立期間は 15 年間以上を予定する。

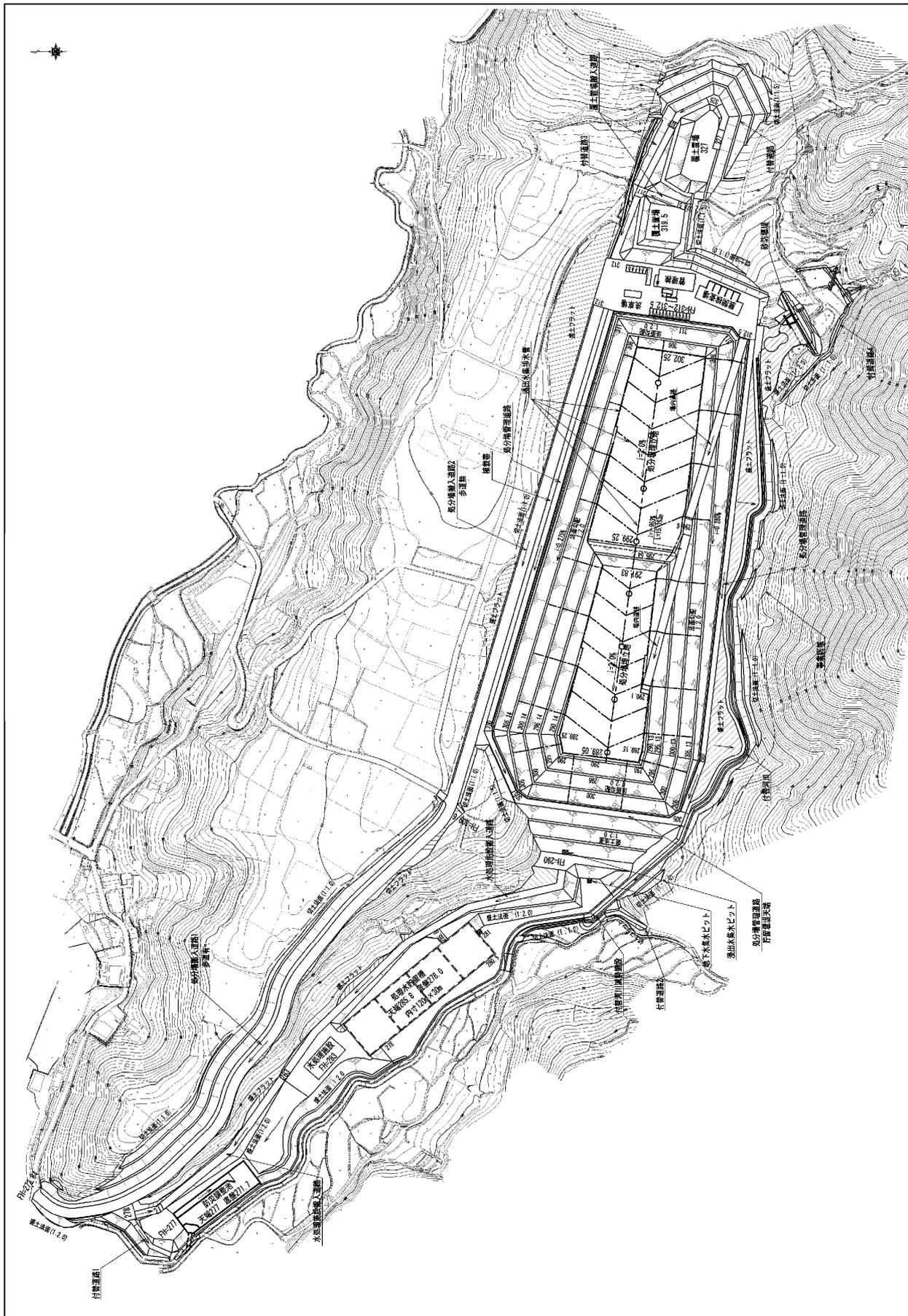


図 2-2-6 最終処分場平面計画

## (9) 計画処理水質

最終処分場の浸出水処理施設の計画処理水質は、重金属類及びその他の項目については下水道の排除基準とする。また、スケール付着防止の観点からカルシウムの水質基準値を表 2-2-15 に示すとおり設定した。

表 2-2-15 最終処分場計画処理水質

水質項目	設定値
重金属	下水道への排除基準
その他	下水道への排除基準
カルシウム	100mg/L以下

## (10) 処理フロー

最終処分場に埋め立てられる廃棄物の処理フローを図 2-2-7 及び図 2-2-8 に示す。搬入された一般廃棄物は、計量・目視検査の後、埋立地で埋立を行う。

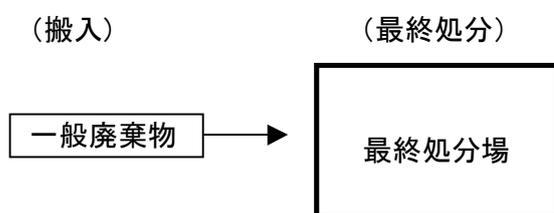


図 2-2-7 処理対象物の種類と処理フロー

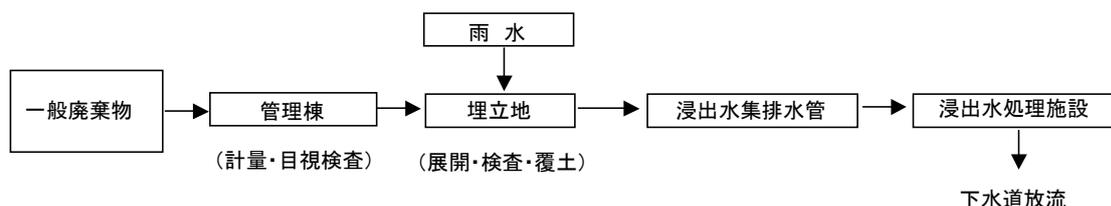


図 2-2-8 最終処分場の処理フロー

## (11) 給排水計画

### ① 給水計画

施設稼働時の用水(主に生活用水)は、上水道を用いる。

### ② 排水計画

浸出水は、浸出水処理施設において関係法令により定められた規制値及び下水道の放流水質基準に適合する処理を行い、下水道(峡東流域下水道)へ放流する。

雨水排水(埋立地以外)は防災調整池(貯留量 3,400m<sup>3</sup>)により流量調整した後、河川に放流する。また、生活排水は下水道(峡東流域下水道)へ放流する。

なお、下水道の放流にあたっては、事前に峡東流域下水道計画と調整(放流水質や接続方法など)していく。

## 5) 地域振興施設の施設計画

地域振興施設として木造平屋建ての温泉施設を計画している。本施設は比較的小規模なものであり、施設整備に伴う環境影響は小さいものであるが、対象事業実施区域内での整備であるため、環境影響評価の対象としている。

(1) 施設規模等

地域振興施設の施設規模等を表 2-2-16 に示す。

表 2-2-16 施設規模等

項目	内容	
温浴施設建築面積	約 1,000m <sup>2</sup>	
構内道路、駐車場面積	約 4,000m <sup>2</sup>	
多目的広場（芝生地）面積	約 0.9ha	
温浴施設＋多目的広場面積	約 16,000m <sup>2</sup>	
残置森林面積	約 2.8ha	
建築物構造	木造平屋建て	
建築高さ	9.5m	
熱源設備	電気式（ヒートポンプ使用）	
給水設備	受水槽＋加圧ポンプ方式	
温泉掘削深度	1,500m	
揚水量	6.5m <sup>3</sup> /h（71.5 m <sup>3</sup> /11h）	
施設排水	公共下水道に放流（浴槽排水、生活排水）	84 m <sup>3</sup> /日

(2) 配置計画

地域振興施設の配置計画を図 2-2-9 に示す。

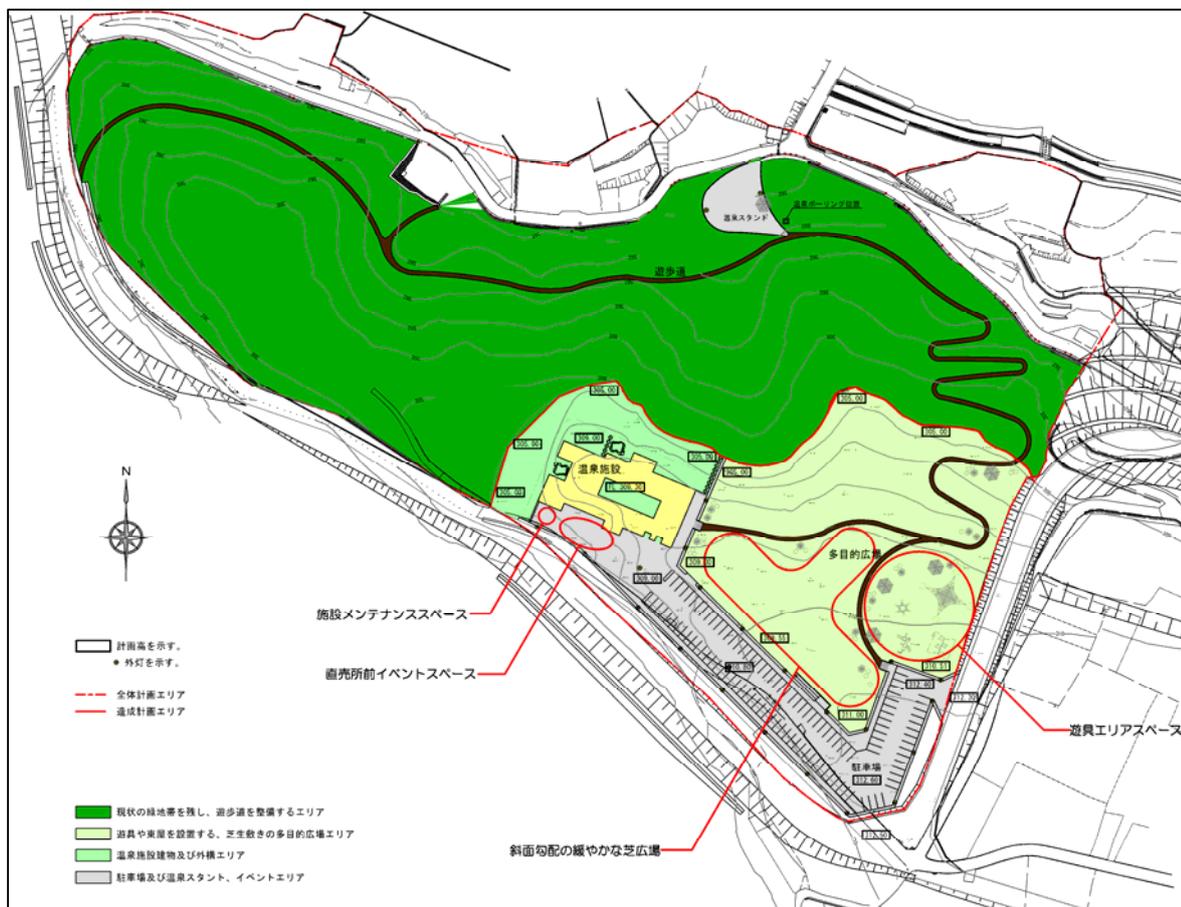


図 2-2-9 地域振興施設配置計画

## 2.2.3 運営・管理計画

### 1) ごみ処理施設

#### (1) 受入計画

廃棄物の受入計画・稼働日数は以下のとおり計画する。

##### ① 受入範囲

対象市町村：甲府市、笛吹市、山梨市、甲州市

##### ② 廃棄物搬入日及び時間

###### (ア) 収集ごみ

毎週 月曜日から土曜日（祝日含む） 午前 8 時 30 分～午前 12 時、午後 1 時～午後 5 時

###### (イ) 許可業者ごみ

毎週 月曜日から土曜日（祝日除く） 午前 8 時 30 分～午前 12 時、午後 1 時～午後 5 時

###### (ウ) 直接搬入

毎週 月曜日から土曜日（祝日除く） 午前 8 時 30 分～午前 12 時、午後 1 時～午後 5 時

##### ③ 廃棄物収集運搬車両台数及び運搬ルート

甲府市、笛吹市、山梨市、甲州市の廃棄物収集運搬車両台数は、表 2-2-17 に示すとおり計画する。運搬ルートは収集地域の方向及び道路混雑状況等を勘案して、図 2-2-14 に示す計画とした。

なお、廃棄物収集運搬車両は収集のため朝に各地の収集起点から出発し、ごみ収集後に対象事業実施区域へ搬入する。収集範囲、走行距離がまちまちであるため、収集・運搬の所要時間がそれぞれ異なり、対象事業実施区域への到着時間帯は分散することとなる。

表 2-2-17 廃棄物運搬車両台数

市	最大台数	平均台数	距離
甲府市	557 台/日	326 台/日	10.0km
笛吹市	128 台/日	75 台/日	11.2km
山梨市	100 台/日	61 台/日	18.6km
甲州市	64 台/日	33 台/日	25.6km

注：距離は各市役所から対象事業実施区域までの走行距離を示す。

##### ④ 廃棄物収集運搬車両待機場所

廃棄物収集運搬車両の待機場所はごみ処理施設敷地内の計量棟手前に設置する。

#### (2) 稼働日数

##### ① 稼働日数及び施設運転時間

焼却溶融施設：約 350 日/年 24 時間運転（一炉当たり約 280 日/年）

リサイクル施設：約 240 日/年（5 時間/日 休日・夜間(22 時～6 時)は稼働しない）

### (3) 環境監視計画

施設の供用後は、施設の稼働状況や関係法令への適合状況を監視するため、表 2-2-18 に示す環境監視を実施する。

表 2-2-18 環境監視計画

区 分	調査事項	調査頻度
ごみ質	ごみ組成、低位発熱量	1 回/月
燃焼状況	温度	常時
排ガス	ばいじん	1 回/2 ヶ月
	塩化水素	1 回/2 ヶ月
	硫黄酸化物	1 回/2 ヶ月
	窒素酸化物	1 回/2 ヶ月
	一酸化炭素	2 回/年
	ダイオキシン類	2 回/年
その他公害防止基準	騒音	2 回/年
	振動	2 回/年
	悪臭	2 回/年

## 2) 最終処分場

### (1) 受入計画

受入対象とする廃棄物は、山梨県内から排出される一般廃棄物とし、廃棄物の搬入期間は、原則として月曜日～土曜日(祝日を含む)とするが、今後計画を具体化する中で決定する。

廃棄物収集運搬車両の計画台数は台数は 27 台/日 (10 t 車 : 8 台/日、4t 車 : 19 台/日) と計画する。

### (2) 環境監視計画

施設の供用後は、施設の稼働状況や関係法令への適合状況を監視するため、以下に示す環境監視を実施する。

#### ① 地下水モニタリング

地下水モニタリングは埋立地上流側と下流側の 4 箇所にモニタリング井戸を設置し、モニタリング井戸と地下水集排水設備出口において、表 2-2-19 に示す項目について地下水分析を行うこととする。

表 2-2-19 地下水モニタリング項目

項 目	頻 度
カドミウム	年 1 回以上
全シアン	
鉛	
六価クロム	
砒 素	
総水銀	
アルキル水銀	
PCB(ポリ塩化ビフェニル)	
ジクロロメタン	
四塩化炭素	
1,2-ジクロロエタン	
1,1-ジクロロエチレン	
シス-1,2-ジクロロエチレン	
1,1,1-トリクロロエタン	
1,1,2-トリクロロエタン	
トリクロロエチレン	
テトラクロロエチレン	
1,3-ジクロロプロペン	
チウラム	
シマジン	
チオベンカルブ	
ベンゼン	
セレン	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	
ふっ素	
ほう素	
ダイオキシシン類	
電気伝導率	月 1 回以上
塩素イオン	

② 処理水放流水モニタリング

処理水放流水のモニタリングは表 2-2-20 に示すとおり計画する。

表 2-2-20 最終処分場計画処理水質

項 目	頻度
下水道排除基準に示す項目	年 1 回以上
水素イオン濃度 生物化学的酸素要求量 浮遊物質 窒素含有量 カルシウム	月 1 回以上

(3) 地域振興施設

① 年間利用者数

年間利用者数は 50,000 人を計画する。

② 施設稼働日数

年間稼働日数は 300 日とする。また、営業時間は、午前 10 時から午後 9 時とする。

③ 利用者交通量

利用者の自動車交通量は 100 台/日を計画する

## 2.2.4 工事計画

### 1) 工事工程

ごみ処理施設及び最終処分場の工事工程計画を以下に示す。

なお、地域振興施設については、現段階で未確定であること、また工事規模が小規模であることから省略した。

#### (1) ごみ処理施設

ごみ処理施設の工事は、先行して造成工事による基盤整備、道路整備を行い、その後、ごみ処理施設を建設するプラント工事を行う工程とする。工事工程計画は表 2-2-22 に示すとおりである。なお、工種別の建設機械台数等については資料編に示す。

#### (2) 最終処分場

最終処分場の工事工程計画は表 2-2-23 に示すとおりである。なお、最終処分場の工事にあたっては、オオタカの繁殖に配慮し、繁殖期には営巣地付近での大規模な掘削工事、伐採工事等を行わないこととする。なお、工種別の建設機械台数等については資料編に示す。

### 2) 車両運行計画

3 施設共通して、工事中の資機材運搬車両の通行経路は、図 2-2-15 に示す一般国道 358 号、県道鶯宿中道線、その他として金川曾根広域農道、県営畑地帯総合整備事業で整備される幹線農道・支線農道である。

車両台数は現段階では、最大で約 816 台/日（ごみ処理施設 600 台/日、最終処分場 160 台/日、地域振興施設 56 台/日）と想定している。

## 2.2.5 環境保全計画

「計画・設計段階」、「工事時」、「存在・供用時」の環境配慮事項を表 2-2-21(1)～表 2-2-24(3)に示す。ここに示す環境配慮事項については、事業者の追加、変更等があった場合においても確実に継承する。

### 1) 計画・設計段階の環境配慮事項

ごみ処理施設、最終処分場の計画・設計にあたっては、環境影響評価の結果を確実に実行するため、環境に配慮する事項としてあらかじめ定めた内容を表 2-2-21(1)～(2)に示す。

表 2-2-21(1) 計画・設計段階の環境配慮事項（ごみ処理施設）

項目	環境影響要因	環境配慮事項	内容
計画・設計	施設計画全般	詳細設計等の発注時の仕様書への明記	詳細設計等の発注にあたっては、評価書に示す環境配慮事項及び環境保全措置を仕様書に明記する。
		環境負荷の小さい計画の選考	複数の計画案の中から計画内容を選定する際には環境影響配慮の程度を評価項目に含むこととする。
		希少植物へ配慮した計画・設計	マツバランをはじめとする希少植物の環境保全措置及び環境配慮事項の効果を阻害しない計画・設計を行う。

表 2-2-21(2) 計画・設計段階の環境配慮事項（最終処分場）

項目	環境影響要因	環境配慮事項	内容
計画・設計	施設計画全般	環境配慮事項及び環境保全措置の実施	今後の計画、設計にあたっては、評価書に示す環境配慮事項及び環境保全措置を適切に実施できる内容とする。
		周辺環境に適合する計画の策定	今後の計画、設計等にあたっては、周辺地形及び植生（二次林）等との連続性、動植物の生息、生育環境に配慮した良好な里山の生態系及び曾根丘陵公園等の眺望点からの景観に配慮した内容とする。
		跡地利用計画の検討	最終処分場跡地利用計画の形状・植栽等検討にあたっては、フォトモンタージュ等を用いて検討する。
		動物による掘り起こし等の防止	埋立処分場をイノシシ、シカ等の大型哺乳類が掘り起こして損傷することがないように、埋立処分場周辺には進入防止策を設置するよう計画する。
		希少植物へ配慮した計画・設計	マツバランをはじめとする希少植物の環境保全措置及び環境配慮事項の効果を阻害しない計画・設計を行う。
		生育地の改変回避	マツバランの 2 箇所の生育地のうちの 1 箇所を現況のまま保全することとして、改変区域から除外した。
		専門家の指導	最終処分場計画の策定にあたって、自然環境等に係る事項に専門家からの指導、助言を受けた場合には、専門家の所属、氏名、専門分野及び指導内容を明らかにする。

## 2) 工事時の環境配慮事項

ごみ処理施設、最終処分場及び地域振興施設の工事实施に関して、環境影響評価の結果によらず、環境に配慮する事項としてあらかじめ定めた内容を表 2-2-22(1)～(3)に示す。

表 2-2-22(1) 工事時の環境配慮事項 (3 事業共通)

項目	環境影響要因	環境配慮事項	内容
大気汚染	造成等の施工	建設機械の稼働集中の回避	造成工事における建設機械の稼働台数・時間の集中を回避することによって粉じんの発生を抑制する。
		造成法面の緑化	切土、盛土の法面整地後は、植生適正時期を勘案の上、できる限り早期に法面緑化を行い、粉じんの発生を抑制する。
	建設機械の稼働	建設機械の稼働集中の回避	工事における建設機械の稼働台数・時間の集中を回避することによって建設機械の排ガス量を低減する。
		機械の選定	排出ガス対策型機械の使用による機械の選定を行い、排ガスの発生を抑制する。 (工事発注時において、対策型機械を使用する等、特記仕様書に明記する)。
資機材運搬車両の走行	資機材運搬車両の集中の回避	資機材運搬車両の運行台数・時間の集中を回避することによって車両排ガスの集中を抑制する。	
騒音	建設機械の稼働	建設機械の稼働集中の回避	工事における建設機械の稼働台数・時間の集中を回避することによって建設機械騒音の発生を抑制する。
		機械の選定	低騒音型建設機械の使用による機械の選定を行い、騒音の発生を抑制する。
	資機材運搬車両の走行	資機材運搬車両の集中の回避	資機材運搬車両の運行台数・時間の集中を回避することによって車両騒音の発生を抑制する。
振動	建設機械の稼働	建設機械の稼働集中の回避	工事における建設機械の稼働台数・時間の集中を回避することによって建設機械振動の発生を抑制する。
		機械の選定	低振動型建設機械の使用による機械の選定を行い、振動の発生を抑制する。
	資機材運搬車両の走行	資機材運搬車両の集中の回避	資機材運搬車両の運行台数・時間の集中を回避することによって車両振動の発生を抑制する。
水質汚濁	造成による土砂流出	防災調整池の設置	防災調整池を2箇所設置し、降雨時に流出する濁水対策を行う。この防災調整池による滞留時間を確保し、上澄水を放流する。
		仮設沈砂池の設置	工事期間中において、特に土砂流出の認められる箇所においては仮設沈砂池を設け、濁水の土砂を沈降させて上澄水を防災調整池へ放流する。
陸上動物生態系	造成等の施工	残置緑地(緩衝緑地)の確保	直接改変区域の外周に残置緑地(緩衝緑地)を確保し、対象事業実施区域外の林内環境、林縁部の植生環境の変化を最小化する。
		水辺環境の創出	対象事業実施区域南側の蟹沢川付替にあたっては、多自然型護岸を採用するとともに、ビオトープとなるような流水域、止水域、湿地等の多様な水辺環境を創出する。 なお、付替河川及びビオトープにおける保全措置の内容は「6.14 生態系」に示す。

表 2-2-22(2) 工事時の環境配慮事項 (3 事業共通)

項目	環境影響要因	環境配慮事項	内容	
陸上動物	資機材運搬車両の走行	ロードキル防止の注意喚起	工事時の資機材運搬車両の運転手に対して、ロードキル防止のための注意喚起を行う。	
	造成による土砂流出	濁水防止策の実施	造成工事に先立ち仮設沈砂池及び仮排水路を設置し、工事中に発生する濁水が水系に流出するのを防止する。	
	建設機械の稼働	保全すべき動物種に配慮した工事工程の検討	保全すべき動物種の繁殖時期等に配慮が必要な時期には影響が生じる恐れのある工区の作業を避けるなどの検討を行ったうえで工事工程を設定する。また、工区ごとの作業工程表を作成し、作業員等に周知徹底する。	
	造成等の施工	工事時間帯の限定	工事時間帯の限定	夜間、及び早朝の工事作業は実施しない。また夜間の作業員の出入りや照明を規制し、動物への影響を低減化させる。
		猛禽類の繁殖期に配慮した工事工程	猛禽類の繁殖期に配慮した工事工程	オオタカ等の猛禽類の繁殖に影響を及ぼさないよう、造成工事、伐採作業等の大規模な作業については猛禽類の非繁殖期に実施する。
		工事開始時における動物の逃避経路確保	工事開始時における動物の逃避経路確保	造成工事においては、一時期に改変区域と非改変区域の連続性を破壊しないよう、工区分けを行い部分的な範囲から順次、工事着手する。
		建設作業機械等の稼働制限	建設作業機械等の稼働制限	クレーンのアームは未使用時には下げ、猛禽類の飛翔妨害を避けるよう配慮するほか、低騒音型の重機使用、未使用時のアイドリング停止、荷台のあおりやバケットたたきつけ、資材の落下等の禁止を徹底し、突発音の防止、低騒音・低振動化に努める。
		残置森林への立ち入り制限	残置森林への立ち入り制限	工事にあたっては、残地森林、対象事業実施区域外の森林等に立ち入らないよう作業員に指導を徹底する。
		立入禁止区域の設定	立入禁止区域の設定	特に、作業員が立ち入ることにより影響が生じる猛禽類営巣地点の付近などは立入禁止区域として設定する。
ゴミ処理方法の徹底		ゴミ処理方法の徹底	作業員の飲食等により生じるゴミは、カラス等を誘引することのないようゴミの管理、処理方法を徹底する。	
作業員への環境配慮指導の徹底		作業員への環境配慮指導の徹底	「建設作業機械等の作業制限」、「残置森林等への立ち入り制限」、「立ち入り禁止区域の設定」及び「ゴミ処理方法の徹底」等の環境配慮事項について、作業員に徹底するため、日々のミーティング等で確認・指導を行う。	
水生生物	造成による土砂流出	工事により発生する濁水の流出防止	工事に先立ち仮設沈砂池や仮排水路等の設置により、工事中の濁水が水系に流出するのを防止する。	

表 2-2-22(3) 工事時の環境配慮事項 (3 事業共通)

項目	環境影響要因	環境配慮事項	内容
生態系	建設機械の稼働	工事時間帯の限定	夜間、及び早朝の工事作業は実施しない。また夜間の作業員の出入りや照明を規制し、動物への影響を低減化させる
		猛禽類の繁殖期に配慮した工事工程	オオタカ等の猛禽類の繁殖に影響を及ぼさないよう、営巣地付近での大規模な掘削工事、伐採作業等については猛禽類の非繁殖期に実施する。
		建設作業機械等の稼働制限	クレーンのアームは未使用時には下げ、猛禽類の飛翔妨害を避けるよう配慮するほか、低騒音型の重機使用、未使用時のアイドリング停止、荷台のあおりやバケットたたきつけ、資材の落下等の禁止を徹底し、突発音の防止、低騒音・低振動化に努める。
	造成による土砂流出	濁水防止策の実施	造成工事に先立ち仮設沈砂池及び仮排水路を設置し、工事中に発生する濁水が水系に流出するのを防止する
	造成等の施工	工事開始時における動物の逃避経路確保	造成工事においては、一時期に改変区域と非改変区域の連続性を破壊しないよう、工区分けを行い部分的な範囲から順次、工事着手する。
		残置緑地への立ち入り制限	工事にあたっては、残置緑地、対象事業実施区域外の森林等に立ち入らないよう作業員に指導を徹底する。
		立入禁止区域の設定	特に、作業員が立ち入ることにより影響が生じる猛禽類営巣地点の付近などは立入禁止区域として設定する。
		ゴミ処理方法の徹底	作業員の飲食等により生じるゴミは、カラス等を誘引することのないようゴミの管理、処理方法を徹底する。
		作業員への環境配慮指導の徹底	「建設作業機械等の作業制限」、「残置緑地等への立ち入り制限」、「立ち入り禁止区域の設定」及び「ごみ処理方法の徹底」等の環境配慮事項について、作業員に徹底するため、日々のミーティング等で確認・指導を行う。
	廃棄物・発生土	造成等による土砂・伐採木等の発生	分別排出に関する指導
伐木等の再利用			伐木等は木材加工業者への委託によりチップ化し、果樹園の堆肥等の再利用に努める。
残土の再利用			造成工事に伴う残土については他の造成事業等との調整により再利用を促進する。
プラント工事における残土の排出抑制			残土の発生量の少ない施設配置計画の検討を行うよう指導する。
その他建設副産物の再利用			伐木等や残土以外の建設副産物（アスファルトがら、コンクリートがら、金属くず、木くず等）についても再生利用を図るよう指導する。
温室効果ガス	資機材運搬車両の走行	工事関係車両からの温室効果ガス排出量の抑制	場外搬出する残土、廃棄物等の搬出先の選定にあたって運行距離に配慮し、工事関係車両の走行に伴う排出量を抑制する。

### 3) 存在・供用時の環境配慮事項

#### (1) ごみ処理施設

ごみ処理施設の存在・供用に関して、環境影響評価の結果によらず、環境に配慮する事項として定めた内容を表 2-2-23(1)～(4)に示す。

表 2-2-23(1) 存在・供用時の環境配慮事項（ごみ処理施設）

項目	環境影響要因	環境配慮事項	内容
大気汚染	ごみ処理施設の稼働	煙突排ガス濃度の低減	燃焼制御及び排ガス処理設備の設置など実行可能なより良い技術を導入するとともに、法規制値より厳しい自主規制値を設定し排ガス濃度の低減を図る。
		排出源高さの設定	煙突高さは地上 59m 以上とする。
		環境監視の実施	燃焼状況、煙突排出ガス濃度などの環境モニタリングを実施する。
	廃棄物運搬車両の走行	廃棄物運搬車両の集中の回避	廃棄物運搬車両の運行台数・時間の集中を回避することによって車両排ガスの発生を抑制する。 特に接地逆転層により大気汚染物質が拡散しにくい早朝及び夕方に搬入が集中することのないように計画する。
関係機関への低公害車両の導入の要請		事業者として可能な範囲で関係機関へ低公害車両の導入について働きかけを行う。	
悪臭	ごみ処理施設の稼働	悪臭防止対策の実施	プラットホーム出入口扉及びエアカーテンの設置、ごみピットの投入扉の設置、ごみピット内の負圧化（燃焼空気としてピット内から吸引）、プラットホームや敷地内道路における清掃によって、外部への臭気の漏洩を防止する。
		煙突排ガス濃度の低減	燃焼制御及び排ガス処理設備の設置など実行可能なより良い技術を導入する。
		排出源高さの設定	煙突高さは地上 59m 以上とする。
騒音	ごみ処理施設の稼働	防音対策の実施	主要な騒音発生機器は屋内へ設置する。
		廃棄物運搬車両の集中の回避	廃棄物運搬車両の運行台数・時間の集中を回避することによって車両騒音の発生を抑制する。
低周波音	ごみ処理施設の稼働	低周波音発生機器の屋内への設置	タービン・発電機、空気圧縮機等の低周波音が発生する可能性がある機器は室内に設置することにより外部への低周波音の伝搬を低減する。
		低周波音発生機器の防振対策	タービン・発電機、空気圧縮機等の低周波音が発生する可能性がある機器については、防振ゴムの設置等の防振対策を行う。
		機器類の定期的な管理	定期的に機械及び施設装置の点検を行い、異常の確認された機器類はすみやかに修理、交換し、機器の異常による大きな低周波音の発生を未然に防ぐ。
振動	ごみ処理施設の稼働	防振対策の実施	主要な振動発生機器は基礎への固定、防振ばねの使用などを実施する。
	廃棄物運搬車両の走行	廃棄物運搬車両の集中の回避	廃棄物運搬車両の運行台数・時間の集中を回避することによって車両振動の発生を抑制する。
水質汚濁	ごみ処理施設の稼働	プラント排水の公共用水域への無放流	プラント排水は、できる限り場内で再利用を行うが、余剰分については除外設備で処理した後、下水道に放流し、公共用水域へは放流しない。

表 2-2-23(2) 存在・供用時の環境配慮事項（ごみ処理施設）

項目	環境影響要因	環境配慮事項	内容
水象	ごみ処理施設の存在	残置林の確保	残存緑地の持つ保水機能を維持することにより、洪水時の流出抑制と平常時の流況の安定化を図るものとする。
		駐車場及び歩道等における浸透性機能を有する構造の検討	地下浸透を促進させることにより、地下水保全を図るとともに、洪水時の流出抑制と平常時の流況の安定化を図るものとする。
		緑化の実施	周辺環境と調和する緑化（二次林）の実施により、改変による表面流出を抑制するために、地下浸透域を促進するとともに、洪水時の流出抑制による流況の安定化を図るものとする。
		地下水利用の回避	ごみ処理施設の冷却水等のプラント用水は地下水を使用せず、上水道を利用する。
地盤沈下	ごみ処理施設の稼働	地下水利用の回避	ごみ処理施設の冷却水等のプラント用水は地下水を使用せず上水道を利用する。
土壌汚染	ごみ処理施設の稼働	煙突排ガス濃度の低減	燃焼制御及び排ガス処理設備の設置など実行可能なより良い技術を導入するとともに、法規制値より厳しい自主規制値を設定し排ガス濃度の低減を図る。
		排出源高さの設定	煙突高さは地上 59m 以上とする。
陸上植物、陸上動物、水生生物、生態系	ごみ処理施設の存在	残置緑地（緩衝緑地）の確保	直接改変区域の外周に残置緑地（緩衝緑地）を確保し、対象事業実施区域外の林内環境、林縁部の植生環境の変化を最小化する。
		水辺環境の創出	対象事業実施区域南側の蟹沢川付替にあたっては、多自然型護岸を採用するとともに、ビオトープとなるような流水域、止水域、湿地等の多様な水辺環境を創出する。 なお、付替河川及びビオトープにおける保全措置の内容は「6.14 生態系」に示す。
陸上動物	ごみ処理施設の存在	作業時間の限定	夜間、及び早朝の屋外作業は実施しない。また駐車場等の照明の対象事業実施区域外への漏洩を抑制し、動物への影響を低減化させる。
		緑化の実施	残置緑地内にある果樹園に樹木植栽を行い、周辺環境と調和のとれた二次林主体の樹林を創出するとともに、造成の法面は早期緑化を行い、動物の生息・利用環境を回復させる。
		施設フェンスの設置	廃棄物運搬車等の搬入路を含めた施設外周部にフェンスを設置し、敷地内への動物侵入を防止してロードキルの危険性を排除する。
		昆虫類の誘引効果が低い夜間照明の設定	夜間照明及び外灯は、昆虫類の誘引効果の低い黄色高圧ナトリウムランプ等を使用し、周辺の昆虫相の保全と、それらを餌とする生物の餌資源について保全する。
	廃棄物運搬車両の走行	ロードキル防止の注意喚起	存在・供用時の廃棄物運搬車両の運転手に対して、ロードキル防止のための注意喚起を行う。

表 2-2-23(3) 存在・供用時の環境配慮事項（ごみ処理施設）

項目	環境影響要因	環境配慮事項	内容
生態系	ごみ処理施設の存在	作業時間の限定	夜間、及び早朝の屋外作業は実施しない。また駐車場等の照明の対象事業実施区域外への漏洩を抑制し、動物への影響を低減化させる。
		緑化の実施	残置緑地内にある果樹園に樹木植栽を行い、周辺環境と調和のとれた二次林主体の樹林を創出するとともに、造成の法面は早期緑化を行い、動物の生息・利用環境を回復させる。
		施設フェンスの設置	廃棄物運搬車等の搬入路を含めた施設外周部にフェンスを設置し、敷地内への動物侵入を防止してロードキルの危険性を排除する。
		昆虫類の誘引効果が低い夜間照明の設定	夜間照明及び外灯は、昆虫類の誘引効果の低い黄色高圧ナトリウムランプ等を使用し、周辺の昆虫相の保全と、それらを餌とする生物の餌資源について保全する。
景観・風景、人と自然との触れ合い活動の場	ごみ処理施設の存在	残置林の確保	対象事業実施区域内において現況の斜面林等を活かした残置林を確保し、周辺からの眺望の変化を最小化する。
		緑化の実施	のり面や建物周辺を植栽することで景観の変化を抑制し、周辺の里山景観との調和を図る。
		建物等の色彩及び形状の配慮	煙突、建物は周辺の里山景観との調和に配慮した色調とする。また、建物の形状の変化や壁の分割等により周辺景観との調和を図る。
		維持管理上の配慮	残置林やのり面が良好な状態を保つことができるよう適正な管理を行う。
廃棄物・発生源	ごみ処理施設の稼働	ごみの減量化・分別に関する指導	広報、啓発による更なるごみの減量化・分別のための活動を行う。
		飛灰の適正処理	飛灰については、重金属の溶出を防止するため薬剤処理し、飛灰固化物として最終処分場への埋立処分を行う。
		熔融スラグの有効利用	熔融スラグ利用者との連携により品質保証体制を構築し、環境安全性の高い熔融スラグを出荷することで、コンクリート二次製品、路盤材等としての有効利用を図る。 また、事業者または事業者構成自治体において、熔融スラグの具体的な有効利用計画等が策定された場合には公表する。
		施設運営や管理事務に伴い発生する廃棄物の再利用、適正処分	施設運営や管理事務に伴い発生する廃棄物は、極力発生抑制(用紙の両面使用、缶・びん等の分別による資源としての再利用等)に努めるとともに、適正に処分する。
大気汚染物質・水質汚濁物質	ごみ処理施設の稼働	煙突排ガス濃度の低減	燃焼制御及び排ガス処理設備の設置など実行可能なより良い技術を導入するとともに、法規制値より厳しい自主規制値を設定し排ガス濃度の低減を図る。
		プラント排水の公共用水域への無放流	プラント排水は、できる限り場内で再利用を行うが、余剰分については除外設備で処理した後、下水道に放流し、公共用水域へは放流しない。

表 2-2-23(4) 存在・供用時の環境配慮事項（ごみ処理施設）

項目	環境影響要因	環境配慮事項	内容
温室効果ガス等	ごみ処理施設の稼働	ごみの減量化・分別に関する指導	広報、啓発による更なるごみの減量化・分別のための活動を行う。
		ごみ処理施設における高効率発電の導入	廃棄物の焼却処理に伴い排出される熱を回収し、発電に利用することで、外部から供給される電気使用量を削減する。
		助燃材の消費量の低減	燃焼温度の適正管理により消費低減の消費を抑制するよう指導を行う。
		職員に対する温暖化対策意識の啓発活動	職員に対する温暖化対策意識の啓発活動をおこない、省エネ、節約を心がけることでエネルギー使用量を削減する。
	廃棄物運搬車両の走行	収集運搬車両からの温室効果ガス排出量の抑制	定期的な収集運搬車両の点検を指導するほか、天然ガス車等の低公害車の導入を促す。また、運転する際に必要以上の暖気運転（アイドリング）をしないよう指導を行う。

(2) 最終処分場

最終処分場の存在・供用に関して、環境影響評価の結果によらず、環境に配慮する事項として定めた内容を表 2-2-24(1)～(3)に示す。

表 2-2-24(1) 存在・供用時の環境配慮事項（最終処分場）

項目	環境影響要因	環境配慮事項	内容
大気汚染	最終処分場の稼働	機械の選定	排出ガス対策型機械の使用による機械の選定を行い、排ガスの発生を抑制する。
	廃棄物の埋立	中間覆土、即日覆土の実施	廃棄物の埋立に伴い、定期的に中間覆土、即日覆土を実施し、粉じんの発生を防止する。
	廃棄物運搬車両の走行	廃棄物運搬車両の集中の回避	廃棄物運搬車両の運行台数・時間の集中を回避することによって車両排ガスの発生を抑制する。
悪臭	廃棄物の埋立	中間覆土、即日覆土の実施	廃棄物の埋立に伴い、定期的に中間覆土、即日覆土を実施し、悪臭の漏洩を防止する。
騒音	浸出水処理施設の稼働	防音対策の実施	主要な騒音発生機器は屋内へ設置する。
	廃棄物の埋立	作業機械の選定	低騒音型建設機械の使用により騒音の発生を抑制する。
振動	浸出水処理施設の稼働	防振対策の実施	主要な振動発生機器は基礎への固定、防振ばねの使用などを実施する。
水質汚濁	浸出水処理施設の稼働	浸出水処理水の公共用水域への無放流	浸出水処理水は、下水道に放流し、公共用水域へは放流しない。
	廃棄物の埋立	遮水工の設置	埋立地は遮水工を敷設し、地下水汚染を防止する。
		地下水質の監視	埋立地の上下流に各々観測孔（地下水モニタリング井戸）を設置し、定期的に地下水質を監視する。
水象	最終処分場の存在	掘削深度の抑制	地下水への影響を回避するよう最終処分場の掘削深度は、地下水面よりも高い位置とする。
		緑化の実施	周辺環境と調和する緑化（二次林）の実施により、改変による表面流出を抑制するために、地下浸透域を促進するとともに、洪水時の流出抑制による流況の安定化を図るものとする。
地盤沈下	最終処分場の存在	粘土層の撤去による圧密沈下の防止	圧密沈下要因である粘土層の除去を実施し、圧密要因を回避する。
		地盤改良対策の実施	粘土層について、地盤改良を行うことで、圧密沈下量を低減させる。

表 2-2-24(2) 存在・供用時の環境配慮事項（最終処分場）

項目	環境影響要因	環境配慮事項	内容
土壌汚染	最終処分場の稼働	即日覆土、中間覆土の実施	廃棄物の埋立に伴い即日覆土を行い、定期的に中間覆土を実施し、廃棄物の飛散を防止する。
		最終処分場周辺の定期的な清掃	埋立部分周辺及び雨水側溝等の飛散物が溜まりやすい場所については、定期的に清掃を実施し、清掃により集められた廃棄物については、最終処分場において埋立処分する。
		定期的な土壌調査の実施	最終処分場周辺の土壌については定期的に成分分析を行う。
陸上植物、陸上動物、水生生物、生態系	最終処分場の存在	残置緑地（緩衝緑地）の確保	直接改変区域の外周に残置緑地（緩衝緑地）を確保し、対象事業実施区域外の林内環境、林縁部の植生環境の変化を最小化する。
		水辺環境の創出	対象事業実施区域南側の蟹沢川付替にあたっては、多自然型護岸を採用するとともに、ビオトープとなるような流水域、止水域、湿地等の多様な水辺環境を創出する。なお、付替河川及びビオトープにおける保全措置の内容は「6.14 生態系」に示す。
陸上動物	最終処分場の存在	作業時間の限定	夜間、及び早朝の屋外作業は実施しない。また駐車場等の照明の対象事業実施区域外への漏洩を抑制し、動物への影響を低減化させる。
		緑化の実施	残置緑地内にある果樹園に樹木植栽を行い、周辺環境と調和のとれた二次林主体の樹林を創出するとともに、造成の法面は早期緑化を行い、動物の生息・利用環境を回復させる。
		施設フェンスの設置	廃棄物運搬車等の搬入路を含めた施設外周部にフェンスを設置し、敷地内への動物侵入を防止してロードキルの危険性を排除する。
		昆虫類の誘引効果が低い夜間照明の設定	夜間照明及び外灯は、昆虫類の誘引効果の低い黄色高圧ナトリウムランプ等を使用し、周辺の昆虫相の保全と、それらを餌とする生物の餌資源について保全する。
	廃棄物運搬車両の走行	ロードキル防止の注意喚起	存在・供用時の廃棄物運搬車両の運転手に対して、ロードキル防止のための注意喚起を行う。
生態系	最終処分場の存在	作業時間の限定	夜間、及び早朝の屋外作業は実施しない。また駐車場等の照明の対象事業実施区域外への漏洩を抑制し、動物への影響を低減化させる。
		緑化の実施	残置緑地内にある果樹園に樹木植栽を行い、周辺環境と調和のとれた二次林主体の樹林を創出するとともに、造成の法面は早期緑化を行い、動物の生息・利用環境を回復させる。
		施設フェンスの設置	廃棄物運搬車等の搬入路を含めた施設外周部にフェンスを設置し、敷地内への動物侵入を防止してロードキルの危険性を排除する。
		昆虫類の誘引効果が低い夜間照明の設定	夜間照明及び外灯は、昆虫類の誘引効果の低い黄色高圧ナトリウムランプ等を使用し、周辺の昆虫相の保全と、それらを餌とする生物の餌資源について保全する。

表 2-2-24(3) 存在・供用時の環境配慮事項（最終処分場）

項目	環境影響要因	環境配慮事項	内容
景観・風景、人と自然との触れ合い活動の場	最終処分場の存在	残置林の確保	対象事業実施区域内において現況の斜面林等を活かした残置林を確保し、周辺からの眺望の変化を最小化する。
		緑化の実施	のり面や建物周辺を植栽することで景観の変化を抑制し、周辺の里山景観との調和を図る。
		建物等の色彩の配慮	建物は周辺の里山景観との調和に配慮した色調とする。
		維持管理上の配慮	残置林やのり面が良好な状態を保つことができるよう適正な管理を行う。
廃棄物・発生土	最終処分場の稼働	ごみの減量化・分別に関する指導	広報、啓発による更なるごみの減量化・分別のための活動を行う。
		施設運営や管理事務に伴い発生する廃棄物の再利用、適正処分	施設運営や管理事務に伴い発生する廃棄物は、極力発生抑制(用紙の両面使用、缶・びん等の分別による資源としての再利用等)に努めるとともに、適正に処分する。
大気汚染物質・水質汚濁物質	最終処分場の稼働	浸出水処理水の公共用水域への無放流	浸出水処理水は、下水道に放流し、公共用水域へは放流しない。
温室効果ガス	最終処分場の稼働	重機からの温室効果ガス排出量の抑制	掘削などの施工範囲の適正な設定により重機の稼働時間を抑制する。

### 第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況



### 第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況

#### 3.1 対象事業実施区域及びその周囲の概況を把握する地域

対象事業実施区域及びその周囲の概況を把握する地域は、対象事業実施区域が笛吹市に位置し、また、対象事業実施区域が甲府市との市境に接していることから笛吹市と甲府市を基本とする。対象事業実施区域及びその周囲の概況を把握する地域を表 3-1-1 に示す。

表 3-1-1 対象事業実施区域及びその周囲に地域の概況を把握する地域

地 域
甲府市、笛吹市

#### 3.2 対象事業実施区域及びその周囲の概況

##### 3.2.1 対象事業実施区域及びその周囲の概況のまとめ

###### 1) 自然的状況

対象事業実施区域及びその周囲の自然的状況のまとめを表 3-2-1(1)～(4)に示す。

表 3-2-1(1) 対象事業実施区域及びその周辺の自然的状況のまとめ

調査項目		調査結果の概要																										
(1) 大気環境	1) 気 象	<p>対象事業実施区域から北北西約 9km 地点に位置する甲府地方気象台の観測結果は以下のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>観測結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>気温 (平年値)</td> <td>月別平均は1月が2.5℃と最も低く、8月が26.2℃と最も高い。最高気温は4月から10月にかけて20℃を上回り、月最低気温は12月から2月にかけて0℃を下回る。</td> </tr> <tr> <td>降水量 (平年値)</td> <td>年間降水量は1,109.7mmであり、6～8月にやや多くなり、台風の時期である9月に最大となっている。</td> </tr> <tr> <td>日照時間 (平年値)</td> <td>5月が最も多く、9月が最も少ない。</td> </tr> <tr> <td>平均風速</td> <td>2005年から2009年で2.1～2.3m/sとほぼ変わらず、3月頃に大きく10月頃に小さくなる傾向がある。</td> </tr> <tr> <td>風向</td> <td>2005年から2009年の最多風向は、年間では南西の風が最も多く、月別では1月から3月にかけて北西系、6月から8月にかけては南西の風向が最も多くなっている。</td> </tr> </tbody> </table>		項 目	観測結果	気温 (平年値)	月別平均は1月が2.5℃と最も低く、8月が26.2℃と最も高い。最高気温は4月から10月にかけて20℃を上回り、月最低気温は12月から2月にかけて0℃を下回る。	降水量 (平年値)	年間降水量は1,109.7mmであり、6～8月にやや多くなり、台風の時期である9月に最大となっている。	日照時間 (平年値)	5月が最も多く、9月が最も少ない。	平均風速	2005年から2009年で2.1～2.3m/sとほぼ変わらず、3月頃に大きく10月頃に小さくなる傾向がある。	風向	2005年から2009年の最多風向は、年間では南西の風が最も多く、月別では1月から3月にかけて北西系、6月から8月にかけては南西の風向が最も多くなっている。													
	項 目	観測結果																										
気温 (平年値)	月別平均は1月が2.5℃と最も低く、8月が26.2℃と最も高い。最高気温は4月から10月にかけて20℃を上回り、月最低気温は12月から2月にかけて0℃を下回る。																											
降水量 (平年値)	年間降水量は1,109.7mmであり、6～8月にやや多くなり、台風の時期である9月に最大となっている。																											
日照時間 (平年値)	5月が最も多く、9月が最も少ない。																											
平均風速	2005年から2009年で2.1～2.3m/sとほぼ変わらず、3月頃に大きく10月頃に小さくなる傾向がある。																											
風向	2005年から2009年の最多風向は、年間では南西の風が最も多く、月別では1月から3月にかけて北西系、6月から8月にかけては南西の風向が最も多くなっている。																											
2) 大気質	<p>甲府市、笛吹市における測定局としては、平成20年度末において一般環境大気測定局で衛公研局、笛吹局があり、自動車排ガス測定局で県庁自動車排ガス局、国母自動車排ガス局がある。平成20年度の観測結果は以下のとおりとなっている（結果は測定を行っている測定局のみを示す）。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>測定局</th> <th>観測結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>二酸化硫黄</td> <td>衛公研</td> <td>環境基準を達成している。</td> </tr> <tr> <td>二酸化窒素</td> <td>衛公研、笛吹、 県庁自排</td> <td>環境基準を達成している。</td> </tr> <tr> <td>浮遊粒子状物質</td> <td>全局</td> <td>環境基準を達成している。</td> </tr> <tr> <td>一酸化炭素</td> <td>県庁自排、 国母自排</td> <td>環境基準を達成している。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">光化学オキシダント</td> <td>衛公研</td> <td>環境基準を超えた日が77日あった。</td> </tr> <tr> <td>笛吹</td> <td>環境基準を超えた日が96日あった。</td> </tr> <tr> <td>有害大気汚染物質</td> <td>衛公研、県庁自排、 国母自排</td> <td>環境基準を達成している。</td> </tr> <tr> <td>ダイオキシン類</td> <td>衛公研</td> <td>環境基準を達成している。</td> </tr> </tbody> </table>		項 目	測定局	観測結果	二酸化硫黄	衛公研	環境基準を達成している。	二酸化窒素	衛公研、笛吹、 県庁自排	環境基準を達成している。	浮遊粒子状物質	全局	環境基準を達成している。	一酸化炭素	県庁自排、 国母自排	環境基準を達成している。	光化学オキシダント	衛公研	環境基準を超えた日が77日あった。	笛吹	環境基準を超えた日が96日あった。	有害大気汚染物質	衛公研、県庁自排、 国母自排	環境基準を達成している。	ダイオキシン類	衛公研	環境基準を達成している。
項 目	測定局	観測結果																										
二酸化硫黄	衛公研	環境基準を達成している。																										
二酸化窒素	衛公研、笛吹、 県庁自排	環境基準を達成している。																										
浮遊粒子状物質	全局	環境基準を達成している。																										
一酸化炭素	県庁自排、 国母自排	環境基準を達成している。																										
光化学オキシダント	衛公研	環境基準を超えた日が77日あった。																										
	笛吹	環境基準を超えた日が96日あった。																										
有害大気汚染物質	衛公研、県庁自排、 国母自排	環境基準を達成している。																										
ダイオキシン類	衛公研	環境基準を達成している。																										

表 3-2-1 (2) 対象事業実施区域及びその周辺の自然的状況

調査項目		調査結果の概要																								
(1) 大気環境	3) 騒音	道路交通騒音の面的評価結果について、の笛吹市内においては、対象とした 699 戸中 29 戸（平成 20 年度）、甲府市では、対象とした 16,885 戸中 931 戸（平成 21 年度）が環境基準を超えていた。																								
	4) 振動	「平成 21 年版 やまなしの環境 2009」（山梨県,平成 22 年 2 月）によると対象事業実施区域及びその周辺では振動に関する調査は実施されていない。																								
	5) 悪臭	「平成 21 年版 やまなしの環境 2009」（山梨県,平成 22 年 2 月）によると対象事業実施区域及びその周辺では振動に関する調査は実施されていない。																								
(2) 水環境	1) 水象	対象事業実施区域周辺における河川としては、対象事業実施区域の北側に沿って東から西に流れる間門川及び対象事業実施区域内の南側を東から西に流れ対象事業実施区域の北西約 300m の位置において間門川に合流する蟹沢川がある。間門川は対象事業実施区域の北西約 1.6km の位置において芋沢川と合流した後、富士川水系の笛吹川中流に流入している。																								
	2) 水質	<p>①河川 間門川、蟹沢川の水が流れ込む笛吹川において 5 地点で測定が実施され、平成 21 年度における水質調査結果は以下のとおりとなっている。</p> <p>また、笛吹川でダイオキシン類の測定を実施している 1 地点の調査結果は環境基準を達成している。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>調査結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水素イオン濃度</td> <td>全地点で環境基準を達成している。</td> </tr> <tr> <td>溶存酸素量</td> <td>3 地点で環境基準値を下回った。</td> </tr> <tr> <td>生物学的酸素要求量</td> <td>年間 75%値は全の地点で環境基準を達成している。</td> </tr> <tr> <td>浮遊物質</td> <td>1 地点で環境基準を超える検体があった。</td> </tr> <tr> <td>大腸菌群数</td> <td>全ての地点で環境基準値を超える検体があった。</td> </tr> <tr> <td>健康項目</td> <td>全ての地点の全項目で環境基準を達成している。</td> </tr> </tbody> </table> <p>②地下水 笛吹市、甲府市における地下水の調査結果は以下のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>調査結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>概況調査 (平成 21 年度)</td> <td>甲府市で 10 地点、笛吹市で 2 地点の調査が実施され、環境基準を超過する項目はなかった。</td> </tr> <tr> <td>継続監視調査 (平成 21 年度)</td> <td>笛吹市で 9 地点、甲府市で 5 地点の調査が実施され、砒素が笛吹市の 1 地点で、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が笛吹市の 2 地点で環境基準値を超過していた。</td> </tr> <tr> <td>汚染井戸周辺 地区調査(平成 17 年度)</td> <td>笛吹市境川町藤壘において硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素を 12 地点で調査しており、1 地点で環境基準を超えていた。</td> </tr> <tr> <td>ダイオキシン類 (平成 21 年度)</td> <td>甲府市の 5 地点で調査を実施しており、調査結果は環境基準を達成している。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	調査結果	水素イオン濃度	全地点で環境基準を達成している。	溶存酸素量	3 地点で環境基準値を下回った。	生物学的酸素要求量	年間 75%値は全の地点で環境基準を達成している。	浮遊物質	1 地点で環境基準を超える検体があった。	大腸菌群数	全ての地点で環境基準値を超える検体があった。	健康項目	全ての地点の全項目で環境基準を達成している。	項目	調査結果	概況調査 (平成 21 年度)	甲府市で 10 地点、笛吹市で 2 地点の調査が実施され、環境基準を超過する項目はなかった。	継続監視調査 (平成 21 年度)	笛吹市で 9 地点、甲府市で 5 地点の調査が実施され、砒素が笛吹市の 1 地点で、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が笛吹市の 2 地点で環境基準値を超過していた。	汚染井戸周辺 地区調査(平成 17 年度)	笛吹市境川町藤壘において硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素を 12 地点で調査しており、1 地点で環境基準を超えていた。	ダイオキシン類 (平成 21 年度)	甲府市の 5 地点で調査を実施しており、調査結果は環境基準を達成している。
	項目	調査結果																								
	水素イオン濃度	全地点で環境基準を達成している。																								
溶存酸素量	3 地点で環境基準値を下回った。																									
生物学的酸素要求量	年間 75%値は全の地点で環境基準を達成している。																									
浮遊物質	1 地点で環境基準を超える検体があった。																									
大腸菌群数	全ての地点で環境基準値を超える検体があった。																									
健康項目	全ての地点の全項目で環境基準を達成している。																									
項目	調査結果																									
概況調査 (平成 21 年度)	甲府市で 10 地点、笛吹市で 2 地点の調査が実施され、環境基準を超過する項目はなかった。																									
継続監視調査 (平成 21 年度)	笛吹市で 9 地点、甲府市で 5 地点の調査が実施され、砒素が笛吹市の 1 地点で、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が笛吹市の 2 地点で環境基準値を超過していた。																									
汚染井戸周辺 地区調査(平成 17 年度)	笛吹市境川町藤壘において硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素を 12 地点で調査しており、1 地点で環境基準を超えていた。																									
ダイオキシン類 (平成 21 年度)	甲府市の 5 地点で調査を実施しており、調査結果は環境基準を達成している。																									
3) 底質	平成 21 年度における笛吹川の底質については、笛吹川下流三郡東橋の 1 地点においてダイオキシン類の測定が実施されており、環境基準を達成している。																									
4) 土壌汚染	笛吹市、甲府市における土壌調査については、平成 20 年度に甲府市立湯田小学校の 1 地点でダイオキシン類の調査が実施され、環境基準を達成している。																									
(3) 土壌及び地盤環境	1) 土壌	対象事業実施区域の土壌は、およそ北側半分は淡色黒ボク土(丸山統)、南側半分は褐色森林土(氷見統)が分布し、北東側及び南西側の敷地境界付近に褐色森林土(中道 2 統)も分布している。																								
	2) 地形	対象事業実施区域は、緩やかな山地斜面にあり、南側の一部が谷底平野となっている。なお、対象事業実施区域に近い活断層は、北側約 1km の位置に確実な活断層が、不確かな活断層が北側約 220m の位置にあるが、対象事業実施区域には存在していない。																								

表 3-2-1 (3) 対象事業実施区域及びその周辺の自然的状況

調査項目		調査結果の概要
(3) 土 壌 及 び地盤環境	3) 地 質	対象事業実施区域の表層地質は、主に洪積世の洪積堆積物であり西側及び南側の低地部は沖積世の砂礫質沖積層となっている。
	4) 重要な 地形・地質	地形レッドデータブックによると、対象事業実施区域より北西側約 2km の曾根丘陵の断層地形が危機にある地形に選定されており、対象事業実施区域より北西側約 2km の曾根丘陵の新时期断層変位地形及び北東側約 2~14km の一宮町周辺の扇状地群が、保全すべき地形に選定されているが、対象事業実施区域には重要な地形・地質は分布していない。
(4) 植物、動 物及び生態 系	1) 植 物	<p>対象事業実施区域及びその周辺の植生は、主に中央から東側にかけて桑園、南西側の低地部に水田雑草群落が分布し、一部ヤブツバキクラス域代償植生としてクヌギーコナラ群集及びアカマツ植林が分布する。なお、現在の対象事業実施区域は主に果樹園、畑及び水田が主体であり、南東側の休耕田の一部は湿地状となった地域がみられる。</p> <p>また、対象事業実施区域及びその周辺には、特定植物群落、巨樹・巨木林は分布していない。</p>
	2) 動 物	<p>①哺乳類 対象事業実施区域及びその周辺の旧境川村及び旧中道町においては、過去にコウモリ、ムササビ、ノウサギ、ホンドタヌキ、ニホンイタチ、ニホンアナグマ、ニホンリス、ホンシュウモモンガ、ニホンザル、ヤマネ、キツネ、イノシシ、タヌキ、ニホンツキノワグマ等が確認されている。</p> <p>②鳥 類 対象事業実施区域及びその周辺の旧境川村及び旧中道町においては、過去に猛禽類としてはオオタカ、チョウゲンボウ、ノスリ、ハチクマ、クマタカ、オジロワシ等が確認され、その他、鳥類も多種確認されている。</p> <p>③両生類・爬虫類 対象事業実施区域及びその周辺の旧境川村及び旧中道町においては、過去に両生類ではカジカガエル、シュレーゲルアオガエル、タゴガエル、ヤマアカガエル、ウシガエル、ニホンアマガエル、爬虫類ではイシガメ、ミシシippアカミミガメ、ニホンカナヘビが確認されている。</p> <p>④淡水魚類 対象事業実施区域周辺の水域の本流である笛吹川においては、過去にアブラハヤ、ウグイ、カジカ、コイ、ドジョウ、ナマズ、モツゴが確認され、旧境川村及び旧中道町においては、カジカ、ヤマメ、アマゴ、スジシマドジョウ等が確認されている。</p> <p>⑤昆虫類 対象事業実施区域周辺の旧境川村及び旧中道町においては、多種の昆虫類が確認されており、準絶滅危惧種（山梨県）に指定されているオオチャバネセセリも確認されている。</p>
(5) 景 観	1) 景 観	<p>対象事業実施区域及びその周辺は、御坂山地から流れ出る河川によって形成された複合扇状地が、変位を受けて形成された丘陵地(曾根丘陵)にあたり、丘陵地が開拓された農村景観を呈している。</p> <p>景観構成要素としては、田畑、果樹園及び住宅地などの人工的要素と、背後に広がる樹林地、また対象事業実施区域周辺を流れる間門川、蟹沢川など自然的要素が混在し形成されている。</p>

表 3-2-1(4) 対象事業実施区域及びその周辺の自然的状況

調査項目		調査結果の概要
(6) 人と自然との触れ合い活動の場	1) 人と自然との触れ合い活動の場	対象事業実施区域の周辺には、公園やアウトドア施設などが分布しているが、対象事業実施区域内には主要な人と自然との触れ合いの活動の場は分布していない。なお、笛吹市にはレクリエーションの場として、散策コースが設定されている地域があるが、対象事業実施区域周辺には存在していない。
(7) 歴史的・文化的環境	1) 歴史的・文化的環境	<p>①文化財等の状況</p> <p>対象事業実施区域に最も近い指定文化財としては、直近に桑原家文書があるが、書跡であって対象事業による影響を受けるものではない。</p> <p>②埋蔵文化財包蔵地</p> <p>対象事業実施区域には、周知の埋蔵文化財として、馬場遺跡、前付遺跡、大祥寺遺跡が分布し、対象事業実施区域周辺にも、数多くの集落跡、散布地、古墳などが分布している。</p> <p>なお、対象実施区域における試掘調査の結果、ごみ処理施設の範囲においては、出土品が確認されたため、工事着手前に本掘を行う予定である。最終処分場の範囲においては、試掘の結果、出土品は確認されなかった。</p>
(8) その他の事項	1) テレビジョン電波	対象事業実施区域及びその周辺のテレビジョン放送は、甲府局（アナログ、デジタル）及び甲府南局（アナログ：親局は甲府局）から受信している状況である。
	2) 公害苦情件数	平成 20 年度における甲府市、山梨市、笛吹市、甲州市においては、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、悪臭に関して合計 309 件の苦情がある。

2) 社会的状況

対象事業実施区域及びその周囲の社会的状況のまとめを表 3-2-2(1)～(6)に示す。

表 3-2-2(1) 対象事業実施区域及びその周辺の社会的状況のまとめ

調査項目		調査結果の概要															
(1) 行政区画	1) 行政区画	対象事業実施区域は、笛吹市の北西側の境川町寺尾地区に位置し、甲府市との市境に近く、周辺は主に甲府盆地の南東部から山地へと向かう途中の丘陵部（曽根丘陵）となっている。また、笛吹市は、平成 16 年 10 月 12 日に旧春日居町、旧石和町、旧御坂町、旧一宮町、旧八代町、旧境川町が合併し誕生し、平成 18 年 8 月 1 日には旧芦川村とも合併している。															
(2) 人口	1) 人口及び世帯数	<p>平成 22 年度における人口、世帯数は以下に示すとおりであり、近年減少傾向にある。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>人口総数</th> <th>世帯数総数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>甲府市</td> <td>198,838</td> <td>85,211</td> </tr> <tr> <td>笛吹市</td> <td>70,519</td> <td>25,445</td> </tr> <tr> <td>山梨市</td> <td>36,796</td> <td>13,035</td> </tr> <tr> <td>甲州市</td> <td>33,947</td> <td>11,583</td> </tr> </tbody> </table>	地域	人口総数	世帯数総数	甲府市	198,838	85,211	笛吹市	70,519	25,445	山梨市	36,796	13,035	甲州市	33,947	11,583
	地域	人口総数	世帯数総数														
	甲府市	198,838	85,211														
笛吹市	70,519	25,445															
山梨市	36,796	13,035															
甲州市	33,947	11,583															
2) 人口密度	平成 22 年における人口密度は、甲府市 936 人/km <sup>2</sup> 、笛吹市 349 人/km <sup>2</sup> 、山梨市 127 人/km <sup>2</sup> 、甲州市 129 人/km <sup>2</sup> である。																
3) 人口動態	自然動態については、甲府市、笛吹市、山梨市、甲州市のいずれも減少しており、社会動態については、笛吹市を除き減少している。																
(3) 産業	1) 産業人口	平成 17 年における産業別就業者数を見ると、甲府市では卸売・小売業の就業者が最も多く、次いで製造業の順となっている。笛吹市、山梨市及び甲州市では農業が最も多く、次いで卸売・小売業の順となっている。															

表 3-2-2(2) 対象事業実施区域及びその周辺の社会的状況のまとめ

調査項目		調査結果の概要
(3)産業	2)産業構造	<p>①商 業 甲府市、笛吹市、山梨市及び甲州市の平成 16 年から平成 19 年にかけての変化をみると、商店数は 4 市とも減少しているが、従業者数及び年間商品販売額は、甲州市で増加し、その他 3 市では減少している。</p> <p>②工 業 甲府市、笛吹市、山梨市及び甲州市の平成 19 年から平成 21 年にかけての変化をみると、事業所数は 4 市とも増減を繰り返しているが、従業者数は、山梨市を除き年々減少している。年間製造品出荷額等は、4 市とも平成 19 年から平成 20 年の変化に比べ、平成 20 年から平成 21 年は大きく減少している。</p> <p>③農業・林業 平成 21 年度における農業就業人口は、甲府市 2,300 人、笛吹市 7,214 人、山梨市 3,619 人及び甲州市 4,489 人であり、4 市ともに、専業農家よりも兼業農家の数が多い。 また、平成 21 年度における森林面積は、甲府市 13,633ha、笛吹市 11,836ha、山梨市 23,684ha 及び甲州市 21,141ha であり、甲府市、笛吹市では、民有林面積が多く、山梨市、甲州市では県有林面積と民有林面積がそれぞれ約半分の割合となっている。</p> <p>④漁 業 平成 15 年における漁業従業者数は、甲府市 6 人、笛吹市 28 人、山梨市 14 人及び甲州市 3 人であり、全て養殖業となっている。</p>
	(4)土地利用	<p>1) 土地利用状況 甲府市、笛吹市、山梨市及び甲州市を含む国中地域では、平成 17 年から平成 19 年の間に、農用地が減少し、森林、宅地、道路の面積が増加している。</p> <p>2) 土地利用計画 対象事業実施区域は「都市計画法」に基づく都市計画区域となっているが、対象事業実施区域及びその周辺は用途地域の指定はない。 また、対象事業実施区域は一部を除いて、「農業振興地域の整備に関する法律」に基づく農業振興地域となっており、農用地区域にも指定されている。</p>
(5)環境保全 についての配慮が特に必要な施設の状況	1) 幼稚園・保育所・学校	対象事業実施区域に近い施設としては、西へ約 0.5km の位置に中道保育所、南西へ約 1km の位置に中道南小学校がある。それ以外の施設は、中央市の大鳥居地区に 2 ヶ所、甲府市の市街地及びその周辺や笛吹市の境川町小黑坂地区から八代町にかけての地域に多数存在している。
	(2)病院、福祉施設、文化施設	対象事業実施区域に近い施設としては、西へ約 1km の位置に健康の杜センター アネシス、西へ約 1.5km の位置に中道 YLO 会館、北西へ約 1.5km の位置に県立考古博物館、北東へ約 1.5km の位置に境川坊ヶ峯ふれあいセンターがある。それ以外の施設は、甲府市の上曾根地区に 1 ヶ所、笛吹市の境川町三柵地区及び小黑坂地区から八代町にかけての地区に存在している。
(6)水利用	1) 水域利用の状況	対象事業実施区域の北側端を流れる間門川及び対象事業実施区域内を流れる蟹沢川においては、水田の農業用水としての取水が行われている。
	2) 地下水の利用状況	対象事業実施区域の北側約 1km の位置及び北東側約 1.5km の位置に農業用の深井戸が設置されている。
	3) 漁業権の設定状況	対象事業実施区域の北側端を流れる間門川及び対象事業実施区域内を流れる蟹沢川は笛吹川の支流であり、これら支流が合流する笛吹川の中流域に関しては山梨中央漁業協同組合が漁業権者である。

表 3-2-2(3) 対象事業実施区域及びその周辺の社会的状況のまとめ

調査項目		調査結果の概要													
(7) 交通	1) 交通	対象事業実施区域内には、北側にある県道鶯宿中道線の支道が通っている。また、対象事業実施区域の西側に一般国道 358 号線が南北に通っており、県道鶯宿中道線が接続している。													
(8) 環境整備	1) 下水道の整備状況	甲府市、笛吹市、山梨市及び甲州市における平成 20 年 3 月末現在の下水道整備状況については、4 市ともに、公共下水道または浄化槽が利用されており、水洗化率は 92%以上と高い。													
	2) 上水道の整備状況	甲府市、笛吹市、山梨市及び甲州市における平成 21 年度の水道給水普及状況については、4 市とも上水道の普及率は 95%以上と高い。													
	3) 一般廃棄物及び産業廃棄物処理施設の状況	<p>①一般廃棄物処理施設の状況</p> <p>一般廃棄物処理施設の状況は以下のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="531 734 1406 1355"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ごみ焼却施設</td> <td>平成 22 年 8 月現在、山梨県内には、10 施設あり、施設規模は全体で 1,239 トン/日である。このうち、現在の甲府市、笛吹市、山梨市及び甲州市に係るものは 3 施設ある。</td> </tr> <tr> <td>粗大ごみ処理施設</td> <td>平成 22 年 8 月現在、山梨県内には、3 施設あり、施設規模は全体で 145 トン/日である。このうち現在の甲府市、笛吹市、山梨市及び甲州市に係るものは 1 施設である。</td> </tr> <tr> <td>資源化等を行う施設</td> <td>平成 22 年 8 月現在、山梨県内には、6 施設あり、このうち現在の甲府市、笛吹市、山梨市及び甲州市に係るものは、1 施設である。</td> </tr> <tr> <td>ごみ固形燃料化施設</td> <td>平成 22 年 8 月現在、山梨県内には、1 施設あるが、現在の甲府市、笛吹市、山梨市及び甲州市に係るものはない。</td> </tr> <tr> <td>埋立処分施設</td> <td>平成 22 年 8 月現在、山梨県内には、4 施設あり、埋め立て容量は全体で 250,500 m<sup>3</sup> である。このうち、現在の甲府市、笛吹市、山梨市及び甲州市に係るものは、3 施設であるが、既に全ての施設の埋立が完了している。</td> </tr> <tr> <td>し尿処理施設</td> <td>平成 22 年 8 月現在、山梨県内には、14 施設あり、施設規模は全体で 798 kℓ/日である。このうち、現在の甲府市、笛吹市、山梨市及び甲州市に係るものは 5 施設である。</td> </tr> </tbody> </table> <p>②産業廃棄物処理施設の状況</p> <p>山梨県内から排出される産業廃棄物の量は、平成 20 年度で 157 万 1 千トンと推定されており、5 年間で約 14 万トン減少している。</p> <p>産業廃棄物の内容は、砂利の洗浄や工場排水の中和、下水処理などに伴う汚泥が 92 万 4 千トンとほとんどで、次いで建設現場から出るがれき類、金属くず、廃プラスチック類などとなっている。</p> <p>山梨県内には産業廃棄物の最終処分場は安定型の処分場が一ヶ所、管理型の処分場が一ヶ所あるが、産業廃棄物の最終処分量は平成 20 年度で 14 万 4 千トンと推計されており、そのうち 11 万 9 千トンが事業者により自家処理され、残り 2 万 4 千トンのほとんどが、処理業者によって県外に運ばれ最終処分されている。</p>	施設	状況	ごみ焼却施設	平成 22 年 8 月現在、山梨県内には、10 施設あり、施設規模は全体で 1,239 トン/日である。このうち、現在の甲府市、笛吹市、山梨市及び甲州市に係るものは 3 施設ある。	粗大ごみ処理施設	平成 22 年 8 月現在、山梨県内には、3 施設あり、施設規模は全体で 145 トン/日である。このうち現在の甲府市、笛吹市、山梨市及び甲州市に係るものは 1 施設である。	資源化等を行う施設	平成 22 年 8 月現在、山梨県内には、6 施設あり、このうち現在の甲府市、笛吹市、山梨市及び甲州市に係るものは、1 施設である。	ごみ固形燃料化施設	平成 22 年 8 月現在、山梨県内には、1 施設あるが、現在の甲府市、笛吹市、山梨市及び甲州市に係るものはない。	埋立処分施設	平成 22 年 8 月現在、山梨県内には、4 施設あり、埋め立て容量は全体で 250,500 m <sup>3</sup> である。このうち、現在の甲府市、笛吹市、山梨市及び甲州市に係るものは、3 施設であるが、既に全ての施設の埋立が完了している。	し尿処理施設
施設	状況														
ごみ焼却施設	平成 22 年 8 月現在、山梨県内には、10 施設あり、施設規模は全体で 1,239 トン/日である。このうち、現在の甲府市、笛吹市、山梨市及び甲州市に係るものは 3 施設ある。														
粗大ごみ処理施設	平成 22 年 8 月現在、山梨県内には、3 施設あり、施設規模は全体で 145 トン/日である。このうち現在の甲府市、笛吹市、山梨市及び甲州市に係るものは 1 施設である。														
資源化等を行う施設	平成 22 年 8 月現在、山梨県内には、6 施設あり、このうち現在の甲府市、笛吹市、山梨市及び甲州市に係るものは、1 施設である。														
ごみ固形燃料化施設	平成 22 年 8 月現在、山梨県内には、1 施設あるが、現在の甲府市、笛吹市、山梨市及び甲州市に係るものはない。														
埋立処分施設	平成 22 年 8 月現在、山梨県内には、4 施設あり、埋め立て容量は全体で 250,500 m <sup>3</sup> である。このうち、現在の甲府市、笛吹市、山梨市及び甲州市に係るものは、3 施設であるが、既に全ての施設の埋立が完了している。														
し尿処理施設	平成 22 年 8 月現在、山梨県内には、14 施設あり、施設規模は全体で 798 kℓ/日である。このうち、現在の甲府市、笛吹市、山梨市及び甲州市に係るものは 5 施設である。														

表 3-2-2(4) 対象事業実施区域及びその周辺の社会的状況のまとめ

調査項目	調査結果の概要
(9) 関係法令等の指定、規制等	<p>1) 関係法令による指定地域、地区の指定状況</p> <p>対象事業実施区域及び周辺は、次の法令による地域・区域等の指定がなされている。</p> <p>①都市計画法：対象事業実施区域を含む笛吹市全域は、都市計画区域に指定されているが、対象事業実施区域及びその周辺は用途地域の指定はない。</p> <p>②農業振興地域の整備に関する法律：対象事業実施区域及び周辺は、農業振興地域（農用地区域）に指定されている。</p> <p>③国土利用計画法：対象事業実施区域内の中央部の大半及び対象事業実施区域の周辺（北側）は、農業地域（農用地区域）に指定されている。</p> <p>④河川法：対象事業実施区域を流れる蟹沢川及び、対象事業実施区域の北側端を流れる間門川は河川区域に指定されている。</p> <p>⑤土砂災害防止法：対象事業実施区域北西側に土砂災害特別警戒区域（急傾斜地の崩壊）及び土砂災害警戒区域（地滑り）が、対象事業実施区域及び周辺を流れる間門川、蟹沢川周辺は土砂災害特別警戒区域（土石流）に指定されている。</p>
	<p>2) 公害の防止に係る地域等の指定及び規制の状況</p> <p>①大気汚染</p> <p>(ア)環境基準等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「環境基本法」（平成 5 年 11 月 19 日法律第 91 号）に基づく大気汚染に係る環境基準</li> <li>・「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成 11 年 7 月 16 日法律第 105 号）に基づく、大気汚染に係るダイオキシン類の環境基準</li> <li>・中央公害対策審議会が示した大気中炭化水素濃度の指針（光化学オキシダントの環境基準を達成するうえで必要とされる炭化水素の排出抑制のための行政上の目標）</li> </ul> <p>(イ)規制基準等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「大気汚染防止法」（昭和 43 年 6 月 10 日法律第 97 号）に基づく排出基準</li> <li>・「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成 11 年 7 月 16 日法律第 105 号）に基づく、ダイオキシン類の大気排出基準</li> </ul> <p>②騒音</p> <p>(ア)環境基準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「環境基本法」（平成 5 年 11 月 19 日法律第 91 号）に基づく騒音に係る環境基準</li> <li>本事業による資機材等運搬車両及び廃棄物運搬車両の運搬ルート</li> </ul> <p>(イ)規制基準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「騒音規制法」（昭和 43 年 6 月 10 日法律第 98 号）に基づく特定工場等に対する規制基準</li> <li>・「騒音規制法」（昭和 43 年 6 月 10 日法律第 98 号）に基づく特定建設作業に対する規制基準</li> <li>・「騒音規制法」（昭和 43 年 6 月 10 日法律第 98 号）に基づく自動車騒音の要請限度</li> <li>本事業による資機材等運搬車両及び廃棄物運搬車両の運搬ルート</li> <li>・「山梨県生活環境の保全に関する条例」（昭和 50 年 7 月 12 日 山梨県条例第 12 条）に基づく特定建設作業の規制基準</li> <li>・「甲府市環境保全条例」（平成 22 年 6 月 23 日 条例第 25 号）に基づく特定施設の規制基準</li> </ul>

表 3-2-2(5) 対象事業実施区域及びその周辺の社会的状況のまとめ

調査項目	調査結果の概要
<p>(9) 関係法令等の指定、規制等</p> <p>2) 公害の防止に係る地域等の指定及び規制の状況</p>	<p>③振 動</p> <p>(7) 規制基準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「振動規制法」(昭和 51 年 6 月 10 日法律第 64 号) に基づく特定工場等の規制基準</li> <li>・「振動規制法」(昭和 51 年 6 月 10 日法律第 64 号) に基づく特定建設作業の規制基準</li> <li>・「振動規制法」(昭和 51 年 6 月 10 日法律第 64 号) に基づく道路交通振動の限度</li> </ul> <p>本事業による資機材等運搬車両及び廃棄物運搬車両の運搬ルート</p> <p>④悪 臭</p> <p>(7) 規制基準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「悪臭防止法」(昭和 46 年 6 月 1 日法律第 91 号) に基づく規制基準</li> </ul> <p>⑤水質汚濁</p> <p>(7) 環境基準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「環境基本法」(平成 5 年 11 月 19 日法律第 91 号) に基づく、地下水の水質汚濁に係る環境基準</li> <li>・「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成 11 年 7 月 16 日法律第 105 号) に基づく、水質汚濁に係るダイオキシン類の環境基準</li> </ul> <p>(イ) 規制基準等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「下水道法」(昭和 33 年 4 月 24 日法律第 79 号) 及び「笛吹市下水道条例」(平成 16 年 10 月 12 日条例第 170 号) に基づく、下水道排除基準が定められている。</li> </ul>
	<p>⑥土壌汚染</p> <p>(7) 環境基準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「環境基本法」(平成 5 年 11 月 19 日法律第 91 号) に基づく土壌汚染に係る環境基準</li> <li>・「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成 11 年 7 月 16 日法律第 105 号) に基づく、土壌の汚染に係るダイオキシン類の環境基準</li> </ul> <p>本事業においては、焼却施設供用時の煙突排ガスに伴う土壌汚染の可能性がある。</p>
	<p>⑦地盤沈下</p> <p>(7) 規制基準等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「山梨県地下水資源の保護および採取適正化に関する要綱」(昭和 48 年 6 月 1 日) に基づく指導基準</li> <li>・「笛吹市地下水資源の保全及び採取適正化条例」(平成 16 年 10 月 12 日条例第 144 号) に基づく許可基準</li> </ul>

表 3-2-2(6) 対象事業実施区域及びその周辺の社会的状況のまとめ

調査項目	調査結果の概要
(9) 関係法令等の指定、規制等	<p>3) 自然環境の保全に関する指針等環境保全に関する施策</p> <p>山梨県では、環境の保全及び創造に関する基本理念並びに県民・事業者・県の責務を定めるとともに、施策を総合的に推進し、県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として、平成 16 年 4 月に「環境基本条例」を施行し、そして、環境基本条例で定めた環境の保全及び創造に関する施策の方向等を明らかにするとともに、施策を総合的、計画的に推進するため、平成 17 年 2 月に「山梨県環境基本計画」が策定されている。</p>
4) 地球温暖化対策の推進に関する施策	<p>①地球温暖化対策の推進に関する法律</p> <p>京都議定書の削減目標を達成するためには、国全体を対象とした総合的な対策が必要とされるため、「地球温暖化対策の推進に関する法律」(平成 10 年 10 月法律第 2 号) が制定された。この法律では、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにしており、この中で、「事業者は、その事業活動に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置を(他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与するための措置を含む)講ずるように努める」とされている。</p> <p>②山梨県地球温暖化対策実行計</p> <p>山梨県では、温暖化対策の推進を図り、「山梨県地球温暖化対策条例」が平成 20 年 12 月に公布され、条例に基づき「山梨県地球温暖化対策実行計画」が平成 21 年 3 月に策定されている。</p>

## 第4章 方法書、準備書並びに評価書に対する 意見及び事業者の見解



## 第4章 方法書、準備書並びに評価書に対する意見及び事業者の見解

### 4.1 方法書に対する意見及び事業者の見解

#### 4.1.1 方法書についての意見

##### 1) 公告、縦覧

「(仮称)甲府・峡東地域ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書」(平成19年5月、甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合)の公告、縦覧等は下記のとおりである。

表 4-1-1 方法書の公告、縦覧等

公 告	平成19年5月7日
縦 覧 期 間	平成19年5月7日～平成19年6月6日
意 見 書 提 出 期 限	平成19年6月20日まで
縦 覧 場 所	甲府市役所本庁舎 甲府市役所中道支所 笛吹市役所本庁舎 笛吹市役所境川支所 山梨市役所本庁舎 甲州市役所本庁舎 山梨県県民情報センター

##### 2) 方法書についての意見

方法書についての住民等からの意見の提出はなかった。

平成19年6月25日に意見がなかったことを県知事に通知した。

#### 4.1.2 方法書についての公聴会の概要

方法書について意見の提出がなかったため、公聴会は開催されなかった。

#### 4.1.3 方法書についての知事の意見及び事業者の見解

##### 1) 方法書についての知事の意見

平成19年9月18日に山梨県環境影響評価条例第13条第1項の規定に基づく「(仮称)甲府・峡東地域ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書」に対する知事の意見が通知された。

知事の意見の内容は以下のとおりである。

表 4-1-2 方法書についての知事の意見

方法書についての知事の意見
<p><b>【全般的事項】</b></p> <p><b>1. 知事意見の反映</b></p> <p>本意見に基づき、方法書に記載された環境影響評価（調査、予測及び評価）の手法について見直しを行う場合は、その見直しの内容について、調査実施前に知事と協議すること。</p> <p><b>2. 事業計画（第2章関係）</b></p> <p>1) 方法書手続中に、事業の進捗等に伴い新たに知事に情報提供を行った補足資料の内容については、原則として全て準備書の「対象事業の目的及び内容」、「対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法」に記載すること。また、交通量の予測手法、基礎数値等の補助的な資料については資料編に添付すること。</p> <p>2) 余熱利用施設などの地元還元施設用地に、公園的な機能を有する空間を創出する場合は、当該計画地の特徴である里山の生態系及び景観に十分配慮したものとするとともに、当該部分の整備に対する基本的な考え方、整備方針を検討する場合は、知事と協議し、その内容及び検討経緯を準備書に記載すること。</p> <p>3) 対象事業により出現する造成法面及び堰堤等の構造物については、施設の強度等に影響を及ぼさない範囲内において、現在の地形に配慮した形状及び構造とし、良好な里山の生態系及び景観の形成に努めること。</p> <p>4) 対象事業に係る車両の交通については、事業の造成に係る発生土の量を明らかにするとともに、施設供用後のゴミ処理施設、最終処分場及び地元還元施設への運搬車両等の台数を見積もり、既存道路の交通量を加味する中で、大気、騒音、振動等の調査及び予測の結果を総合的に比較することにより、環境保全措置を検討し、その結果を準備書に記載すること。</p> <p>5) 現段階において、詳細な事業計画が未定である部分については、環境影響評価手続の中で実施される調査結果をもとに、周辺地域との調和を図り、より環境への負荷の軽減に努めること。</p> <p><b>3. 事業計画の複数案の比較・検討（第2章関係）</b></p> <p>対象事業は、「焼却方法」、「煙突高」、「施設配置」等について不確定な要素があり、それぞれについて複数の条件を設定しそれらを組み合わせた事業計画の複数案を立案し比較検討することとしていることから、条件設定や比較検討に当たっては、次の点に留意すること。</p> <p>1) 「焼却方法」、「煙突高」、「施設配置」等について設定する複数の条件について、それぞれの条件を設定した理由を準備書に記載すること。</p> <p>2) それぞれの事業計画の複数案について、その客観的な特徴（環境に対するメリット、デメリット等）と選定理由を準備書に記載すること。</p> <p>3) 事業計画の複数案を比較検討する際の評価手法については、あらかじめ分かりやすい指標を用いた</p>

## 方法書についての知事の意見

「評価方針」を策定し、その内容を知事と協議すること。

- 4) 複数案の比較検討の結果は、一覧表等により容易に比較が行えるよう取りまとめること。また、比較検討の詳細については、資料編に事業計画の複数案ごとに取りまとめること。

### 4. 地域特性の整理（第3章関係）

- 1) 事業計画地そのものが有する価値（特徴）について、第3章の内容を整理し県民等に分かりやすい形に取りまとめ、準備書に記載すること。その際、他の地域との比較を行なう場合は、比較の対象に選定した理由についても明らかにすること。
- 2) 環境影響評価手続に用いる文献・図書等については、作成時において入手可能な最新の資料を用いること。
- 3) 事業計画地周辺の地域の地形・地質の特徴について、地質の状況を露頭等により確認することができるところを調査対象として追加するなど、できる限り現地調査により情報を収集し、その結果を準備書に記載すること。
- 4) 事業計画地内及び周辺は埋蔵文化財包蔵地が多く確認されている地域であることから、埋蔵文化財の分布状況等の把握については、関係機関と協議を行った上で現地調査を実施し、その結果を準備書に記載すること。

### 5. 環境影響評価手法の選定（第4章関係）

- 1) 環境影響評価の手法の選定及び環境保全措置の検討に当たっては、必要に応じて専門家の助言等を受けて検討を行うこと。また、その場合は、専門家の専門分野、助言の内容、検討の経緯及び結果を準備書に記載すること。
- 2) 事業実施による水質汚濁、水象及び動物への環境影響を明らかにするため、計画地上流部にも調査地点を設定すること。
- 3) 排ガス、排水等の濃度について、関係法令により定められた基準より厳しい基準（以下「自主基準」という。）を定めようとする場合においては、予測及び評価に当たっては自主基準との整合を確認すること。

### 6. 環境影響評価項目の追加（第4章関係）

方法書において選定されていない環境影響評価項目についても、環境影響評価の必要性が生じた場合は、その手法を検討した上で評価を行い準備書に記載すること。

### 7. 環境保全措置の検討（第4章関係）

- 1) 環境保全措置は、『保全目標の達成』のためのものではなく、『環境影響の軽減』のために実施されるものであることにかんがみ、計画の具体化の過程における環境への配慮の内容についても環境保全措置として位置付けること。  
併せて、環境保全措置は、方法書に記載した環境配慮事項と整合性を図る中で複数案により比較検討し、その経緯及び結果を準備書に記載すること。
- 2) 環境保全措置を検討するに当たり、当該措置を行うと判断するための判断材料及び判断基準を準備書に記載すること。
- 3) 環境保全措置については、山梨県環境影響評価等技術指針の「環境影響評価を行う基本的考え方（第1章第2）」及び「環境保全措置の検討（第1章第6. 3）」に沿ってとりまとめること。

## 8. 環境影響評価の結果のとりまとめ（第4章関係）

- 1) 評価は、環境保全措置の実施前後を比較するとともに、選定した環境影響評価項目の評価結果の相互関係を検討することにより、環境影響の軽減の度合をできる限り定量的若しくは客観的に明らかにすること。
- 2) 用語の補足、図表の使用、体裁（例えば、詳細な調査結果は資料として別にとりまとめる、大量なとじ込み折りを避ける等）など、編集方法の工夫により県民等に分かりやすいものとする。

### 【個別的事項】

#### 1. 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持のため調査、予測および評価されるべき項目

##### 1. 1 大気質（接地逆転層の発生状況の把握）（方法書 P. 4-26）

- 1) 気象調査地点 No. 1 における地上気温の測定位置は接地逆転層の発生頻度を把握するため、地上気温の測定は2ヶ所（例えば1. 5m及び1.0m）で行うこと。
- 2) 高層気象観測を行うに当たっては、GPS ゾンデ等を使用することにより、大気の逆転現象を適切に把握し、大気汚染物質の予測及び評価に反映させること。
- 3) 既存文献及び周辺で実施されている環境影響評価の結果等のうち参考となる資料がある場合は、出典名を明らかにした上で取り入れること。

##### 1. 2 低周波音（方法書 P. 4-52）

低周波音の調査、予測及び評価等については、施設稼働時の影響を対象とすること。

##### 1. 3 水象（方法書 P. 4-61）

- 1) 事業計画地内の造成、施設の稼働及び周辺整備等による集水域の変化について、土地利用の状況や植生の変化等を改変前後の面積等によりできる限り定量的に比較し、準備書に記載すること。  
併せて、事業計画地から発生する水の種類及びその処理方針についても事業計画に明記すること。
- 2) 事業計画地内の土地の改変により、計画地及び周辺の表流水及び地下水の流れが変化することから、これらの水の収支について方法書4-7 1では「定性的に把握する」としているが、定量的な手法も加えて予測及び評価を行い、その結果を準備書に記載すること。
- 3) 事業計画地内における地下水調査については、「ゴミ処理施設の用水に用いる地下水の利用可能性の把握」及び「最終処分場地内における浅層地下水の深さや量の把握」の2つの目的の異なる調査が必要であることから、観測孔のスクリーンの設置位置については、それらを考慮して設定すること。
- 4) 地下水の状況を把握するための比抵抗二次元電気探査を行うに当たっては、調査対象の範囲は事業計画地全体とし、計画地内の地下水の状況が適切に把握できる手法により調査を行うこと。
- 5) 最終処分場地内の地下水の流動については、できる限り定量的な把握を行うとともに浅層の不透水層の形状を把握すること。
- 6) 方法書2-10 ページ 9) ①給水計画において、「施設稼働時の用水に河川水を利用する可能性がある」と記されていることから、用水として河川の水を利用する場合、河川流量に変化が生じることが想定されることから、それに伴う河川環境の変化及び植物、動物への影響について把握すること。  
また、河川法第23条に基づく許可が必要となることから、あらかじめ関係機関と協議すること。

#### 2. 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全のため調査、予測及び評価されるべき項目

##### 2. 1 植物・動物／生態系／共通項目（方法書 P. 4-78）

- 1) 動物植物調査は、計画地南側の山林についても調査地域に加えること。

## 方法書についての知事の意見

- 2) 対象事業に係る里山の生態系及び景観の消失に対する考え方を整理し、準備書に記載すること。
- 3) 環境保全措置の検討を行うに当たっては、環境影響評価項目の相互関係を考慮した「基本的な考え方」を明らかにすること。

特に、対象事業により消失する里山の生態系及び景観に関する部分については、環境への影響を回避し最小化することが困難であり代償が必要な場合には、実施主体および管理期間等について具体的に記載すること。

### 2. 2 動物調査手法(方法書 P. 4-81)

- 1) 両生類・爬虫類の調査については、陸上生物と併せて調査を行うとしているが、これらの種については、幼生期において水中生活を行うものも含まれることから、それらの生息が確認できるよう水生生物の調査時にも調査を実施すること。
- 2) 動物調査に用いるベイトトラップについては、計画地全体の状況を把握するため計画地西側の尾根先端周辺に調査地点を設けること。また、種類、設置方法により採取される種が異なる場合があることから、調査地域内の生息種の状況が適切にとらえられるよう複数の手法を十分に検討すること。併せて、実施した調査手法についてはできる限り詳細に資料編に記載すること。

### 2. 3 生態系(方法書 P. 4-89)

- 1) 生態系の予測及び評価の手法にHEP（ハビタット評価手続）の目的、手法、実施体制等を準備書に記載すること。
- 2) 生態系の評価の際に用いるS Iモデル（環境要因ごとの適正指数）を構築するに当たり、「騒音による影響」、「供用後の施設照明による影響」、「搬入車両の走行及び滞在による影響」、「事業実施により新たに創出される法面、堰堤等の地形の変化」について考慮すること。

## 3. 人と自然との豊かなふれあいの確保のため調査、予測及び評価されるべき項目

### 3. 1 景観・風景(方法書 P. 4-91)

- 1) 景観の予測時期については、最終処分場の埋め立て完了後の景観についても予測の対象とし、その際、堰堤の高さ、事業計画地全体の景観について、フォトモンタージュ等を作成し、県民等に分かりやすい評価の手法により結果を整理し、準備書に記載すること。
- 2) 景観に対する評価については、方法書 4-92 に記載された法令、基本計画との整合に加え、周辺景観との調和について複数案により検討を行うこととし、その結果を準備書に記載すること。
- 3) 景観の予測を行うに当たり、搬入路周辺に、県立考古博物館及び曾根丘陵公園等の施設が存在することから、供用開始後計画地への搬入車両の出入りが集中する時間帯における事業計画地及びその周辺の道路における搬入車両の台数を考慮した道路景観の予測を行い、搬入車両が地域景観に与える影響について評価すること。

## 4. 環境への負荷の低減のため調査、予測及び評価されるべき項目

### 4. 1 廃棄物・発生土(方法書 P. 4-98)

- 1) ごみ処理施設において発生するスラグ等の二次生成物については、公共事業等において活用することとしているが、関係市における具体的な活用の見込みについて準備書に記載すること。
- 2) 事業計画地内の造成に伴い発生する伐採木をはじめとする廃棄物の処理については、発生量、再資源化量及び最終処分量を定量的に予測するとともに具体的な処理方法を検討し準備書に記載すること。

## 2) 方法書についての知事の意見に対する事業者の見解

方法書についての知事の意見に対する事業者の見解は、以下のとおりである。

表 4-1-3 方法書についての知事の意見と事業者の見解

知事の意見	事業者の見解
<p><b>【全般的事項】</b>  <b>1. 知事意見の反映</b>            本意見に基づき、方法書に記載された環境影響評価（調査、予測及び評価）の手法について見直しを行う場合は、その見直しの内容について、調査実施前に知事と協議すること。</p>	<p>ご指摘のとおり対応致し、方法書【改訂版】を提出致しました。</p>
<p><b>2. 事業計画（第2章関係）</b>            1) 方法書手続中に、事業の進捗等に伴い新たに知事に情報提供を行った補足資料の内容については、原則として全て準備書の「対象事業の目的及び内容」、「対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法」に記載すること。また、交通量の予測手法、基礎数値等の補助的な資料については資料編に添付すること。</p>	<p>ご指摘のとおり対応致しました。            ただし、補足資料のうち、準備書の構成上、煩雑、冗長になるものについては、その資料の記載内容を抽出、整理し準備書本編に反映しました。            また、交通量の予測手法、基礎数値等の補助的な資料については資料編（P資 1.1.1～P資 1.3.2）に添付しました。</p>
<p>2) 余熱利用施設などの地元還元施設用地に、公園的な機能を有する空間を創出する場合は、当該計画地の特徴である里山の生態系及び景観に十分配慮したものとするとともに、当該部分の整備に対する基本的な考え方、整備方針を検討する場合は、知事と協議し、その内容及び検討経緯を準備書に記載すること。</p>	<p>公園的な機能を有する空間を創出する計画ですが、現時点では詳細は未確定です。今後の計画、設計にあたっては、ご指摘の視点も含めて検討していく考えです。            また、当該箇所の整備に対する基本的な考え方、整備方針を検討する場合には、知事と協議し、その内容及び検討経緯を準備書（P2.1）に記載しました。</p>
<p>3) 対象事業により出現する造成法面及び堰堤等の構造物については、施設の強度等に影響を及ぼさない範囲内において、現在の地形に配慮した形状及び構造とし、良好な里山の生態系及び景観の形成に努めること。</p>	<p>本事業で出現する主な造成法面は、ごみ処理施設への取付道路、最終処分場の埋立地法面、最終処分場の堰堤が想定されます。            ごみ処理施設への取付道路は、できる限り改変範囲を小さくするよう検討しました。            また、最終処分場の埋立地法面、堰堤は雨水排水経路や管理用道路の役割も担うため地形に配慮した形状及び構造とすることが難しい面もあるため、埋立完了後の跡地利用の段階で、堰堤上部に起伏をもたせるなど地形に配慮した形状を検討していく考えです。</p>
<p>4) 対象事業に係る車両の交通については、事業の造成に係る発生土の量を明らかにするとともに、施設供用後のごみ処理施設、最終処分場及び地元還元施設への運搬車両等の台数を見積もり、既存道路の交通量を加味する中で、大気、騒音、振動等の調査及び予測の結果を総合的に比較することにより、環境保全措置を検討し、その結果を準備書に記載すること。</p>	<p>事業計画の検討にあたっては、工事時の資機材運搬車両の台数、廃棄物運搬車両の台数を定量的に試算し、その交通条件を用いて大気、騒音、振動等の予測及び評価を実施致しました。</p>
<p>5) 現段階において、詳細な事業計画が未定である部分については、環境影響評価手続の中で実施される調査結果をもとに、周辺地域との調和を図り、より環境への負荷の軽減に努めること。</p>	<p>現時点において詳細な事業計画が未確定な部分が残されており、事業計画に複数の案が考えられる内容については、複数案に対し環境影響評価を行い、現時点で想定できる影響とそれに対する環境保全措置の検討を行いました。            今後、計画内容が確定した時点で、より具体的な環境保全措置を策定していきます。</p>

知事の意見	事業者の見解
<p><b>3. 事業計画の複数案の比較・検討（第2章関係）</b>  対象事業は、「焼却方法」、「煙突高」、「施設配置」等について不確定な要素があり、それぞれについて複数の条件を設定しそれらを組み合わせた事業計画の複数案を立案し比較検討することとしていることから、条件設定や比較検討に当たっては、次の点に留意すること。</p> <p>1) 「焼却方法」、「煙突高」、「施設配置」等について設定する複数の条件について、それぞれの条件を設定した理由を準備書に記載すること。</p> <p>2) それぞれの事業計画の複数案について、その客観的な特徴（環境に対するメリット、デメリット等）と選定理由を準備書に記載すること。</p> <p>3) 事業計画の複数案を比較検討する際の評価手法については、あらかじめ分かりやすい指標を用いた「評価方針」を策定し、その内容を知事と協議すること。</p> <p>4) 複数案の比較検討の結果は、一覧表等により容易に比較が行えるよう取りまとめること。また、比較検討の詳細については、資料編に事業計画の複数案ごとに取りまとめること。</p>	<p>1)、2) 及び3) について  焼却方式、煙突高さ等の複数の設定にあたっては、その考え方、理由を準備書（P5. 1～P5. 47）に記載するとともに、その特徴を整理し記載しました。  また、評価手法にあたっては、評価方針を設定し、その内容について知事と協議致しました。</p> <p>4) について  複数案の比較結果については、第9章 環境影響の総合的な評価において、表等を用いてできる限り分かりやすく整理しました。  また、予測結果の詳細については、煩雑にならないよう資料編にまとめるなど構成に配慮しました。</p>
<p><b>4. 地域特性の整理（第3章関係）</b>  1) 事業計画地そのものが有する価値（特徴）について、第3章の内容を整理し県民等に分かりやすい形に取りまとめ、準備書に記載すること。その際、他の地域との比較を行なう場合は、比較の対象に選定した理由についても明らかにすること。</p>	<p>第3章の最後（P3. 130～P3. 139）にとりまとめたものを作成して記載しました。</p>
<p>2) 環境影響評価手続に用いる文献・図書等については、作成時において入手可能な最新の資料を用いること。</p>	<p>「第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況」の作成にあたっては、平成23年3月時点で最新の公表された情報を整理しました。</p>
<p>3) 事業計画地周辺の地域の地形・地質の特徴について、地質の状況を露頭等により確認することができる場所を調査対象として追加するなど、できる限り現地調査により情報を収集し、その結果を準備書に記載すること。</p>	<p>対象事業実施区域の地質の状況について、現地で実施したボーリング調査結果をもとに準備書（P3. 26～P3. 27、P6. 333～P6. 341）に記載しました。</p>
<p>4) 事業計画地内及び周辺は埋蔵文化財包蔵地が多く確認されている地域であることから、埋蔵文化財の分布状況等の把握については、関係機関と協議を行った上で現地調査を実施し、その結果を準備書に記載すること。</p>	<p>ごみ処理施設の範囲では、試掘調査を実施した結果、出土品が確認されたため、工事着手前に本掘調査を実施します。最終処分場の範囲については、試掘調査の結果、出土品は確認されませんでした。上記内容を準備書（P3. 52）に記載しました。</p>
<p><b>5. 環境影響評価手法の選定（第4章関係）</b>  1) 環境影響評価の手法の選定及び環境保全措置の検討に当たっては、必要に応じて専門家の助言等を受けて検討を行うこと。また、その場合は、専門家の専門分野、助言の内容、検討の経緯及び結果を準備書に記載すること。</p>	<p>環境影響評価を実施する上で、専門家の助言等を受けた場合には、その内容、経緯等を準備書資料編（P 資 2. 6. 30～P 資 2. 6. 31、P2. 8. 1）に記載しました。  なお、生態系の検討にあたっては、指標種となるそれぞれ動物の専門家の助言を受けとりまとめました。</p>
<p>2) 事業実施による水質汚濁、水象及び動物への環境影響を明らかにするため、計画地上流部にも調査地点を設定すること。</p>	<p>水質汚濁、水象及び水生生物の調査地点を間門川上流側に追加し、調査を実施致しました。  また、蟹沢川では、方法書に記載したとおり蟹沢川上流で水生生物調査を実施したため、同地点でも水質汚濁、水象の調査を実施致しました。  さらに、水生生物については、対象事業実施区域の南東部の湿地環境でも地点（P. 6. 541 図 6-13-1 水生生物の調査地点 NO. 6）を追加し実施しました。</p>

知事の意見	事業者の見解
	なお、水質汚濁、水象及び水生生物の調査地点については該当項目の調査方法に記載しました。
3) 排ガス、廃水等の濃度について、関係法令により定められた基準より厳しい基準(以下「自主基準」という。)を定めようとする場合においては、予測及び評価に当たっては自主基準との整合を確認すること。	ご指摘のとおり対応致しました。
<b>6. 環境影響評価の項目の追加(第4章関係)</b> 方法書において選定されていない環境影響評価項目についても、環境影響評価の必要性が生じた場合は、その手法を検討した上で評価を行い準備書に記載すること。	方法書に記載されていない環境影響評価項目についても、評価の必要性が生じた場合は、手法の見直しを行った上で、評価を行う方針でありますが、準備書段階においては項目の追加等はいりませんでした。
<b>7. 環境保全措置の検討(第4章関係)</b> 1) 環境保全措置は、『保全目標の達成』のためのものでなく、『環境影響の軽減』のために実施されるものであることにかんがみ、計画の具体化の過程における環境への配慮の内容についても環境保全措置として位置付けること。 併せて、環境保全措置は、方法書に記載した環境配慮事項と整合性を図る中で複数案により比較検討し、その経緯及び結果を準備書に記載すること。	環境影響評価の実施にあたっては、「基準達成型」ではなく「ベスト追求型」の評価、環境保全措置の検討を実施して準備書としてとりまとめました。 また、環境保全措置の検討では、複数案の比較検討を行い、その経緯及び結果を準備書(第6章の各項目)に記載しました。
2) 環境保全措置を検討するに当たり、当該措置を行うと判断するための判断材料及び判断基準を準備書に記載すること。	大気汚染及び騒音においては、予測結果が環境保全に関する基準または目標を達成できないことを判断基準として環境保全措置の検討を行いました。 また、植物・動物において、保全すべき種への影響が生じると判断された場合に環境保全措置の検討を行いました。 これらの経緯については、準備書(第6章)の当該項目の評価の方法に整理しております。
3) 環境保全措置については、山梨県環境影響評価等技術指針の「環境影響評価を行う基本的考え方(第1章第2)」及び「環境保全措置の検討(第1章第6.3)」に沿ってとりまとめること。	それぞれの環境保全措置については、その内容が「回避」、「最小化」または「代償」のいずれに対応するかを表形式で整理しました。 また、事業計画策定にあたってあらかじめ検討した環境配慮事項を踏まえた予測の結果、環境への影響が認められると判断した場合に、追加的な環境保全措置を検討し、環境への影響を低減するというように準備書(第6章の各項目)の評価方法を整理しております。
<b>8. 環境影響評価の結果のとりまとめ(第4章関係)</b> 1) 評価は、環境保全措置の実施前後を比較するとともに、選定した環境影響評価項目の評価結果の相互関係を検討することにより、環境影響の軽減の度合をできる限り定量的若しくは客観的に明らかにすること。	準備書の作成にあたっては、大気質、騒音の影響といった定量的評価が可能な項目については、環境保全措置実施の前後の環境影響の軽減の度合い又は複数案の影響の程度の差を定量的、客観的に整理しました。 また、選定した環境影響評価項目の評価結果の相互関係は「第9章 環境影響の総合的な評価」に整理しました。
2) 用語の補足、図表の使用、体裁(例えば、詳細な調査結果は資料として別にとりまとめる、大量なとじ込み折りを避ける等)など、編集方法の工夫により県民等に分かりやすいものとする。	準備書の編集にあたっては、県民等にわかりやすい資料とすることを心がけました。 具体的には、用語の補足を記載するとともに、できる限り図表や写真を活用します。また、必要以上のA3サイズの綴じ込み資料は避けるように配慮しました。 さらに、調査結果の詳細データ、予測条件の詳細データ、予測式など一般の人には分かりづらい部分については、資料編に記載するなどメリハリのある構成を心がけました。

知事の意見	事業者の見解
<p><b>【個別的事項】</b></p> <p>1. 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持のため調査、予測および評価されるべき項目</p> <p>1.1 大気質（接地逆転層の発生状況の把握）（方法書 P. 4-26）</p> <p>1) 気象調査地点 No. 1 における地上気温の測定位置は接地逆転層の発生頻度を把握するため、地上気温の測定は2ヶ所（例えば1.5m及び10m）で行うこと。</p>	<p>地上気象調査における気温の測定は、地上 1.5m 及び地上 9.5m の2 高度で実施しました。</p> <p>なお、測定高さについては、地上気象調査方法（P6. 3）に記載しました。</p>
<p>2) 高層気象観測を行うに当たっては、GPS ゾンデ等を使用することにより、大気の逆転現象を適切に把握し、大気汚染物質の予測及び評価に反映させること。</p>	<p>高層気象観測では、GPS ゾンデを使用して調査を実施致しました。</p>
<p>3) 既存文献及び周辺で実施されている環境影響評価の結果等のうち参考となる資料がある場合は、出典名を明らかにした上で取り入れること。</p>	<p>既存文献及び周辺で実施されている環境影響評価の有無を調査しました。その結果、特に引用した環境影響評価はありませんでした。</p>
<p>1.2 低周波音（方法書 P. 4-52）</p> <p>低周波音の調査、予測及び評価等については、施設稼働時の影響を対象とすること。</p>	<p>方法書 P. 4-52 に示すとおり空気振動（低周波音）については、施設の稼働時における予測評価を実施する考えですが、現時点では施設の設備、機器等が未確定なため、定性的な手法により予測及び評価を実施しました。</p>
<p>1.3 水象（方法書 P. 4-61）</p> <p>1) 事業計画地内の造成、施設の稼働及び周辺整備等による集水域の変化について、土地利用の状況や植生の変化等を改変前後の面積等によりできる限り定量的に比較し、準備書に記載すること。</p> <p>併せて、事業計画地から発生する水の種類及びその処理方針についても事業計画に明記すること。</p>	<p>方法書 P. 4-67 に示すとおり土地利用の変化による流況の変化については、土地の改変前後の土地利用の変化（裸地、植栽地、舗装地など）を考慮した水収支計算を行い、定量的予測を行いました。</p> <p>また、対象事業から発生する雨水は河川放流、処理水、雑排水は下水道放流する処理方針を記載しました（P2. 9～P2. 12、P2. 17、P2. 24）。</p>
<p>2) 事業計画地内の土地の改変により、計画地及び周辺の表流水及び地下水の流れが変化することから、これらの水の収支について方法書 4-7 1 では「定性的に把握する」としているが、定量的な手法も加えて予測及び評価を行い、その結果を準備書に記載すること。</p>	<p>表流水については、方法書 P. 4-67 に示すとおり土地利用の変化による流況の変化については、土地の改変前後の土地利用の変化（裸地、植栽地、舗装地など）を考慮した水収支計算を行い、定量的予測を行いました（P6. 312～6. 321）。</p> <p>地下水の流れについては、地下水位観測（通年観測地点 2 地点、四季観測地点 4 地点）、電気探査及び地質調査結果に基づき、当該地域の地下水の分布状況、流れを把握しました。また、地下水の分布や流れを図化し、分かりやすさを心がけた予測評価を行いました（P6. 308～P6. 311）。</p>
<p>3) 事業計画地内における地下水調査については、「ゴミ処理施設の用水に用いる地下水の利用可能性の把握」及び「最終処分場地内における浅層地下水の深さや量の把握」の2つの目的の異なる調査が必要であることから、観測孔のスクリーンの設置位置については、それらを考慮して設定すること。</p>	<p>ごみ処理施設の用水は上水道を使用する計画です。ただし、地域振興施設で用いる地下水については、温泉水を利用する計画です。</p> <p>また、土地の改変や処分場の設置による浅い地下水については、比較的浅い観測井（ボーリング孔）を用いて、通年の水位観測（2 地点）、四季の水位観測（4 地点）で調査を実施しました（P6. 297～P. 6. 299）。</p>
<p>4) 地下水の状況を把握するための比抵抗二次元電気探査を行うに当たっては、調査対象の範囲は事業計画地全体とし、計画地内の地下水の状況が適切に把握できる手法により調査を行うこと。</p>	<p>平成 19 年の技術審議会時に提示した比抵抗二次元電気探査の測線は、基本的にごみ処理施設の揚水量を検討するために設定していましたが、ご指摘の意見を踏まえ、事業実施区域全体の地下水状況を把握するため、さらに東側に1 測線を追加し、調査を実施しました（P6. 297～P. 6. 299）。</p>

知事の意見	事業者の見解
<p>5) 最終処分場地内の地下水の流動については、できる限り定量的な把握を行うとともに浅層の不透水層の形状を把握すること。</p>	<p>地下水の流れについては、地下水位観測（通年観測地点 2 地点、四季観測地点 4 地点）、電気探査及び地質調査を実施し、当該地域の地下水の分布状況、流れを把握しました（P6. 297～P. 6. 299）。また、地下水の分布や流れを図化し、分かりやすさを心がけた予測評価を行いました（P6. 308～P6. 310）。また、地質調査に基づき最終処分場計画地の不透水層を含めた地質構造を把握しました。</p>
<p>6) 方法書 2-10 ページ 9) ①給水計画において、「施設稼働時の用水に河川水を利用する可能性がある」と記されていることから、用水として河川の水を利用する場合、河川流量に変化が生じることが想定されることから、それに伴う河川環境の変化及び植物、動物への影響について把握すること。また、河川法第 23 条に基づく許可が必要となることから、あらかじめ関係機関と協議すること。</p>	<p>方法書では、河川水を利用する可能性があると記載していますが、現時点では上水道を利用し、河川水は使用しない計画としております。そのため、河川流量に変化を生じさせることはないものと考えております。</p>
<p><b>2. 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全のため調査、予測及び評価されるべき項目</b>  <b>2.1 植物・動物／生態系／共通項目（方法書 P. 4-78）</b>  1) 動物植物調査は、計画地南側の山林についても調査地域に加えること。</p>	<p>対象事業実施区域南側の山林については、尾根等に基本踏査ルートを追加設定しました。また、植物群落調査地点を設定しました。  植物、動物調査の基本踏査ルートは当該項目の調査地域に示しました（P6. 370 図 6-11-1、P6. 413 図 6-12-1）。</p>
<p>2) 対象事業に係る里山の生態系及び景観の消失に対する考え方を整理し、準備書に記載すること。</p>	<p>準備書の作成にあたっては、生態系の予測において、里山環境の指標種として、ヤマアカガエル、ゲンジボタル、オオムラサキ、テンをあげ、その生息環境がどのように影響を受け、保全できるかを定量的手法で予測・評価を行いました（P6. 576～P6. 588）。  景観においては、影響予測において、周辺に生育する樹種を基本にフォトモンタージュを作成し、景観変化を最小化することを考えました（P6. 616～P6. 643）。</p>
<p>3) 環境保全措置の検討を行うに当たっては、環境影響評価項目の相互関係を考慮した「基本的な考え方」を明らかにすること。  特に、対象事業により消失する里山の生態系及び景観に関する部分については、環境への影響を回避し最小化することが困難であり代償が必要な場合には、実施主体および管理期間等について具体的に記載すること。</p>	<p>里山の生態系へ及ぼす影響については定量的な評価手法を用い、予測・評価を行っております。その結果、環境保全対策を講じることにより影響は最小化できるものと評価しました（P6. 576～P6. 588）。  環境保全対策の実施主体および管理期間等については、現時点では未確定のため、引き続き検討して参ります。</p>
<p><b>2.2 動物調査手法（方法書 P. 4-81）</b>  1) 両生類・爬虫類の調査については、陸上生物と併せて調査を行うとしているが、これらの種については、幼生期において水中生活を行うものも含まれることから、それらの生息が確認できるよう水生生物の調査時にも調査を実施すること。</p>	<p>両生類・爬虫類の活動がほとんど見られない冬季調査を除き、両生類・爬虫類の調査は水生生物調査と併せて実施しました（P6. 418）。</p>
<p>2) 動物調査に用いるベイトトラップについては、計画地全体の状況を把握するため計画地西側の尾根先端周辺に調査地点を設けること。また、種類、設置方法により採取される種が異なる場合があることから、調査地域内の生息種の状況が適切にとらえられるよう複数の手法を十分に検討すること。併せて、実施した調査手法についてはできる限り詳細に資料編に記載すること。</p>	<p>昆虫類のライトトラップ調査、ベイトトラップ調査、哺乳類のトラップ調査については、調査地点（No.5）を追加し実施しました。また、動物に係るトラップ調査の手法については、準備書において分かりやすく示しました（P6. 413）。また、調査手法の詳細を資料編（P 資 2.6.1～P 資 2.6.2）に記載しました。</p>

知事の意見	事業者の見解
<p><b>2.3 生態系(方法書 P. 4-89)</b>  1) 生態系の予測及び評価の手法にHEP (ハビタット評価手続) の目的、手法、実施体制等を準備書に記載すること。</p>	<p>生態系の予測及び評価手法としてHEPを採用しました。その目的、手法、実施体制については準備書(P6.574～P6.581)及び資料編(P資2.8.1～P資2.8.2)に記載しました。</p>
<p>2) 生態系の評価の際に用いるSIモデル(環境要因ごとの適正指数)を構築するに当たり、「騒音による影響」、「供用後の施設照明による影響」、「搬入車両の走行及び滞在による影響」、「事業実施により新たに創出される法面、堰堤等の地形の変化」について考慮すること。</p>	<p>SIモデルの構築にあたっては、評価対象となる動物種の専門家に指導いただき、「騒音による影響」、「供用後の施設照明による影響」、「搬入車両の走行及び滞在による影響」、「事業実施により新たに創出される法面等の地形の変化」について検討し、定量化が可能であった「事業実施により新たに創出される法面等の地形の変化」についてはSIモデルに反映しました。</p>
<p><b>3. 人と自然との豊かなふれあいの確保のため調査、予測及び評価されるべき項目</b>  <b>3.1 景観・風景(方法書 P. 4-91)</b>  1) 景観の予測時期については、最終処分場の埋め立て完了後の景観についても予測の対象とし、その際、堰堤の高さ、事業計画地全体の景観について、フォトモンタージュ等を作成し、県民等に分かりやすい評価の手法により結果を整理し、準備書に記載すること。</p>	<p>景観の予測時期は、存在・供用時として施設完成時、埋立完了後を対象と致しました。  また、予測にあたっては、主要な眺望地点からの景観の変化(フォトモンタージュ)(P6.616～P6.640)及び対象事業全体が把握できる鳥瞰図(P2.6)を作成致しました。</p>
<p>2) 景観に対する評価については、方法書4-92に記載された法令、基本計画との整合に加え、周辺景観との調和について複数案により検討を行うこととし、その結果を準備書に記載すること。</p>	<p>方法書P.4-92に示すとおり評価にあたっては、環境影響の回避、最小化に係る評価として、複数案(施設配置、建物の色調の違い、緩衝緑地の有無)の比較検討を行い、周辺景観との調和について評価しております(P6.641～P6.642)。</p>
<p>3) 景観の予測を行うに当たり、搬入路周辺に、県立考古博物館及び曽根丘陵公園等の施設が存在することから、供用開始後計画地への搬入車両の出入りが集中する時間帯における事業計画地及びその周辺の道路における搬入車両の台数を考慮した道路景観の予測を行い、搬入車両が地域景観に与える影響について評価すること。</p>	<p>主要な眺望地点からの予測にあたっては、ごみ処理施設や最終処分場等の土地の改変や建築物の出現による影響のみではなく、廃棄物運搬車両の走行も予測対象とし、フォトモンタージュを作成しました(P6.616～P6.640)。  また、地域住民の身近な視点場として、主要な搬入ルートに沿道において見通しのよい場所を景観の調査地点として追加し、予測・評価を行いました。</p>
<p><b>4. 環境への負荷の低減のため調査、予測及び評価されるべき項目</b>  <b>4.1 廃棄物・発生土(方法書 P. 4-99)</b>  1) ごみ処理施設において発生するスラグ等の二次生成物については、公共事業等において活用することとしているが、関係市における具体的な活用の見込みについて準備書に記載すること。</p>	<p>スラグ等の二次生成物の国内及び県内の現状及び将来動向について調査し、その内容を準備書(P6.659～P6.662)に記載致しました。</p>
<p>2) 事業計画地内の造成に伴い発生する伐採木をはじめとする廃棄物の処理については、発生量、再資源化量及び最終処分量を定量的に予測するとともに具体的な処理方法を検討し準備書に記載すること。</p>	<p>工事時に発生する伐採樹木や発生土の量を定量的に予測し、またその処分方法、リサイクル量をできる限り具体的に記載致しました(P6.657)。</p>

## 4.2 準備書に対する意見及び事業者の見解

### 4.2.1 準備書についての意見

#### 1) 公告、縦覧

「甲府・峡東地域ごみ処理施設、廃棄物最終処分場整備事業及び（仮称）地域振興施設整備事業に係る環境影響評価準備書」（平成23年6月、甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合、財団法人山梨県環境整備事業団、笛吹市）の公告、縦覧等は下記のとおりである。

表 4-2-1 準備書の公告、縦覧等

公 告	平成23年6月15日
縦 覧 期 間	平成23年6月15日～平成23年7月14日
住 民 説 明 会	平成23年6月22日 笛吹市境川支所防災センター2階会議室
意 見 書 提 出 期 限	平成23年7月28日まで
縦 覧 場 所	甲府市役所本庁舎 甲府市役所中道支所 笛吹市役所本庁舎 笛吹市役所境川支所 山梨市役所本庁舎 甲州市役所本庁舎 山梨県県民情報センター

#### 2) 準備書についての意見

準備書についての住民等からの意見の提出はなかった。

平成23年8月1日に意見がなかったことを県知事に通知した。

### 4.2.2 準備書についての公聴会の概要

準備書について意見の提出がなかったため、公聴会は開催されなかった。

### 4.2.3 準備書についての知事の意見及び事業者の見解

#### 1) 準備書についての知事の意見

平成23年11月22日に山梨県環境影響評価条例第25条第1項の規定に基づく「（甲府・峡東地域ごみ処理施設、廃棄物最終処分場整備事業及び（仮称）地域振興施設整備事業に係る環境影響評価準備書）」に対する知事の意見が通知された。

知事の意見の内容は以下のとおりである。

表 4-2-2 準備書についての知事の意見

準備書についての知事の意見

**【全般的事項】**

**1. 環境影響評価結果の対象事業への反映について（第2章関係）**

1) 詳細設計の発注仕様書への反映

対象事業の詳細設計の発注において、本手続きを通して検討された環境配慮事項及び環境保全措置の内容を『仕様書』に明記すること。また、詳細設計の検討を複数業者からの提案の比較により行う場合は、より環境に対して配慮が行われている案を採用する旨を評価書に記載すること。

2) 廃棄物最終処分場の跡地利用計画への反映

廃棄物最終処分場の埋立て完了後の土地（以下「最終処分場跡地」という。）の利用計画については、現段階では未定であることから、今後、検討を行うにあたっては、次の点に留意すること。また、当該検討結果については、本手続き終了後であっても、その結果を取りまとめた報告書を作成し知事に提出する旨を評価書に記載すること。

- ① 本手続きにおいて実施することとした、環境配慮事項、環境保全措置等の効果を阻害しないこと。
- ② 施設の安全性、強度等に影響を及ぼさない範囲内において、周辺地形及び植生等との連続性、動植物の生息、生育環境に考慮した良好な里山の生態系及び景観の形成に努めること。特に、曾根丘陵公園をはじめとする眺望点からの景観に悪影響を及ぼさないこと。
- ③ 最終処分場跡地の形状の検討は、フォトモンタージュや3次元コンピュータグラフィックスを用いて検討すること。
- ④ イノシシ、シカ等の大型動物による掘り起しや植物の食害等により当該施設が損傷を受けないよう措置を講ずること。
- ⑤ 検討に当たり専門家の指導・助言を受けた場合は、専門家の所属、氏名、専門分野及び指導内容を明らかにすること。

**2. 環境配慮事項（廃棄物運搬車両の運行）について（第2章関係）**

施設供用時の廃棄物運搬車両の運行に係る環境配慮事項として、「廃棄物運搬車両の集中の回避」（大気汚染（表6-1-105（P6.137））、騒音（表6-3-50（P6.218））振動（表6-5-36（P6.268））を掲げているが、当該措置に関する具体的な内容が明らかにされていないことから、当該環境配慮事項の実施に係る手法・考え方について次の点に留意し検討を行い、その結果を評価書に記載すること。

- ① 廃棄物運搬車両が集中する時間帯を考慮すること。
- ② 当該措置の実施にあたり、事業区域外において廃棄物運搬車両の一時待機場所等の設置を検討している場合は、その位置を記載すること。

**3. 環境影響評価に係る予測条件の整理について（第6章関係）**

対象事業による環境影響について予測式等を用いて把握する場合（大気汚染、悪臭、騒音、振動）、発生源から予測地点までの距離については予測結果の再現性を確保する上で必要であることから、各発生源から予測地点までの距離が明らかになるよう、予測条件等に係る資料を整理し評価書に記載すること。

**4. 環境保全措置の検討について（第8章関係）**

「8.3 環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合の対応方針」（P8.7）において、「事後調査の結果、環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合には、速やかに追加的な保全対策を講じる。」旨記載されているが、「追加的な保全対策」の実施要件となっている「環境影響の程度が著しい」場合に

## 準備書についての知事の意見

については、具体的な内容を理解する事が困難である事から、「8.2 事後調査計画」の表8-2-1 (P8.1) 及び表8-2-2 (P8.4) の各項目に「環境影響の程度が著しい」と判断する場合の要件又は考え方を評価書に追加記載すること。

### 5. 検討に用いた参考資料の取扱いについて

評価書の取りまとめに際し、これまでに引用した参考資料については、出典、引用等について遺漏がないことを確認すること。

### 6. 専門家等の助言の取扱いについて

調査、予測結果のとりまとめ及び環境保全措置の検討において、専門家等の助言を受けた場合については、専門家の所属及び氏名を評価書に記載すること。

#### 【個別的事項】

### 1. 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持のため調査、予測及び評価されるべき項目

#### 1. 1 大気汚染 (P6.1)

##### 1) 逆転層の発生形態と大気汚染物質の拡散状況の把握

地上気象観測の結果(表6-1-11 (P6.5))、事業計画地の冬期における気温の逆転の発生率は約63%であり、また、通年でも約49%であることが確認された。合わせて、パスキル安定度階級分類表による大気の安定状況(表6-1-18 (P6.12))及び逆転層の発生形態(表6-1-19 (P6.15))についても調査が行われていることから、次のことを整理し評価書に記載すること。

① 大気汚染物質の拡散予測(短期予測)については、予め逆転層の種類別(下層逆転、全層逆転、上層逆転、発生なし)に整理し、ごみ処理施設の煙突排ガスの排出又は廃棄物運搬車両等の運行による影響が懸念される気象条件及びその際の大気汚染物質の拡散状況を把握すること。

② 全層逆転(接地逆転型)発生時については、崩壊時のフュミゲーション(いぶし現象)が懸念されることから、発生時期、発生しやすい気象条件を把握すること。

また、環境配慮事項(表6-1-105 (P6.137))に記載した「廃棄物収集運搬車両の集中の回避」の内容として、上記で把握した気象条件を基に、車両運行計画を策定する旨を評価書に記載すること。

##### 2) 廃棄物運搬車両への低公害車両の導入

対象事業の実施による周辺環境への影響をより低減するため、事業者が直接管理する廃棄物収集運搬車両の更新の際の低公害車両の積極的な採用について検討し、その結果を評価書に記載すること。

#### 1. 2 悪臭 (P6.143)

##### 1) 廃棄物最終処分場における悪臭の発生状況の把握

廃棄物最終処分場の存在・供用に伴う悪臭については、表5-3-3 (P5.23) 及び表5-3-4 (P5.24) において、「廃棄物の埋立てに伴う悪臭の発生が懸念される。」とし、標準的に調査を行う項目として抽出しているが、悪臭に係る予測結果中の「③埋立地から発生する悪臭 (P6.150)」においては、処分する廃棄物が焼却灰等の無機物であること及び即日覆土により悪臭の発生源とはならないとして、予測及び評価が行われていないが、当該結果に至る検討過程について十分な説明がされていないことから、あらためて既存資料、類似事例等の検証を行い、施設の存在・供用に係る悪臭の発生状況及びその程度を把握し、その結果を評価書に記載すること。

##### 2) 事後調査に係る悪臭測定地点の設定

事後調査計画(存在・供用時)(表8-2-2 (P8.4))における当該項目の調査地点については、発生源に

## 準備書についての知事の意見

おける悪臭の程度を確認するため、悪臭の原因物質が場外に流出する恐れのある気体排出施設の排出口（ごみ処理施設の煙突、換気口、排気筒等）を追加すること。

### 1. 3 騒音 (P6.153)

#### 1) 自然環境に起因する騒音の取扱い

環境騒音の測定の結果、地点No. 1（別当地区）（図6-3-1（P6.154））において、事業者が設定した参考値（環境基準B 類型）を超過（表6-3-5（P6.155））している要因については、周辺に工場等の騒音の発生源がないことから、自然環境によるとしている。このことは、当該地域の地域特性として配慮すべき事項であるため、当該事業の実施に伴う騒音に対する検討においては、単に現況騒音と事業に係る騒音の騒音レベルの比較のみではなく、自然環境（音環境）との調和について検討を行う旨を評価書に記載すること。

#### 2) 造成に係る環境保全措置の検討過程の明確化

建設機械の稼働に係る環境保全措置（表6-3-21（P6.182））として「工事中の仮囲いの設置」を行うとし、その効果について検討が行われているが、仮囲いの設置位置、構造及びそれらを基とした計算過程が記載されていないことから、評価書に記載すること。

#### 3) 廃棄物最終処分場の埋立て作業に係る予測の前提条件の確認

廃棄物最終処分場の埋立て作業に用いる建設機械として表6-3-35（P6.206）に記載された建設機械の一覧には、第2章中の最終処分場の施設計画の処理フロー（図2-2-12（P2.22））に記載された展開検査に使用する建設機械が記載されていないことから、廃棄物の搬入から埋立て処分までの作業手順を確認するなかで展開作業に係る建設機械の稼働を表6-3-35 に追加する必要性について再検討を行い、検討経緯及びその結果を評価書に記載すること。

### 1. 4 空気振動（低周波音）（P6.223）

#### 1) 空気振動に係る事後調査の実施

空気振動の予測及び評価（P6.225）は、「低周波音の測定方法に関するマニュアル」（平成12年10月 環境省環境管理局大気生活環境室）からの引用による定性的な検討であることから、予測及び評価の結果を事後調査の実施により確認し、その結果を中間報告書又は完了報告書に記載する旨を評価書に記載すること。

なお、調査はG 特性による測定及び1/3 オクターブ解析により周波数特性を把握する旨もあわせて記載すること。

また、事後調査の結果、準備書又は評価書手続きにおいて想定されなかった環境影響が確認された場合は、当該影響を低減するための環境保全対策を検討・実施する旨をあわせて評価書に記載すること。

### 1. 5 水質汚濁（P6.273）

#### 1) 造成工事に係る濁水対策

当該事業に係る造成工事等から発生する濁水については、防災調整池を濁水処理施設として使用する計画（表6-6-17（P6.295））としているが、防災調整池が完成するまでの間は、他の造成工事が並行して実施されると考えられ、当該防災調整池とは別の濁水処理が必要となるため、造成区画毎に仮設沈砂池等を設置する等により、公共用水域への濁水の流出を抑制する措置を講ずる旨を評価書に記載すること。

また、防災調整池を造成中の沈砂池として利用している間は、当該防災調整池の土砂等の堆積状況の監視を行い、本来の機能に支障をきたさないよう適切に管理する旨をあわせて評価書に記載すること。

#### 2) 造成工事に伴う濁水監視体制

造成工事の水の濁りに係る「② 環境保全に係る基準または目標との整合性に係る評価（P6.296）」にお

## 準備書についての知事の意見

いて、当該項目の予測の不確実性を補完するための措置として行うこととしている「現地での沈降状況を監視」の内容について詳細な説明が行われていないことから、監視の手法（監視記録の作成・保存を含む）、判断基準、異常が確認された場合の対応方針（例：凝集沈殿剤の使用、排水の一時停止、連絡体制等）を策定し評価書に記載すること。

### 3) 温泉掘削に伴う排水及び汚泥の適正処理

地域振興施設において利用する温泉の掘削工事に伴い発生する排水及び掘削汚泥の処理については、河川等への泥水の漏洩の防止を徹底するため、排水については十分な能力を有する排水処理施設の設置、掘削汚泥については廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく適正処理が必要であることから、事業者が想定する当該工事に係る、掘削汚泥及び排水処理の考え方をとりまとめ、評価書に記載すること。

また、温泉の掘削地点の選定については、山梨県環境保全審議会が定める「温泉保護対策に関する審議方針」により示される既存源泉からの離隔距離を確保すること。

### 4) 平常時水質検査結果の検証

平常時の水質検査の結果、No. 4 蟹沢川上流地点の夏期（表6-6-5 (2) (P6. 279)）において、浮遊物質（SS）が他の採水時期と比較して高い値を示していることについては、当該地の採水地点の状況（低水位であり、かつ、底質が泥状であったこと）の影響が懸念されるため、当該地点については、今後事業着手までの間、定期的に水質の監視を行うことにより測定結果を補完する旨を評価書に記載すること。

### 5) 降雨時水質検査結果の整理

降雨時の水質調査は、平成20年11月及び平成21年6月の2回実施されているが（表6-6-7 (P6. 282)）、「②予測条件の設定」（p6. 291）において、降雨時の水質条件の設定（表6-6-13）が平成21年6月の結果のみで検討が行われている。しかし、当該検討において、平成20年11月の調査結果を検討から除外したこと及びその理由については十分な説明が行われていないことから、濁水対策検討時のデータの取扱いが分かり難いものとなっており、当該項目に係る測定結果の整理の過程及び予測条件の設定方法等について再度検討を行い、検討内容及び結果を評価書に記載すること。

### 6) 濁水流出対策の算定根拠の整理

降雨時の濁水の流出防止対策については、環境配慮事項（表6-6-17 (P6. 295)）において防災調整池を使用することとしていることから、当該防災調整池が濁水対策として有効な表面積、沈降時間等が確保されていることが明らかとなるよう、算定根拠となる資料を評価書に記載すること。

### 7) 融雪剤の使用に起因する環境影響の把握

融雪剤の使用に係る周辺地下水質等への影響については、種類及び使用量、散布場所、面積等をもとに類似事例等により検討し、その結果を評価書に記載すること。

### 8) 地下水水質の監視に係る事後調査

当該施設の周辺には水道施設が点在することから、当該施設の供用開始後に実施される地下水等の検査については、予め、これらを管轄する行政機関と調査内容及び水質異常確認時の連絡体制等について協議を行う旨を評価書に記載すること。

## 1. 6 土壌汚染 (P6. 347)

### 1) 発生土の取扱い

最終処分場建設に伴い場外搬出される発生土については、調査結果（表6-9-3(1), (2) (P6. 350)）において環境基準を下回る濃度であるがダイオキシン類及び鉛が検出されていることから、当該発生土を場外

## 準備書についての知事の意見

に搬出する場合は、次のことを実施する旨を評価書に記載すること。

- ① 搬出先、搬出量、搬出先での土地利用等の記録（以下「搬出記録」という。）を作成すること。
- ② 事業実施区域内において高いダイオキシン類の濃度が確認された調査地点No. 7周辺及び類似する土地利用が行われた土地から発生土を搬出する際には、定期的に当該項目に係る測定を実施すること。
- ③ 測定の結果、当該項目が環境基準を超過していることが確認された場合は、搬出記録をもとに必要な措置を講ずる旨を評価書に記載すること。

### 2) 最終処分場周辺への廃棄物の飛散・流出の防止

廃棄物最終処分場における、飛灰等の廃棄物の荷下ろし作業に起因する有害物質の周辺の土地への飛散、公共用水域への流出が懸念されることから、廃棄物の飛散・流出防止の措置として次の事項について検討を行い、検討結果を評価書に記載すること。

- ① 埋立て部分周辺及び雨水側溝等の飛散物が溜まりやすい場所については、定期的に清掃を実施することにより有害物質の拡散・流出の防止を図ること。
- ② 清掃により集められた廃棄物については、有害物質が含まれるものとして取り扱い、適正処理する旨を評価書に記載すること。
- ③ 清掃に伴う廃棄物を一時保管する場合は、定期的に成分分析を実施し、有害物質の含有状況の把握を行うこと。
- ④ 最終処分場周辺の土壌についても定期的に成分分析を行い、有害物質の飛散による影響を把握すること。

## 2. 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全のため調査、予測及び評価されるべき項目

### 2. 1 植物、動物、生態系共通 (P6. 369～)

#### 1) 事業への環境保全措置の反映

対象事業の実施に係る工事工程の検討は、工事を実施する工区毎に保全対象となる動植物種に対し、特に配慮が必要な作業内容及び期間を明記した作業工程表を作成し、適切な工期設定及び工期短縮ができるよう検討を行うとともに、当該工程表を作業員等に周知徹底することにより、保全措置の確実性を確保する旨を評価書に記載すること。

#### 2) 関係車両による野生動物のロードキル対策

本事業の実施及び施設の供用により、事業区域は恒常的に車両が運行することとなるため、資機材運搬車両や廃棄物運搬車両による野生動物との接触、ロードキルが懸念されることから、環境配慮事項（表6-12-50(1), (2) (p6. 530, 531)）に関係車両のドライバーに対する注意喚起等を実施する旨を評価書に記載すること。

#### 3) 多自然型河川に係る整備方針の策定

蟹沢川の付け替え工事に伴う多自然河川の整備及び事業計画地の整備については詳細な記載が行われていないことから、次のことに留意し、具体的な整備方針（管理計画、モニタリングの実施、管理期間、成功基準等）を取りまとめ、評価書に記載すること。

- ① これまでに行った動物、植物及び生態系の調査・予測結果をもとに、保全対象種及び当該種の生息に必要な植生を整理すること。
- ② 現況の自然環境及び土地利用により生息・生育が維持されている動植物種の取り扱いについての考え方を整理すること。

## 準備書についての知事の意見

③ 付け替え後の河川は、貯留堰堤脇を直線的に流下するため、河川の分断による保全対象種への影響が懸念されることから、当該斜面における水路及び周辺の構造を工夫すること。

特に貯留堰堤直下部分については、ヤマアカガエル等の小動物等が産卵場所として利用できるように配慮すること。

④ 必要に応じて専門家の助言を受ける等により、より効果的な整備を図ること。

### 4) 環境保全対策の実施に係る責任の所在の明確化

「方法書についての知事の意見に対する事業者の見解（表4-1-3（P4. 11））」において「環境保全対策の実施主体及び管理期間については、現時点では未確定」である旨記載しているが、当該地に係る責任は事業者にあることから、事業者の責任において環境保全措置の実施及び管理を行う旨を評価書に記載すること。

あわせて、事業期間の途中で他の者に措置の実施及び管理を移管する場合は、知事に報告する旨を評価書に記載すること。

### 5) 野生動物の生息環境の分断に対する措置

事業の実施により出現する覆土置場、取り付け道路等の擁壁により、事業実施区域内及びその周辺に生息する陸上動物（小型鳥類を含む。）の移動経路の分断、生息地の孤立が懸念されることから、事業実施区域内の緑化、修景に係る整備計画又は整備方針を策定するにあたっては、当該施設に防災安全上の支障を及ぼさない範囲において、次の点に配慮した検討を行い、検討経緯及び結果を評価書に記載すること。

① 事業実施区域内の植栽帯の配置については、調査により確認された陸上動物の分布、生息状況をもとに、植栽帯が野生生物の「計画地周辺の樹林」と「事業計画地の緑地」との餌場、棲みか、移動経路等の生息環境の連続性を確保すること。

② 植栽種については、当該地の土地利用の変遷、現存植生、潜在自然植生、及び保全対象とする野生動物の特徴を考慮し選定すること。

## 2. 2 陸上植物（希少種）（P6. 369）

### 1) マツバランの生育地の移植先の検討

事業の実施により消失するマツバランの生育地の代替地への移植については、事業区域内の未変更区域において、適地調査及び移植試験等により適地を選定するとともに、当該種の移植先が確定するまでの間は、事業者の管理のもと当該種が消失しないよう管理する旨を評価書に記載すること。

### 2) 希少種の取扱い

最終処分場の計画地内においては、マツバランをはじめとする希少植物が確認されていることから、詳細設計を実施するにあたり希少種の取扱いについては次のことを評価書に記載すること。

① 環境配慮事項、環境保全措置等の効果を阻害しないよう配慮すること。

② 詳細計画を実施するにあたり環境保全措置等の追加・変更を行った場合には、その内容を事後の手続きにおいて報告すること。

## 2. 3 陸上動物（希少種）（P6. 411）

### 1) ミゾゴイの生息環境に係る配慮

事業計画地付近で生息が確認されたミゾゴイの生息環境は、蟹沢川の付け替え工事により一時的に消失することから、当該種の生息環境については、早期に生息環境が回復されるよう次の点に配慮し検討を行い、その過程及び結果を評価書に記載すること。

## 準備書についての知事の意見

- ① 継続的な調査の実施及び文献収集等により知見を集積し、当該種が継続的に生息することが可能となる条件を把握すること。
- ② 河川の付替え工事の期間については、当該種の渡り等を考慮した期間の設定及び工期の短縮を図ること。
- ③ 水路完成後は速やかに、既存河川から餌となる種の移植、周辺の植物を利用した水路上部の覆い（外敵から身を隠す場所）等の措置を実施すること。

### 2) オオタカの生息環境に係る配慮

事業計画地に付近に営巣するオオタカ（寺尾ペア）については、予測結果（表6-12-49（5）（P6.513））において、工事時による環境影響が最も大きいと予測される。このため、寺尾ペアについては、現在営巣が確認されている地域の周辺において、当該工事による環境影響、狩り場との距離を考慮した当該種の営巣可能木の分布状況を今後実施するモニタリング調査により確認するとともに、工事期間中、仮に当該個体が隣接地における営巣を回避した場合においても、当該個体について可能な限り追跡調査を実施し、その営巣状況を把握し報告する旨を評価書に記載すること。

### 3) フクロウの生息環境に係る配慮

フクロウに係る予測（表6-14-24(1)（P6.596））において、「工事中は、狩り場として利用している同地域はほぼ消失する。」とし、評価（表6-14-29(1)（p6.604））における保全対策として、「本種が捕食対象とするネズミ類等の生息環境の確保（餌となる植物種の植栽）」及び「周辺樹林への照明の遮光」を行うこととしており、樹林内に対する保全対策について主に検討が行われている。当該種については、林内だけでなく、今回の開発により消失する耕地等についても狩り場として使用していたと考えられることから、当該種に係る環境保全措置として、事業計画区域内においても、工事に伴い発生する木材等を利用し、餌となる種の隠れ家の設置や、当該種の営巣場所となるべき大型の巣箱の設置等を検討すること。なお、検討にあたり、餌となる種の隠れ家の配置及び大型巣箱の設置位置については、改変後の植栽の状況や連続性を考慮したものとし、その検討過程及び結果を評価書に記載すること。

## 2. 4 生態系（P6.561）

### 1) 生態系の検討過程の明確化

生態系の予測及び評価の結果については、対象種の選定理由、モデル構築に係る検討、保全措置の検討等の経緯について十分な説明が行われていないことから、評価書を作成するにあたり、これまでの検討経緯を整理するとともに、対象種の生息に関連する面積に関する適正指標（S I）の追加についても検討し、その結果を詳細に記載すること。

また、当該評価に用いたS Iモデルの構築にあたり助言を受けた専門家については、モデル毎に助言を受けた専門家が明らかになるよう整理し、評価書に記載すること。

### 2) ミゾゴイの生息環境への影響の把握

蟹沢川付近に生息・営巣が確認されたミゾゴイについては、当該河川を採餌、移動経路に利用している可能性があること、あわせて当該種については、今回生態系の検討を行ったヤマアカガエル、ゲンジボタル等が形成する生態系のより上位に位置する種であることから、当該種については、これまでの調査結果をもとに対象事業の実施による影響について、専門家等の意見を聞きながら定量的な手法を用いて検討を行い検討過程及びその結果を評価書に記載すること。なお、当該検討によりミゾゴイに係る環境保全措置の変更・追加を行った場合、表6-12-49(3)（P6.511）、表6-12-52(1)（P6.535）についても必要な修正を

行うこと。

### 3. 人と自然との豊かな触れ合いの確保のため調査、予測及び評価されるべき項目

#### 3. 1 景観 (P6. 607)

##### 1) 白煙による環境影響の把握

ごみ処理施設において計画されている高効率発電については、発電効率確保の必要から白煙防止装置が設置されないため、低温時には煙突からの白煙による景観への影響が懸念されることから、冬期に白煙が発生した場合を想定した予測及び評価を実施し、その結果を評価書に記載すること。

##### 2) ごみ処理施設の存在に係る景観への影響の把握

ごみ処理施設、リサイクル工場及び地域振興施設の存在に係る冬期（樹木の落葉時期）の景観の予測については、曾根丘陵公園が施設西側正面に位置しているため、壁面の反射等により予測結果を上回る環境影響が懸念されることから、次の点に配慮した検討を行い、検討経緯及び検討結果を評価書に記載すること。

- ① 環境配慮事項（表6-15-11（P6. 641））の「緑化の実施」の植栽については、これらの施設の存在による地域景観への影響が一年を通して軽減できるよう、周辺景観及び野生生物の生息環境を考慮した植栽種の選定を行うこと。
- ② 曾根丘陵公園からの眺望において、当該施設の背景の基調となる色彩（濃淡）、形状及び反射の程度等の状況を把握すること。
- ③ 影響の程度の把握については、フォトモンタージュに加え3次元コンピュータグラフィックス等を用いた立体的な検討を実施すること。
- ④ 環境影響を軽減するための検討には、本県の「景観アドバイザー制度」等の活用や専門家の助言を受けるなかで、より効果的な検討を実施すること。

### 4. 環境への負荷の低減のための調査、予測及び評価されるべき項目

#### 4. 1 廃棄物・発生土 (P6. 657)

##### 1) ごみ処理施設の稼働により発生する二次生成物の取扱い

「2）施設の稼働による廃棄物の影響」（P6. 658）において、ごみ処理施設において発生する二次生成物（溶融スラグ）の利用に関する検討は、地域の利用状況の概況把握のみであり、事業者を構成する自治体（甲府市、笛吹市、山梨市、甲州市）における当該二次生成物の具体的な利用見込み及び利用方針が記載されていないことから、構成自治体におけるこれら二次製品の利用計画又は利用方針を評価書に記載するとともに、事業の実施中及び実施後の手続きにおいて、利用計画の詳細を明らかにする旨を評価書に記載すること。

あわせて、準備書（P6. 662）で引用している「甲府・峡東地域 循環型社会形成推進計画」を資料編に添付すること。

#### 4. 2 温室効果ガス等 (P6. 669)

##### 1) 最終処分場から発生する温室効果ガスの影響の把握

最終処分場の供用に伴う温室効果ガス等の排出状況については、処分する焼却灰等の廃棄物が有機物を含まないことから検討が行われていない。しかし、廃棄物に付着した有機物が埋設・腐敗することによるメタンガス等の温室効果ガスの発生が懸念されることから、既存資料、類似事例の引用等により、その影響の程度について検証し評価書に記載すること。

## 2) 準備書についての知事の見解に対する事業者の見解

準備書についての知事の見解に対する事業者の見解は、以下のとおりである。

なお、表中のページ番号、図表番号は準備書（本編）または評価書（本編）のものを示す。

表 4-2-3 準備書についての知事の見解に対する事業者の見解

知事意見	事業者の見解
<b>【全般的事項】</b>	
<p>1. 環境影響評価結果の対象事業への反映について（第2章関係）</p> <p>1) 詳細設計の発注仕様書への反映 対象事業の詳細設計の発注において、本手続きを通して検討された環境配慮事項及び環境保全措置の内容を『仕様書』に明記すること。また、詳細設計の検討を複数業者からの提案の比較により行う場合は、より環境に対して配慮が行われている案を採用する旨を評価書に記載すること。</p>	<p>「第2章 対象事業の目的及び内容」にごみ処理施設の計画・設計時の環境保全計画として、「詳細設計等の発注時の仕様書への明記」及び「環境負荷の小さい計画の選考」を追記しました。</p>
<p>2) 廃棄物最終処分場の跡地利用計画への反映 廃棄物最終処分場の埋立て完了後の土地（以下「最終処分場跡地」という。）の利用計画については、現段階では未定であることから、今後、検討を行うにあたっては、次の点に留意すること。また、当該検討結果については、本手続き終了後であっても、その結果を取りまとめた報告書を作成し知事に提出する旨を評価書に記載すること。</p>	
<p>①本手続きにおいて実施することとした、環境配慮事項、環境保全措置等の効果を阻害しないこと。</p>	
<p>②施設の安全性、強度等に影響を及ぼさない範囲内において、周辺地形及び植生等との連続性、動植物の生息、生育環境に考慮した良好な里山の生態系及び景観の形成に努めること。特に、曾根丘陵公園をはじめとする眺望点からの景観に悪影響を及ぼさないこと。</p>	
<p>③最終処分場跡地の形状の検討は、フォトモンタージュや3次元コンピュータグラフィックスを用いて検討すること。</p>	
<p>④イノシシ、シカ等の大型動物による掘り起しや植物の食害等により当該施設が損傷を受けないよう措置を講ずること。</p>	
<p>⑤検討に当たり専門家の指導・助言を受けた場合は、専門家の所属、氏名、専門分野及び指導内容を明らかにすること。</p>	
<p>2. 環境配慮事項（廃棄物運搬車両の運行）について（第2章関係） 施設供用時の廃棄物運搬車両の運行に係る環境配慮事項として、「廃棄物運搬車両の集中の回避」（大気汚染(表 6-1-105(P6.137))、騒音(表 6-3-50(P6.218))振動(表 6-5-36(P6.268))を掲げているが、当該措置に関する具体的な内容が明らかにされていないことから、当該環境配慮事項の実施に係る手法・考え方について次の点に留意し検討を行い、その結果を評価書に記載すること。</p>	<p>「第2章 対象事業の目的及び内容」にごみ処理施設への廃棄物収集運搬車両の搬入時間帯の考え方及び廃棄物収集運搬車両の待機場所設置の考え方について追記しました。</p>
<p>①廃棄物運搬車両が集中する時間帯を考慮すること。</p>	
<p>②当該措置の実施にあたり、事業区域外において廃棄物運搬車両の一時待機場所等の設置を検討している場合は、その位置を記載すること。</p>	

知事意見	事業者の見解
<p>3. 環境影響評価に係る予測条件の整理について（第6章関係）</p> <p>対象事業による環境影響について予測式等を用いて把握する場合（大気汚染、悪臭、騒音、振動）、発生源から予測地点までの距離については予測結果の再現性を確保する上で必要であることから、各発生源から予測地点までの距離が明らかになるよう、予測条件等に係る資料を整理し評価書に記載すること。</p>	<p>予測に用いた発生源から予測地点までの距離については、整理した資料を資料編（大気汚染：資料2.1.5、騒音：資料2.2.5、振動：資料2.3.4）に記載しました。</p> <p>なお、悪臭については、発生源から最大直値濃度地点までの距離を評価書に示しております。</p>
<p>4. 環境保全措置の検討について（第8章関係）</p> <p>「8.3 環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合の対応方針」（P8.7）において、「事後調査の結果、環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合には、速やかに追加的な保全対策を講じる。」旨記載されているが、「追加的な保全対策」の実施要件となつている「環境影響の程度が著しい」場合については、具体的な内容を理解する事が困難であることから、「8.2 事後調査計画」の表8-2-1（P8.1）及び表8-2-2（P8.4）の各項目に「環境影響の程度が著しい」と判断する場合の要件又は考え方を評価書に追加記載すること。</p>	<p>「第8章 事後調査計画」に環境影響評価項目毎に設定した「環境保全に係る基準または目標」を基本に「環境影響が著しい」と判断する基準等を設定し、評価書に示しました。</p>
<p>5. 検討に用いた参考資料の取扱いについて</p> <p>評価書の取りまとめに際し、これまでに引用した参考資料については、出典、引用等について遺漏がないことを確認すること。</p>	<p>引用資料等については出典等について再確認を行いました。</p>
<p>6. 専門家等の助言の取扱いについて</p> <p>調査、予測結果のとりまとめ及び環境保全措置の検討において、専門家等の助言を受けた場合については、専門家の所属及び氏名を評価書に記載すること。</p>	<p>陸上植物（マツバラ）、陸上動物（オオタカ、ミゾゴイ）、生態系、景観について助言を受けた専門家の所属及び氏名を記載しました。</p>
<p><b>【個別的事項】</b></p>	
<p>1. 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持のため調査、予測及び評価されるべき項目</p>	
<p>1. 1 大気汚染（P6.1）</p> <p>1) 逆転層の発生形態と大気汚染物質の拡散状況の把握</p> <p>地上気象観測の結果（表6-1-11（P6.5））、事業計画地の冬期における気温の逆転の発生率は約63%であり、また、通年でも約49%であることが確認された。合わせて、パスカル安定度階級分類表による大気の安定状況（表6-1-18 P6.12）及び逆転層の発生形態（表6-1-19（P6.15））についても調査が行われていることから、次のことを整理し評価書に記載すること。</p>	<p>「4 施設の稼働による二酸化窒素等の影響」の予測結果の部分に下層逆転、全層逆転、上層逆転の発生状況を季節別、大気安定度別、調査時間別に整理しました。ごみ処理施設の煙突排ガスにおける拡散状況については、準備書において検討した結果が最も影響が大きい拡散状況となっています。</p> <p>廃棄物運搬車両に対しては、地表面近くの影響であるため、年間の地上気象調査で実施した地上1.5mと地上9.5mの気温の調査結果について、時間別の発生状況の整理を行いました。また、逆転層発生時の廃棄物運搬車両の走行による影響については、大気安定度Gの強安定状態として点煙源からの短期拡散計算を行った結果、設定した短期濃度予測における保全目標を下回る値となりました。</p>
<p>① 大気汚染物質の拡散予測（短期予測）については、予め逆転層の種類別（下層逆転、全層逆転、上層逆転、発生なし）に整理し、ごみ処理施設の煙突排ガスの排出又は廃棄物運搬車両等の運行による影響が懸念される気象条件及びその際の大気汚染物質の拡散状況を把握すること。</p>	
<p>② 全層逆転（接地逆転型）発生時については、崩壊時のフェミゲーション（いぶし現象）が懸念されることから、発生時期、発生しやすい気象条件を把握すること。</p>	<p>全層逆転の発生時期、発生しやすい条件については、短期濃度予測結果の部分で整理しました。整理した結果、上層気象調査期間で確認された全層逆転層は、逆転層の上限が地上120m（7月の2回）又は140m（1月の4回）であり、季節を問わず、夕方から夜間にかけて、地上風速が低く、大気が安定している条件で出現していました。</p>

知事意見	事業者の見解
<p>また、環境配慮事項（表6-1-105（P6.137））に記載した「廃棄物収集運搬車両の集中の回避」の内容として、上記で把握した気象条件を基に、車両運行計画を策定する旨を評価書に記載すること。</p>	<p>地表付近の気温逆転の発生状況を時間別に整理した結果、廃棄物運搬車両の搬入時間では、気温逆転の発生は少ないことから、「特に接地逆転層により大気汚染物質が拡散しにくい早朝及び夕方に搬入が集中することのないように計画する。」という文章を「(6)環境保全措置の内容と経緯①環境配慮事項」の内容に追記しました。</p>
<p>2) 廃棄物運搬車両への低公害車両の導入 対象事業の実施による周辺環境への影響をより低減するため、事業者が直接管理する廃棄物収集運搬車両の更新の際の低公害車両の積極的な採用について検討し、その結果を評価書に記載すること。</p>	<p>廃棄物収集運搬車両は収集を行う自治体の所管であり、事業者としては直接管理を行うものではありません。ただし、事業者として可能な範囲で関係機関へ低公害車両の導入について働きかけを行っていくことから、「(6)環境保全措置の内容と経緯①環境配慮事項」に「関係機関への低公害車両の導入の要請」を追加しました。</p>
<p>1. 2 悪臭（P6.143）</p>	
<p>1) 廃棄物最終処分場における悪臭の発生状況の把握 廃棄物最終処分場の存在・供用に伴う悪臭については、表5-3-3（P5.23）及び表5-3-4（P5.24）において、「廃棄物の埋立てに伴う悪臭の発生が懸念される。」とし、標準的に調査を行う項目として抽出しているが、悪臭に係る予測結果中の「③埋立地から発生する悪臭（P6.150）」においては、処分する廃棄物が焼却灰等の無機物であること及び即日覆土により悪臭の発生源とはならないとして、予測及び評価が行われていないが、当該結果に至る検討過程について十分な説明がされていないことから、あらためて既存資料、類似事例等の検証を行い、施設の存在・供用に係る悪臭の発生状況及びその程度を把握し、その結果を評価書に記載すること。</p>	<p>埋立対象廃棄物が類似する一般廃棄物最終処分場の調査事例を参考に、最終処分場からの悪臭の影響の程度について予測・評価を行いました。 その結果、最終処分場のガス抜き管からはアンモニア、硫化水素が検出されておりますが、濃度は低く、周辺に及ぼす悪臭の影響はほとんどないものと予測しました。</p>
<p>2) 事後調査に係る悪臭測定地点の設定 事後調査計画（存在・供用時）（表8-2-2（P8.4））における当該項目の調査地点については、発生源における悪臭の程度を確認するため、悪臭の原因物質が場外に流出する恐れのある気体排出施設の排出口（ごみ処理施設の煙突、換気口、排気筒等）を追加すること。</p>	<p>「第8章 事後調査計画」に悪臭の事後調査地点として、ごみ焼却施設の煙突排出口もしくは煙道を追加しました。</p>
<p>1. 3 騒音（P6.153）</p>	
<p>1) 自然環境に起因する騒音の取扱い 環境騒音の測定の結果、地点No. 1（別当地区）（図6-3-1（P6.154））において、事業者が設定した参考値（環境基準B 類型）を超過（表6-3-5（P6.155））している要因については、周辺に工場等の騒音の発生源がないことから、自然環境によるとしている。このことは、当該地域の地域特性として配慮すべき事項であるため、当該事業の実施に伴う騒音に対する検討においては、単に現況騒音と事業に係る騒音の騒音レベルの比較のみではなく、自然環境（音環境）との調和について検討を行う旨を評価書に記載すること。</p>	<p>参考値を超過した夜間に事業の実施による影響が考えられる「3)施設の稼働による騒音の影響」の評価結果の部分において、夜間における現況値よりも施設からの音の予測結果が8～10dB(A)低いことから自然環境との調和が図られることを追記しました。</p>
<p>2) 造成に係る環境保全措置の検討過程の明確化 建設機械の稼働に係る環境保全措置（表6-3-21（P6.182））として「工事中の仮囲いの設置」を行うとし、その効果について検討が行われているが、仮囲いの設置位置、構造及びそれらを基とした計算過程が記載されていないことから、評価書に記載すること。</p>	<p>予測検討における仮囲いの位置図及び仮囲い設置時の計算結果を追記しました。仮囲いによる低減効果は、準備書において評価結果に記載しているとおり、騒音レベル(L<sub>5</sub>)で0.3～4.1dB(A)、等価騒音レベル(L<sub>Aeq</sub>)で0～4.8dB(A)の低減効果が得られる結果となっております。</p>

知事意見	事業者の見解
<p>3) 廃棄物最終処分場の埋立て作業に係る予測の前提条件の確認</p> <p>廃棄物最終処分場の埋立て作業に用いる建設機械として表6-3-35 (P6. 206) に記載された建設機械の一覧には、第2章中の最終処分場の施設計画の処理フロー(図2-2-12 (P2. 22)) に記載された展開検査に使用する建設機械が記載されていないことから、廃棄物の搬入から埋立て処分までの作業手順を確認するなかで展開作業に係る建設機械の稼働を表6-3-35 に追加する必要性について再検討を行い、検討経緯及びその結果を評価書に記載すること。</p>	<p>廃棄物収集運搬車両の計画台数は27台/日であるため、展開検査と埋立作業はほとんど重ならないと考えておりましたが、重なる可能性はあるため、展開作業に係る建設機械を1台追加し再度検討を行い、追記及び予測値の修正を行いました。</p> <p>展開作業による建設機械1台の追加による計算結果は、最終処分場の稼働における追加前の結果と比較して騒音レベル(L<sub>5</sub>)で0.0~0.1dB(A)、等価騒音レベル(LAeq)で0.0~0.4dB(A)の増加であり、複合影響については、数値は変わらず、環境保全に係る基準又は目標を満足する結果となっています。</p>
<p>1. 4 空気振動(低周波音) (P6. 223)</p>	
<p>1) 空気振動に係る事後調査の実施</p> <p>空気振動の予測及び評価(P6. 225)は、「低周波音の測定方法に関するマニュアル」(平成12年10月 環境省環境管理大気生活環境室)からの引用による定性的な検討であることから、予測及び評価の結果を事後調査の実施により確認し、その結果を中間報告書又は完了報告書に記載する旨を評価書に記載すること。</p> <p>なお、調査はG特性による測定及び1/3オクターブ解析により周波数特性を把握する旨もあわせて記載すること。</p> <p>また、事後調査の結果、準備書又は評価書手続きにおいて想定されなかった環境影響が確認された場合は、当該影響を低減するための環境保全対策を検討・実施する旨をあわせて評価書に記載すること。</p>	<p>空気振動(低周波音)について、存在・供用時の事後調査項目に追加しました。また、調査内容をG特性音圧レベル及び1/3オクターブバンド音圧レベルとしました。</p> <p>なお、事後調査の結果、「環境保全に係る基準又は目標」を達成していない場合には、速やかに原因の究明を行い、本事業による影響が確認された場合には追加的な保全対策を講じることとします。</p>
<p>1. 5 水質汚濁 (P6. 273)</p>	
<p>1) 造成工事に係る濁水対策</p> <p>当該事業に係る造成工事等から発生する濁水については、防災調整池を濁水処理施設として使用する計画(表6-6-17 (P6. 295))としているが、防災調整池が完成するまでの間は、他の造成工事が並行して実施されると考えられ、当該防災調整池とは別の濁水処理が必要となるため、造成区画毎に仮設沈砂池等を設置する等により、公共用水域への濁水の流出を抑制する措置を講ずる旨を評価書に記載すること。</p> <p>また、防災調整池を造成中の沈砂池として利用している間は、当該防災調整池の土砂等の堆積状況の監視を行い、本来の機能に支障をきたさないよう適切に管理する旨をあわせて評価書に記載すること。</p>	<p>「(8)評価結果①環境への影響の回避または最小化に係る評価」の部分に、『防災調整池が完成するまでの間についても、造成区画毎に仮設沈砂池を設置し公共用水域への濁水の影響を抑制することとする。なお、防災調整池を造成中の沈砂池として利用している間は、当該調整池の土砂等の堆積状況の監視を行い、濁水濃度を低減させる機能(滞留時間の確保)に支障をきたさないよう適切に管理する。』という文章を追記しました。</p>
<p>2) 造成工事に伴う濁水監視体制</p> <p>造成工事の水の濁りに係る「②環境保全に係る基準又は目標との整合性に係る評価(P6. 296)」において、当該項目の予測の不確実性を補完するための措置として行うこととしている「現地での沈降状況を監視」の内容について詳細な説明が行われていないことから、監視の手法(監視記録の作成・保存を含む)、判断基準、異常が確認された場合の対応方針(例:凝集沈殿剤の使用、排水の一時停止、連絡体制等)を策定し評価書に記載すること。</p>	<p>本編に監視方法は資料編に示すことを記載し、資料編(資料2.4.2)に監視の手法を追記しました。</p>

知事意見	事業者の見解
<p>3) 温泉掘削に伴う排水及び汚泥の適正処理 地域振興施設において利用する温泉の掘削工事に伴い発生する排水及び掘削汚泥の処理については、河川等への泥水の漏洩の防止を徹底するため、排水については十分な能力を有する排水処理施設の設置、掘削汚泥については廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく適正処理が必要であることから、事業者が想定する当該工事に係る、掘削汚泥及び排水処理の考え方をとりまとめ、評価書に記載すること。 また、温泉の掘削地点の選定については、山梨県環境保全審議会で定める「温泉保護対策に関する審議方針」により示される既存源泉からの離隔距離を確保すること。</p>	<p>「(1) 予測項目」の部分に、考え方を資料編（資料 2.4.3）に示すことを記載し、資料編に考え方を記載しました。 また、温泉の掘削地点については、既存源泉からの距離を確保します。</p>
<p>4) 平常時水質検査結果の検証 平常時の水質検査の結果、No.4 蟹沢川上流地点の夏季（表6-6-5 (2) (P6.279)）において、浮遊物質量（SS）が他の採水時期と比較して高い値を示していることについては、当該地の採水地点の状況（低水位であり、かつ、底質が泥状であったこと）の影響が懸念されるため、当該地点については、今後事業着手までの間、定期的に水質の監視を行うことにより測定結果を補完する旨を評価書に記載すること。</p>	<p>「5) 調査結果」の部分に『No.4 地点については、夏季に低水位であったことから浮遊物質量が高くなったものと考えられるが、測定結果を補完するため、事業着手までの間の夏季に1回、浮遊物質量及び河川流量の測定を実施する。』という文章を追記しました。 また、「第8章事後調査計画」にも上記調査について追記しました。</p>
<p>5) 降雨時水質検査結果の整理 降雨時の水質調査は、平成20年11月及び平成21年6月の2回実施されているが（表6-6-7 (P6.282)）、 「②予測条件の設定」（p6.291）において、降雨時の水質条件の設定（表6-6-13）が平成21年6月の結果のみで検討が行われている。しかし、当該検討において、平成20年11月の調査結果を検討から除外したこと及びその理由については十分な説明が行われていないことから、濁水対策検討時のデータの取扱いが分かり難いものとなっており、当該項目に係る測定結果の整理の過程及び予測条件の設定方法等について再度検討を行い、検討内容及び結果を評価書に記載すること。</p>	<p>「②予測条件の設定」の部分に『降雨時の水質の現地調査については、現地調査結果に示したとおり平成20年11月28日（第1回目）と平成21年6月24日（第2回目）に実施しているが、第1回目の試料サンプリング時については、浮遊物質量及び流量の変化があまり見られず、降雨時の状況を把握するという目的に対して適切な状況ではなかったものと判断し、再度、第2回目を実施したものである。このため、予測条件としては、降雨時の状況として適切ではないと考えられる第1回目の調査結果は使用せず、第2回目の調査結果のみ使用することとした。』という文章を追記しました。</p>
<p>6) 濁水流出対策の算定根拠の整理 降雨時の濁水の流出防止対策については、環境配慮事項（表6-6-17 (P6.295)）において防災調整池を使用することとしていることから、当該防災調整池が濁水対策として有効な表面積、沈降時間等が確保されていることが明らかとなるよう、算定根拠となる資料を評価書に記載すること。</p>	<p>防災調整池の容量については、最新の情報を元にごみ処理施設及び地域振興施設の工事に対し15,200m<sup>3</sup>、最終処分場の工事に対し3,400m<sup>3</sup>として再計算を行った結果、計算に用いた調整池容量がいずれも準備書より大きくなったことから、濁水放流後の浮遊物質量の濃度は、間門川、蟹沢川のいずれも準備書における予測結果より低くなりました。また、各調整池の図面を資料編（資料 2.4.1）に追記しました。</p>
<p>7) 融雪剤の使用に起因する環境影響の把握 融雪剤の使用に係る周辺地下水質等への影響については、種類及び使用量、散布場所、面積等をもとに類似事例等により検討し、その結果を評価書に記載すること。</p>	<p>「(1) 予測項目」の部分に、資料編に示すことを記載し、資料編（資料 2.4.3）に事例及び影響についての検討結果を記載しました。 事例を参考とした検討の結果、これまでと同等の融雪材の使用においては、地下水への影響は小さいと考えました。</p>
<p>8) 地下水水質の監視に係る事後調査 当該施設の周辺には水道施設が点在することから、当該施設の供用開始後に実施される地下水等の検査については、予め、これらを管轄する行政機関と調査内容及び水質異常確認時の連絡体制等について協議を行う旨を評価書に記載すること。</p>	<p>「第8章 事後調査計画」の部分に『地下水質の調査については、管轄する行政機関と調査内容及び水質異常確認時の連絡体制等について事前に協議を行う。』という文章を追記しました。</p>

知事意見	事業者の見解
1. 6 土壌汚染 (P6.347)	
<p>1) 発生土の取扱い 最終処分場建設に伴い場外搬出される発生土については、調査結果(表6-9-3(1),(2)(P6.350))において環境基準を下回る濃度であるがダイオキシン類及び鉛が検出されていることから、当該発生土を場外に搬出する場合は、次のことを実施する旨を評価書に記載すること。</p> <p>① 搬出先、搬出量、搬出先での土地利用等の記録(以下「搬出記録」という。)を作成すること。</p> <p>② 事業実施区域内において高いダイオキシン類の濃度が確認された調査地点No.7周辺及び類似する土地利用が行われた土地から発生土を搬出する際には、定期的に当該項目に係る測定を実施すること。</p> <p>③ 測定の結果、当該項目が環境基準を超過していることが確認された場合は、搬出記録をもとに必要な措置を講ずる旨を評価書に記載すること。</p>	<p>「(6)環境保全の内容と経緯 ②環境保全措置」に工事時の環境配慮事項として、「搬出記録の作成」、「休耕田からの発生土の定期測定」を記載しました。</p> <p>また、測定の結果、ダイオキシン類が環境基準を超過している場合の対応についても「休耕田からの発生土壌の定期測定」の欄に記載しました。</p>
<p>2) 最終処分場周辺への廃棄物の飛散・流出の防止 廃棄物最終処分場における、飛灰等の廃棄物の荷下ろし作業に起因する有害物質の周辺の土地への飛散、公共用水域への流出が懸念されることから、廃棄物の飛散・流出防止の措置として次の事項について検討を行い、検討結果を評価書に記載すること。</p>	<p>「(6)環境保全の内容と経緯 ①環境配慮事項」に存在・供用時の環境配慮事項として、「最終処分場周辺の定期的な清掃」、「定期的な土壌調査の実施」、を記載しました。</p> <p>また、清掃により集められた廃棄物については、保管はせず、最終処分場において埋立処分する旨を「最終処分場周辺の定期的な清掃」の欄に記載しました。</p>
<p>① 埋立て部分周辺及び雨水側溝等の飛散物が溜まりやすい場所については、定期的に清掃を実施することにより有害物質の拡散・流出の防止を図ること。</p>	
<p>② 清掃により集められた廃棄物については、有害物質が含まれるものとして取り扱い、適正処理する旨を評価書に記載すること。</p>	
<p>③ 清掃に伴う廃棄物を一時保管する場合は、定期的に成分分析を実施し、有害物質の含有状況の把握を行うこと。</p>	
<p>④ 最終処分場周辺の土壌についても定期的に成分分析を行い、有害物質の飛散による影響を把握すること。</p>	
2. 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全のため調査、予測及び評価されるべき項目	
2. 1 植物、動物、生態系共通 (P6.369～)	
<p>1) 事業への環境保全措置の反映 対象事業の実施に係る工事工程の検討は、工事を実施する工区毎に保全対象となる動植物種に対し、特に配慮が必要な作業内容及び期間を明記した作業工程表を作成し、適切な工期設定及び工期短縮ができるよう検討を行うとともに、当該工程表を作業員等に周知徹底することにより、保全措置の確実性を確保する旨を評価書に記載すること。</p>	<p>陸上植物について、「(6)環境保全の内容と経緯 ①環境配慮事項」に環境配慮事項として、「保全すべき植物種に配慮した工事工程の検討」を記載し、「移植対象となる植物の移植時期、移植先の環境整備を踏まえた工区ごとの作業工程表を作成し、作業員等に周知徹底することで環境保全措置の確実性を確保する。」ことを示しました。</p> <p>陸上動物についても同様に、「(6)環境保全の内容と経緯 ①環境配慮事項」に環境配慮事項として、「保全すべき動物種に配慮した工事工程の検討」を記載し、「保全すべき動物種の繁殖時期等に配慮が必要な時期には影響が生じる恐れのある工区の作業を避けるなどの検討を行ったうえで工事工程を設定する。また、工区ごとの作業工程表を作成し、作業員等に周知徹底する。」ことを示しました。</p>

知事意見	事業者の見解
<p>2) 関係車両による野生動物のロードキル対策          本事業の実施及び施設の供用により、事業区域は恒常的に車両が運行することとなるため、資機材運搬車両や廃棄物運搬車両による野生動物との接触、ロードキルが懸念されることから、環境配慮事項（表6-12-50(1), (2) (p6. 530, 531)）に關係車両のドライバーに対する注意喚起等を実施する旨を評価書に記載すること。</p>	<p>陸上動物についても同様に、「(6)環境保全の内容と経緯 ①環境配慮事項」に環境配慮事項として、「ロードキル防止の注意喚起」を記載し、「工事時の資機材運搬車両、存在・教養時の廃棄物運搬車両の運転手に対して、ロードキル防止のための注意喚起を行う。」ことを示しました。</p>
<p>3) 多自然型河川に係る整備方針の策定          蟹沢川の付け替え工事に伴う多自然河川の整備及び事業計画地の整備については詳細な記載が行われていないことから、次のことに留意し、具体的な整備方針（管理計画、モニタリングの実施、管理期間、成功基準等）を取りまとめ、評価書に記載すること。</p> <p>①これまでに行った動物、植物及び生態系の調査・予測結果をもとに、保全対象種及び当該種の生息に必要な植生を整理すること。</p> <p>②現況の自然環境及び土地利用により生息・生育が維持されている動植物種の取り扱いについての考え方を整理すること。</p> <p>③付け替え後の河川は、貯留堰堤脇を直線的に流下するため、河川の分断による保全対象種への影響が懸念されることから、当該斜面における水路及び周辺の構造を工夫すること。          特に貯留堰堤直下部分については、ヤマアカガエル等の小動物等が産卵場所として利用できるように配慮すること。</p> <p>④必要に応じて専門家の助言を受ける等により、より効果的な整備を図ること。</p>	<p>蟹沢川の付け替え工事に伴う多自然河川等の環境保全対策について、「6-14 生態系」において、現況調査結果を踏まえた検討の状況を整理しました。植栽種選定にあたっては、潜在自然植生、現況植生を踏まえて、現況植生の樹林である二次林に生育する種を中心に選定する方針としました。これは、対象事業実施区域及び周辺に生育・生息する植物、動物種は現況の環境を基盤として構成されていることを考慮しているものです。</p> <p>貯留堰堤脇の河川勾配については構造上緩やかにすることが困難であるため、堰堤脇流下後の流速を緩和するための減勢工を設置します。この部分での河川構造物による分断が不可避であるため、堰堤上流部にカエル類の産卵場所となる止水域を含めたビオトープを設けることで環境影響を緩和する考えです。</p> <p>また、付け替え河川の具体的な設計にあたっては必要に応じて専門家の助言を受けることとします。</p>
<p>4) 環境保全対策の実施に係る責任の所在の明確化          「方法書についての知事の意見に対する事業者の見解（表4-1-3 (P4. 11)）」において「環境保全対策の実施主体及び管理期間については、現時点では未確定」である旨記載しているが、当該地に係る責任は事業者にあることから、事業者の責任において環境保全措置の実施及び管理を行う旨を評価書に記載すること。</p> <p>あわせて、事業期間の途中で他の者に措置の実施及び管理を移管する場合は、知事に報告する旨を評価書に記載すること。</p>	<p>環境配慮事項、環境保全措置については、事業者の追加、変更等があった場合においても確実に継承する旨を「第2章 対象事業計画の内容」、「第7章 環境保全措置」及び「第8章 事後調査計画」に記載しました。</p>

知事意見	事業者の見解
<p>5) 野生動物の生息環境の分断に対する措置 事業の実施により出現する覆土置場、取り付け道路等の擁壁により、事業実施区域内及びその周辺に生息する陸上動物（小型鳥類を含む。）の移動経路の分断、生息地の孤立が懸念されることから、事業実施区域内の緑化、修景に係る整備計画又は整備方針を策定するにあたっては、当該施設に防災安全上の支障を及ぼさない範囲において、次の点に配慮した検討を行い、検討経緯及び結果を評価書に記載すること。</p> <p>①事業実施区域内の植栽帯の配置については、調査により確認された陸上動物の分布、生息状況をもとに、植栽帯が野生生物の「計画地周辺の樹林」と「事業計画地の緑地」との餌場、棲みか、移動経路等の生息環境の連続性を確保すること。</p> <p>②植栽種については、当該地の土地利用の変遷、現存植生、潜在自然植生、及び保全対象とする野生動物の特徴を考慮し選定すること。</p>	<p>「6-14 生態系」において、土地利用の変遷、潜在自然植生及び生息環境区分図を追記しました。</p> <p>また、今後の緑化、修景等に係る計画の具体化にあたっては、植栽帯等が動物の生息環境の連続性の確保に効果的なものとしていく方針を示しました。</p>
<p>2. 2陸上植物（希少種）（P6.369）</p>	
<p>1) マツバランの生育地の移植先の検討 事業の実施により消失するマツバランの生育地の代替地への移植については、事業区域内の未変更区域において、適地調査及び移植試験等により適地を選定するとともに、当該種の移植先が確定するまでの間は、事業者の管理のもと当該種が消失しないよう管理する旨を評価書に記載すること。</p>	<p>「(6)環境保全の内容と経緯 ②環境保全措置」にマツバランの環境保全措置として、「①仮移植の実施」、「②移植適地調査の実施」、「③生育個体の保存」を追記しました。</p>
<p>2) 希少種の取扱い 最終処分場の計画地内においては、マツバランをはじめとする希少植物が確認されていることから、詳細設計を実施するにあたり希少種の取扱いについては次のことを評価書に記載すること。</p> <p>①環境配慮事項、環境保全措置等の効果を阻害しないよう配慮すること。</p>	<p>「(6)環境保全の内容と経緯 ①環境配慮事項」に希少植物に対する環境配慮事項として、「希少植物へ配慮した計画・設計」を追記しました。</p>
<p>②詳細計画を実施するにあたり環境保全措置等の追加・変更を行った場合には、その内容を事後の手続きにおいて報告すること。</p>	<p>「第8章 事後調査計画」に環境保全措置等の追加・変更を行った場合には、報告を行うことを追記しました。</p>
<p>2. 3陸上動物（希少種）（P6.411）</p>	
<p>1) ミゾゴイの生息環境に係る配慮 事業計画地付近で生息が確認されたミゾゴイの生息環境は、蟹沢川の付け替え工事により一時的に消失することから、当該種の生息環境については、早期に生息環境が回復されるよう次の点に配慮し検討を行い、その過程及び結果を評価書に記載すること。</p>	<p>「(6)環境保全の内容と経緯 ②環境保全措置」にミゾゴイに対する環境保全措置として、「モニタリング調査結果は、ミゾゴイに対するより効果的な保全対策検討のための基礎データとして活用する。」、「河川付け替え工事時期はミゾゴイの渡りの時期、繁殖時期を考慮するとともに、工期を極力短縮する。」、「蟹沢川付替河川における採餌環境の整備にあたっては、周辺植物の利用により採餌場所の上部を覆うなど隠れ場所の創出を図る。」ことを追記しました。</p>
<p>①継続的な調査の実施及び文献収集等により知見を累積し、当該種が継続的に生息することが可能となる条件を把握すること。</p>	
<p>②河川の付替え工事の期間については、当該種の渡り等を考慮した期間の設定及び工期の短縮を図ること。</p>	
<p>③水路完成後は速やかに、既存河川から餌となる種の移植、周辺の植物を利用した水路上部の覆い（外敵から身を隠す場所）等の措置を実施すること。</p>	

知事意見	事業者の見解
<p>2) オオタカの生息環境に係る配慮 事業計画地に付近に営巣するオオタカ（寺尾ペア）については、予測結果（表6-12-49（5）（P6. 513））において、工事時による環境影響が最も大きいと予測される。このため、寺尾ペアについては、現在営巣が確認されている地域の周辺において、当該工事による環境影響、狩り場との距離を考慮した当該種の営巣可能木の分布状況を今後実施するモニタリング調査により確認するとともに、工事期間中、仮に当該個体が隣接地における営巣を回避した場合においても、当該個体について可能な限り追跡調査を実施し、その営巣状況を把握し報告する旨を評価書に記載すること。</p>	<p>「(6)環境保全の内容と経緯 ②環境保全措置」にオオタカに対する環境保全措置として、「モニタリング調査に際しては周辺の営巣可能木の分布状況を把握する。」「工事中に仮に近接地における営巣を行わなかった場合においても、周辺地域におけるオオタカの営巣状況の調査を行う。」ことを追記しました。</p>
<p>3) フクロウの生息環境に係る配慮 フクロウに係る予測（表6-14-24(1)（P6. 596））において、「工事中は、狩り場として利用している同地域はほぼ消失する。」とし、評価（表6-14-29(1)（p6. 604））における保全対策として、「本種が捕食対象とするネズミ類等の生息環境の確保（餌となる植物種の植栽）」及び「周辺樹林への照明の遮光」を行うこととしており、樹林内に対する保全対策について主に検討が行われている。当該種については、林内だけでなく、今回の開発により消失する耕地等についても狩り場として使用していたと考えられることから、当該種に係る環境保全措置として、事業計画区域内においても、工事に伴い発生する木材等を利用し、餌となる種の隠れ家の設置や、当該種の営巣場所となるべき大型の巣箱の設置等を検討すること。なお、検討にあたり、餌となる種の隠れ家の配置及び大型巣箱の設置位置については、変更後の植栽の状況や連続性を考慮したものとし、その検討過程及び結果を評価書に記載すること。</p>	<p>「(6)環境保全の内容と経緯 ②環境保全措置」にフクロウに対する環境保全措置として、「施設供用後の夜間照明が周辺樹林を照射しないよう遮光対策を講じる。」「対象事業実施区域内の植栽にはコナラ、シラカシ等の本種の捕食対象となるネズミ類等の餌供給源となる樹木を植栽する。」「対象事業実施区域内の残置緑地にフクロウを対象とした巣箱を設置する。」ことを追記しました。 また、検討の経過については、「表 6-12-52(2) 保全すべき動物種の評価結果(陸上動物)」のフクロウの項に記載しました。</p>
<p>2. 4 生態系（P6. 561）</p>	
<p>1) 生態系の検討過程の明確化 生態系の予測及び評価の結果については、対象種の選定理由、モデル構築に係る検討、保全措置の検討等の経緯について十分な説明が行われていないことから、評価書を作成するにあたり、これまでの検討経緯を整理するとともに、対象種の生息に関連する面積に関する適正指標（S I）の追加についても検討し、その結果を詳細に記載すること。 また、当該評価に用いたS Iモデルの構築にあたり助言を受けた専門家については、モデル毎に助言を受けた専門家が明らかになるよう整理し、評価書に記載すること。</p>	<p>生態系予測対象種の選定理由、保全措置の検討結果について追加記載を行いました。 また、モデル構築に係る検討については資料編に記載しました。 対象種の生息に関連する面積や距離に関連する適正指標（S I）の考え方については、既往モデルに加え以下の検討を行っております。このことを資料編に追加記載しました。 ・ヤマアカガエル：繁殖地、非繁殖地からの距離の指標（SI4）を既存モデルから改良 ・オオムラサキ：エノキ生育位置の林縁からの距離（SI3）を現地調査をもとに改良した。 クヌギ・コナラ林までの距離（SI8）を現地での同種の確認状況から追加した。</p>

知事意見	事業者の見解
<p>2) ミゾゴイの生息環境への影響の把握</p> <p>蟹沢川付近に生息・営巣が確認されたミゾゴイについては、当該河川を採餌、移動経路に利用している可能性があること、あわせて当該種については、今回生態系の検討を行ったヤマアカガエル、ゲンジボタル等が形成する生態系のより上位に位置する種であることから、当該種については、これまでの調査結果をもとに対象事業の実施による影響について、専門家等の意見を聞きながら定量的な手法を用いて検討を行い検討過程及びその結果を評価書に記載すること。なお、当該検討によりミゾゴイに係る環境保全措置の変更・追加を行った場合、表6-12-49(3) (P6. 511)、表6-12-52(1) (P6. 535) についても必要な修正を行うこと。</p>	<p>ミゾゴイについて現地調査結果で得られた知見をもとに、対象事業実施区域に適用できる定量化モデルを構築し、それを用いて定量的な予測・評価を行いました。その結果、事業の実施によって対象事業実施区域及び周辺におけるミゾゴイの生息環境は約82%に減少し、代償措置としての多自然型付替河川設置等の環境保全対策をおこなった場合約88%に回復するものの、ミゾゴイの生息環境に及ぼす事業の影響は残るものと予測されました。</p> <p>ただし、ミゾゴイの生息基盤の保全状況、環境保全措置の効果について、工事時、存在・供用時にモニタリングを行うことで影響の有無を確認することから、保全措置の改善等により影響の最小化が図られるものと考えます。</p> <p>また、ミゾゴイについての環境保全措置を図6-14-21及び表6-14-30に追加しました。</p>
<p>3. 人と自然との豊かな触れ合いの確保のため調査、予測及び評価されるべき項目</p>	
<p>3. 1 景観 (P6. 607)</p> <p>1) 白煙による環境影響の把握</p> <p>ごみ処理施設において計画されている高効率発電については、発電効率確保の必要から白煙防止装置が設置されないため、低温時には煙突からの白煙による景観への影響が懸念されることから、冬期に白煙が発生した場合を想定した予測及び評価を実施し、その結果を評価書に記載すること。</p>	<p>「(5) 予測結果」の部分に白煙が発生することを追記しました。</p> <p>記載内容の概要は以下のとおりです。</p> <p>『施設の稼働による二酸化窒素等の影響における排ガス条件を用いて、白煙が発生するときの気温を算出した結果、冬季においては、ほぼ白煙が発生している状況となる。なお、水蒸気に起因する白煙が発生することは、対象事業実施区域の周辺住民に対し事前に周知を行っている。』</p>
<p>2) ごみ処理施設の存在に係る景観への影響の把握</p> <p>ごみ処理施設、リサイクル工場及び地域振興施設の存在に係る冬期（樹木の落葉時期）の景観の予測については、曾根丘陵公園が施設西側正面に位置しているため、壁面の反射等により予測結果を上回る環境影響が懸念されることから、次の点に配慮した検討を行い、検討経緯及び検討結果を評価書に記載すること。</p>	<p>存在・供用時の景観については、以下の配慮を行います。</p>
<p>①環境配慮事項（表6-15-11 (P6. 641)）の「緑化の実施」の植栽については、これらの施設の存在による地域景観への影響が一年を通して軽減できるよう、周辺景観及び野生生物の生息環境を考慮した植栽種の選定を行うこと。</p>	<p>「(6) 環境保全措置の内容と経緯①環境配慮事項」の表6-15-12（準備書の表6-15-11）の注釈に「植栽種については、地域景観への影響が一年を通して軽減できるよう、周辺景観及び野生生物の生息環境を考慮した植栽種の選定を行うこととし、「6.14 生態系 表6-14-13 環境保全対策の方針 (p. 6. 593)」の内容に準ずることとする。」を追記しました。</p>
<p>②曾根丘陵公園からの眺望において、当該施設の背景の基調となる色彩（濃淡）、形状及び反射の程度等の状況を把握すること。</p>	<p>色彩及び形状についてフォトモンタージュによる検討パターンを増加し、改めて検討を行いました。検討の結果、色彩の配慮として、現在想定している色調とした場合、ベージュ系については、設定範囲における色彩で、青系、緑系については、明度、彩度を低くすることで周辺里山景観との調和が図られ、西日による反射の影響も抑えられるものと考えます。</p> <p>また、施設の形状についても、直方体に対し、形状の一部を変化（段を付ける等）させることや壁面の分割により周辺環境（地形も含む）と調和が図られるものと考えます。</p>
<p>③影響の程度の把握については、フォトモンタージュに加え3次元コンピュータグラフィックス等を用いた立体的な検討を実施すること。</p>	<p>形状の検討について、3DCGを用いた検討を実施しました。検討の結果、直方体に対し、形状の一部を変化（段を付ける等）させることや壁面の分割により周辺環境（地形も含む）と調和が図られるものと考えます。</p>
<p>④環境影響を軽減するための検討には、本県の「景観アドバイザー制度」等の活用や専門家の助言を受けるなかで、より効果的な検討を実施すること。</p>	<p>色彩や形状の検討について、山梨県景観アドバイザー制度によるアドバイザーの助言を受けながら行いました。助言を受けたことを評価書に記載しました。</p>

知事意見	事業者の見解
4. 環境への負荷の低減のための調査、予測及び評価されるべき項目	
4. 1 廃棄物・発生土 (P6.657)	
<p>1) ごみ処理施設の稼働により発生する二次生成物の取扱い</p> <p>「2) 施設の稼働による廃棄物の影響」(P6.658)において、ごみ処理施設において発生する二次生成物(熔融スラグ)の利用に関する検討は、地域の利用状況の概況把握のみであり、事業者を構成する自治体(甲府市、笛吹市、山梨市、甲州市)における当該二次生成物の具体的な利用見込み及び利用方針が記載されていないことから、構成自治体におけるこれら二次製品の利用計画又は利用方針を評価書に記載するとともに、事業の実施中及び実施後の手続きにおいて、利用計画の詳細を明らかにする旨を評価書に記載すること。</p> <p>あわせて、準備書(P6.662)で引用している「甲府・峡東地域 循環型社会形成推進計画」を資料編に添付すること。</p>	<p>「甲府・峡東地域 循環型社会形成推進地域計画(変更)【第1次】」(平成19年3月 甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合、甲府市、笛吹市、山梨市、甲州市)における熔融スラグに関する記述を抜粋し、評価書に記載しました。また、事業者または事業者構成自治体において、熔融スラグの具体的な有効利用計画等が策定された場合には公表する旨を評価書に記載しました。</p> <p>なお、「甲府・峡東地域 循環型社会形成推進地域計画(変更)【第1次】」については資料編(資料2.11.2)に添付しました。</p>
4. 2 温室効果ガス等 (P6.669)	
<p>1) 最終処分場から発生する温室効果ガスの影響の把握</p> <p>最終処分場の供用に伴う温室効果ガス等の排出状況については、処分する焼却灰等の廃棄物が有機物を含まないことから検討が行われていない。</p> <p>しかし、廃棄物に付着した有機物が埋設・腐敗することによるメタンガス等の温室効果ガスの発生が懸念されることから、既存資料、類似事例の引用等により、その影響の程度について検証し評価書に記載すること。</p>	<p>埋立対象廃棄物が類似する一般廃棄物最終処分場の調査事例をもとに、温室効果ガス排出量(メタン、二酸化炭素)を算出しました。</p> <p>その結果、約2,928t-CO<sub>2</sub>/年が排出されると予測しました。</p> <p>この結果を加えた事業に伴う温室効果ガスの影響の程度について評価書に記載しました</p>

### 4.3 評価書に対する意見及び事業者の見解

#### 4.3.1 評価書についての知事の意見及び事業者の見解

##### 1) 評価書についての知事の意見

平成24年5月18日に山梨県環境影響評価条例第25条の規定に基づく「(甲府・峡東地域ごみ処理施設、廃棄物最終処分場整備事業及び(仮称)地域振興施設整備事業に係る環境影響評価書)」に対する知事の意見が通知された。

知事の意見の内容は以下のとおりである。

なお、表中のページ番号、図表番号は評価書(本編)または補正評価書(本編)のものを示す。

表 4-3-1 評価書についての知事の意見

評価書についての知事の意見
<p><u>I 全般的な事項</u></p> <p><u>1. 環境影響評価書手続中に新たに情報提供を行った資料の取扱い</u></p> <p>環境影響評価書(以下「評価書」という。)の手続き開始後、新たに知事に情報提供を行った補足資料の内容については、全て補正後の環境影響評価書(以下「補正評価書」という。)の該当部分に記載し反映すること。</p> <p><u>2. 分かりやすい資料の作成</u></p> <p>補正評価書は、対象事業着手前の環境影響の検討の最終的な資料であることに鑑み、対象事業が及ぼす環境影響の程度、環境保全措置の内容及び最終的に残る環境影響などが明確かつ容易に把握できるよう記載を工夫すること。</p> <p><u>II 個別的な事項</u></p> <p><u>1. 希少動物への配慮</u></p> <p><u>1) 評価について</u></p> <p>事業計画地周辺において確認されたミゾゴイに対する環境影響(表 6-14-31 (P. 6. 621))については、対象事業が当該種に及ぼす影響の程度、保全措置の内容(目的及び具体的な措置、期待する効果等)、最終的に残る影響の程度及び事後調査の結果の環境保全措置への反映方法が明確になるよう、検討の経緯を含めて、補正評価書に記載すること。</p>

表 4-3-2 評価書についての知事の意見と事業者の見解

知事意見	事業者の見解	対応ページ
<b>【全般的事項】</b>		
<p>I 全般的な事項</p> <p>1. 環境影響評価書手続中に新たに情報提供を行った資料の取扱い</p> <p>環境影響評価書（以下「評価書」という。）の手続き開始後、新たに知事に情報提供を行った補足資料の内容については、全て補正後の環境影響評価書（以下「補正評価書」という。）の該当部分に記載し反映すること。</p>	<p>平成 24 年 4 月 13 日及び 4 月 27 日に開催された山梨県環境影響評価等技術審議会において指摘された事項及びその際に示した補足資料の内容については、補正評価書に反映しました。</p> <p>具体的な反映内容は「第 12 章 評価書からの修正内容」に示しました。</p>	<p>12. 1～ 12. 4</p>
<p>2. 分かりやすい資料の作成</p> <p>補正評価書は、対象事業着手前の環境影響の検討の最終的な資料であることに鑑み、対象事業が及ぼす環境影響の程度、環境保全措置の内容及び最終的に残る環境影響などが明確かつ容易に把握できるよう記載を工夫すること。</p>	<p>事業の実施により環境影響が残ると予測される事項については、評価結果の記載にあたって、対象事業が及ぼす環境影響の程度、環境保全措置の内容及び最終的に残る環境影響について、明確かつ容易に把握できるよう、表現を見直しました。</p>	<p>12. 1～ 12. 4</p>
<p>II 個別的な事項</p> <p>1. 希少動物への配慮</p> <p>1) 評価について</p> <p>事業計画地周辺において確認されたミゾゴイに対する環境影響（表 6-14-31（P. 6. 621））については、対象事業が当該種に及ぼす影響の程度、保全措置の内容（目的及び具体的な措置、期待する効果等）、最終的に残る影響の程度及び事後調査の結果の環境保全措置への反映方法が明確になるよう、検討の経緯を含めて、補正評価書に記載すること。</p>	<p>ミゾゴイに対する影響について、影響の程度、環境保全措置の内容、最終的に残る影響の程度及び事後調査の結果の環境保全措置への反映方法を含め、P. 6. 620～621 の本文及び表 6-14-31 の表現を修正しました。</p>	<p>6. 620～ 621</p>

## 第5章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに 調査、予測及び評価の手法



## 第5章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

### 5.1 環境影響評価項目及び予測評価の手法設定の考え方

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法は、「山梨県環境影響評価等技術指針」(平成11年2月22日環総第2-11号)を参考に、以下のように選定した。

本環境影響評価は、ごみ処理施設、最終処分場及び地域振興施設の整備の3事業について一体的に環境影響評価を行うものである。また、ごみ処理施設及び最終処分場の計画については、現段階で複数案がある。そのため、対象事業に係る環境影響評価の項目並びに予測及び評価の手法の設定にあたっては、事業計画の複数案及び3事業の複合影響について考慮した。

### 5.2 環境影響評価要因の抽出

対象事業の実施に係る環境影響要因は、工事の実施(以下、「工事時」という。)、施設等の存在及び供用(以下、「存在・供用時」という。)において想定される事業活動による影響の内容を検討し、抽出した。

環境影響要因の抽出にあたっては、ごみ処理施設、最終処分場及び地域振興施設の各施設の計画概要を踏まえ、それぞれの施設に係る工事時及び存在・供用時のそれぞれの環境影響評価要因を抽出した。また、各事業の環境影響要因が重複することで生じる複合影響についてもその内容を検討し、抽出した。

また、ごみ処理施設及び最終処分場については、計画の複数案を踏まえ、複数案の内容により環境影響が異なると思われる環境影響要因を抽出した。

#### 5.2.1 ごみ処理施設

##### 1) ごみ処理施設の複数案

環境影響要因を抽出するにあたって考慮したごみ処理施設の複数案を表5-2-1(1)~(2)に示す。また、複数案のイメージ図5-2-1に示す。ごみ処理施設については、煙突位置について2案、煙突高さについて3案の複数案があり、その組み合わせは図5-2-1に示す6通りとなる。

表 5-2-1(1) 環境影響要因の抽出に関わるごみ処理施設の複数案の概要

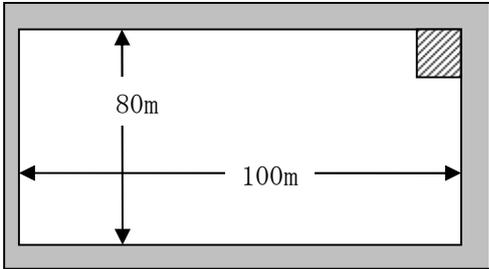
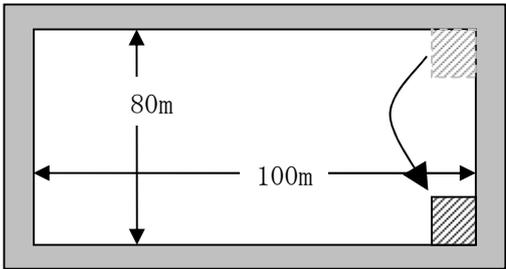
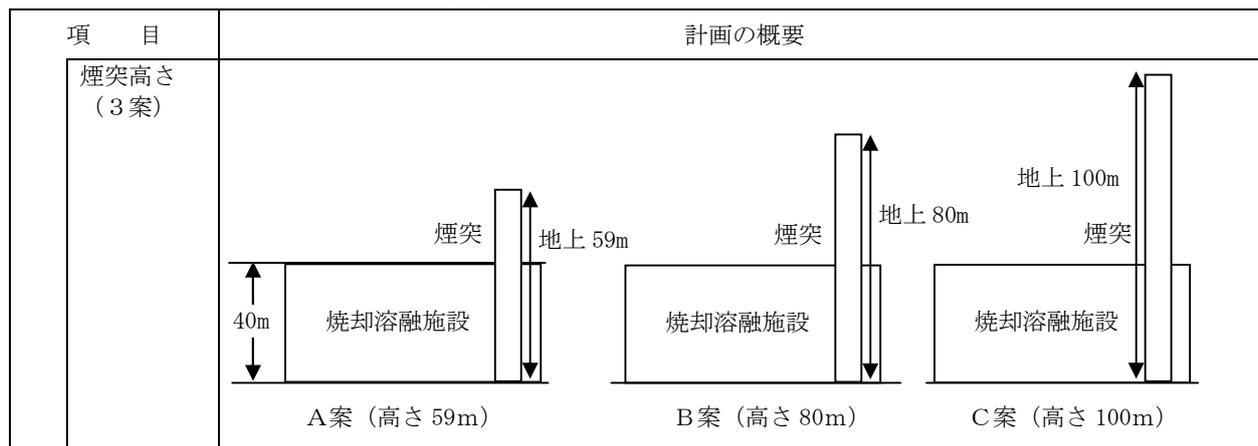
項 目		計画の概要	
施設 計画	煙突位置	 <p>1 案 (煙突北東端)</p>	 <p>2 案 (煙突南東端)</p>

表 5-2-1 (2) 環境影響要因の抽出に関わるごみ処理施設の複数案の概要



2) ごみ処理施設の複数案と環境影響要因の関係の整理

煙突位置及び高さで環境影響要因の関係は以下に整理したとおりである。

煙突位置及び高さの違いは、大気質、悪臭、土壌汚染、日照障害、景観に係る。

表 5-2-2 複数案に関連する環境影響評価項目とその特徴

複数案		関連する環境影響評価項目とその特徴
煙突位置	北東	大気質 : 排ガス拡散範囲がやや北側となる 日照障害 : 敷地外の日影範囲が大きい 景観 : 位置の違いにより周辺からの視認状況が異なる
	南東	大気質 : 排ガス拡散範囲がやや南側となる 日照障害 : 敷地外の日影範囲が小さい 景観 : 位置の違いにより周辺からの視認状況が異なる
煙突高	59m	大気質 : 着地濃度が大きくなる 日照障害 : 日影が他案に比べて短い 景観 : 他案に比べ影響が小さい
	80m	大気質 : 着地濃度は59m、100mの間となる 日照障害 : 日影が59m、100mの間となる 景観 : 59mでは視認できなかった場合でも80mで視野に出現する場合は考えられる
	100m	大気質 : 着地濃度が小さくなる 日照障害 : 日影が他案に比べて長い 景観 : 他案に比べ影響が大きい

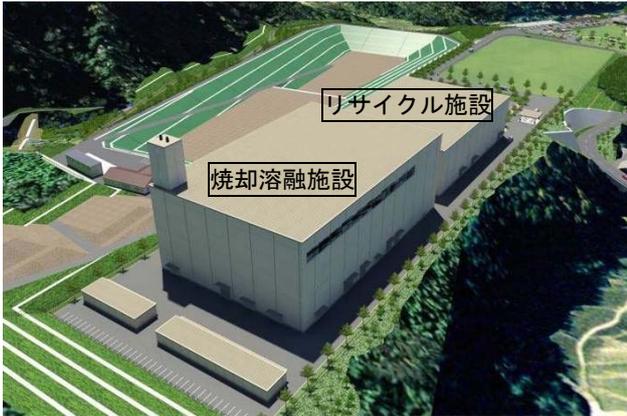


図 5-2-1(1) ごみ処理施設イメージ図  
(煙突位置：南東端、煙突高さ：59m)



図 5-2-1(2) ごみ処理施設イメージ図  
(煙突位置：北東端、煙突高さ：59m)



図 5-2-1(3) ごみ処理施設イメージ図  
(煙突位置：南東端、煙突高さ：80m)



図 5-2-1(4) ごみ処理施設イメージ図  
(煙突位置：北東端、煙突高さ：80m)



図 5-2-1(5) ごみ処理施設イメージ図  
(煙突位置：南東端、煙突高さ：100m)



図 5-2-1(6) ごみ処理施設イメージ図  
(煙突位置：北東端、煙突高さ：100m)

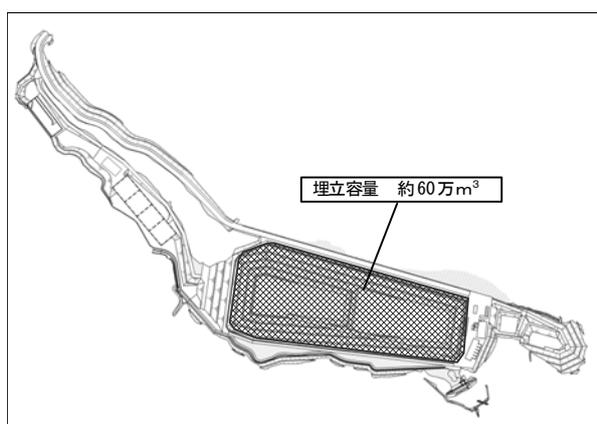
## 5.2.2 最終処分場

### 1) 最終処分場の複数案

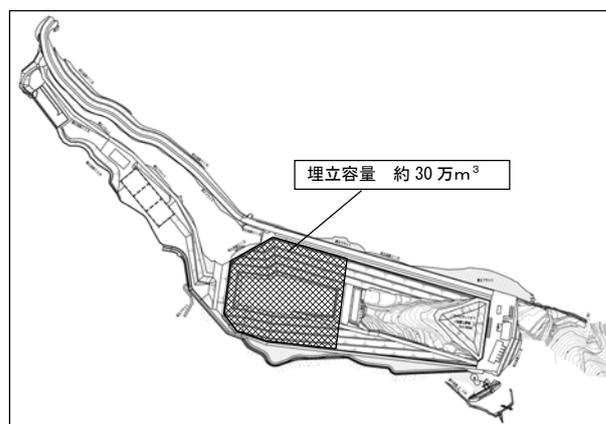
環境影響要因を抽出するにあたって考慮した最終処分場の複数案を表 5-2-3 及びイメージ図 5-2-2 に示す。

表 5-2-3 環境影響要因の抽出に関わる最終処分場の複数案の概要

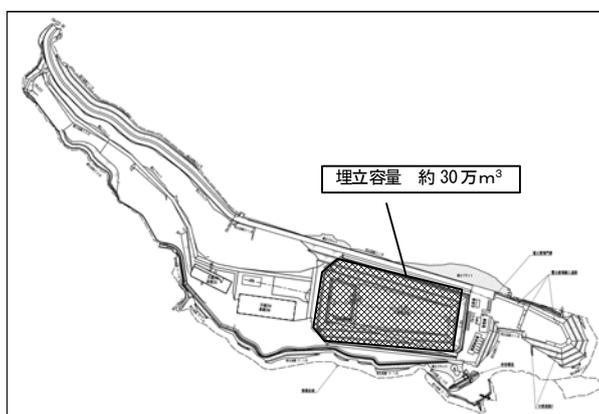
項目		計画の概要
施設計画	埋立規模	埋立容量 最大約 60 万 m <sup>3</sup> または約 30 万 m <sup>3</sup>
	整備方式	一括整備 ただし 約 60 万 m <sup>3</sup> の場合、二段階整備の場合もある
	埋立処分場位置	図 5-2-2 参照



A案 埋立容量約 60 万 m<sup>3</sup>  
(二段階整備の可能性がある)



B案 下流側配置 埋立容量約 30 万 m<sup>3</sup>



C案 上流側配置 埋立容量約 30 万 m<sup>3</sup>

図 5-2-2 最終処分場複数案のイメージ図

### 2) 最終処分場の複数案と環境影響要因の関係の整理

埋立容量及び埋立範囲の違いは、工事時の建設作業位置及び存在・供用時の埋立作業位置が異なり以下の環境影響要因と関係する。

#### (1) 工事中の建設作業位置

埋立容量及び埋立範囲の違いにより、工事時の建設作業機械の稼働範囲が異なる。そのため、工事時の建設作業機械の稼働に伴う排出ガス、騒音及び振動の発生原位置が変わることになる。

大気質、騒音・振動の影響に対する保全すべき対象物としては、対象事業実施区域北側及び

北西側の民家が挙げられる。

A案及びB案の場合、民家に比較的近い西側（下流側）で建設作業機械が稼働する可能性がある。一方、C案については東側（上流側）が稼働範囲となる。

#### (2) 存在・供用時の埋立作業位置

埋立容量及び埋立範囲の違いにより、存在・供用時の埋立作業機械の稼働範囲が異なる。そのため、存在・供用時の埋立作業機械の稼働に伴う排出ガス、騒音及び振動の発生原位置が変わることになる。

埋立作業の範囲について、工事時と同様にA案及びB案の場合、民家に比較的近い西側（下流側）で埋立作業機械が稼働する可能性がある。一方、C案については東側（上流側）が稼働範囲となる。

#### (3) 施設の存在範囲

埋立容量及び埋立範囲の違いにより、最終処分場の存在範囲が変わる可能性がある。ただし、A案の場合が最も範囲が大きく、B案、C案の改変範囲はA案に含まれることから、存在・供用時の施設の存在に関連する要因の抽出にあたっては、A案を対象として検討する。

#### (4) 整備方式

A案（60万 $\text{m}^3$ ）の場合、整備方式が30万 $\text{m}^3$ を2期に分けて整備する二段階整備手法となる可能性がある。この場合、最終処分場の構造上、第1期は下流側、第2期が上流側となり、第1期の環境影響要因はB案と同様になる。また、上流側の工事については、施工範囲、施工規模等はC案と同等になると考えられる。

ただし、第2期の予測時点は、ごみ処理施設、地域振興施設及び最終処分場の第1期の供用時となる。このため、二段階整備の影響については、存在・供用時に追加的に第2期の建設作業が発生する影響と考える。

## 5.2.3 地域振興施設

### 1) 計画概要

環境影響評価項目を抽出するにあたって考慮した地域振興施設の計画概要を表 5-2-4 に示す。

表 5-2-4 環境影響要因の抽出に関わる地域振興施設の計画概要

項 目		計画の概要
施設 計画	建築面積	約 1,000m <sup>2</sup>
	芝生地面積	約 0.9ha
	残置森林面積	約 2.8ha
	建築物構造	木造平屋建て
	建築高さ	9.5m
	熱源設備	電気式（ヒートポンプ使用）
	給水設備	受水槽＋加圧ポンプ方式
	給水計画	生活用水：上水道 温泉用水：温泉井戸より揚水
	温泉掘削深度	1,500m
	揚水量	6.5m <sup>3</sup> /h (71.5 m <sup>3</sup> /11h)
	施設排水	公共下水道に放流（浴槽排水、生活排水）
利用者の交通量	110 台/日	
工事 計画	工種	造成工事、建築工事 等
	主な建設作業機械	ラフタークレーン、コンクリートポンプ車、トラックミキサ 等
	資機材運搬車両台数	地域振興施設：大型車類 56 台/日（最大時） 小型車類 10 台/日（通勤車両等）

### 2) 地域振興施設に係る環境影響要因の抽出

地域振興施設に係る環境影響要因の抽出結果を表 5-2-5 に示す。

表 5-2-5 環境影響要因の抽出（地域振興施設）

時 期	環境影響要因	想定される事業活動による影響の内容
工事時	造成等の工事による一時的な影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>掘削、盛土、整地、法面整形等による現況地形の形状及び土地利用の変化</li> <li>造成等の工事の実施による粉じんの発生</li> <li>造成等の工事期間中の降雨時における濁水の発生</li> <li>対象事業実施区域に存在する構造物の除去や樹木の伐採等による建設副産物の一時的発生</li> </ul>
	建設機械の稼働	<ul style="list-style-type: none"> <li>建設機械の稼働に伴う排出ガスの発生</li> <li>建設機械の稼働に伴う騒音の発生</li> <li>建設機械の稼働に伴う振動の発生</li> <li>建設機械の稼働（燃料の使用）に伴う温室効果ガスの発生</li> </ul>
	資機材の運搬車両の走行	<ul style="list-style-type: none"> <li>工事に必要な資機材を運搬するための車両の走行に伴う排出ガスの発生</li> <li>資機材運搬車両の走行に伴う騒音の発生</li> <li>資機材運搬車両の走行に伴う振動の発生</li> <li>資機材運搬車両の走行（燃料の使用）に伴う温室効果ガスの発生</li> </ul>
存在・供用時	施設の存在	<ul style="list-style-type: none"> <li>土地利用の変化</li> <li>新たな工作物（地域振興施設建屋）の出現</li> </ul>
	施設の稼働	<ul style="list-style-type: none"> <li>温泉水としての地下水の揚水</li> </ul>
	地域振興施設の利用車両の走行	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域振興施設の利用車両（以下、施設利用車両と称する）の走行に伴う排出ガスの発生</li> <li>施設利用車両の走行に伴う騒音の発生</li> <li>施設利用車両の走行に伴う振動の発生</li> </ul>

## 5.2.4 複合影響に係る環境影響要因の抽出

ごみ処理施設、最終処分場及び地域振興施設のそれぞれの環境影響評価要因について、共通するものを複合影響の要因として表 5-2-6 に示すとおり整理した。

表 5-2-6 環境影響要因の抽出（複合影響の要因）

時 期	環境影響要因	想定される事業活動による影響の内容
工事時	造成等の工事による一時的な影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 造成等の工事の実施による粉じんの発生</li> <li>・ 造成等の工事期間中の降雨時における濁水の発生</li> </ul>
	建設機械の稼働	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建設機械の稼働に伴う排出ガスの発生</li> <li>・ 建設機械の稼働に伴う騒音の発生</li> <li>・ 建設機械の稼働に伴う振動の発生</li> </ul>
	資機材の運搬車両の走行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 資機材運搬車両の走行に伴う排出ガスの発生</li> <li>・ 資機材運搬車両の走行に伴う騒音の発生</li> <li>・ 資機材運搬車両の走行に伴う振動の発生</li> </ul>
存在・供用時	施設の稼働	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設（機械等）、埋立機械の稼働に伴う騒音の発生</li> <li>・ 施設（機械等）、埋立機械の稼働に伴う振動の発生</li> </ul>
	供用時の車両の走行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 供用時の廃棄物運搬車両及び施設利用車両（以下、供用時の車両と称する）の走行に伴う排出ガスの発生</li> <li>・ 供用時の車両の走行に伴う騒音の発生</li> <li>・ 供用時の車両の走行に伴う振動の発生</li> </ul>
工事時と存在・供用時の複合	建設機械の稼働と施設の稼働	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事時の建設機械の稼働と存在・供用時の施設（機械等）、埋立機械の稼働に伴う騒音の複合的な発生</li> <li>・ 工事時の建設機械の稼働と存在・供用時の施設（機械等）、埋立機械の稼働に伴う振動の複合的な発生</li> </ul>
	資機材運搬車両の走行と供用時の車両の走行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事時の資機材運搬車両と存在・供用時の車両の走行に伴う排出ガスの複合的な発生</li> <li>・ 工事時の資機材運搬車両と存在・供用時の車両の走行に伴う騒音の複合的な発生</li> <li>・ 工事時の資機材運搬車両と存在・供用時の車両の走行に伴う振動の複合的な発生</li> </ul>

## 5.3 環境影響評価の項目の選定

環境影響評価の項目（以下、「環境影響評価項目」という。）については、前項で抽出した環境影響要因、対象事業の事業特性及び当該地域の地域特性を照らし合わせ、環境影響要因と環境影響評価項目の関連について、影響の有無を検討し、環境影響評価項目を選定した。

なお、選定にあたっては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく生活環境影響調査とも対応するため、「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」（環境省大臣官房廃棄物リサイクル対策部、平成 18 年 9 月）も踏まえて、環境影響調査項目を選定した。

表 5-3-1 にごみ処理施設に関する環境影響評価項目、表 5-3-2 に最終処分場に関する環境影響評価項目、表 5-3-3 に地域振興施設に関する環境影響評価項目を示す。

また、表 5-3-4 には複合影響が生じる可能性のある環境影響評価項目を示す

表 5-3-1 環境影響評価項目の選定（ごみ処理施設）

環境影響評価項目の区分		環境影響要因の区分			工 事 時			存在・供用時					
		工	事	時	存在	・	供用時	存在	・	供用時			
					る	造	建	資	施	施	走	廃	
					一	成	設	機	設	設	行	棄	
					時	等	機	材	の	の	行	物	
					的	の	械	の	存	稼	走	運	
					な	施	の	運	在	働	行	搬	
					影	工	稼	搬				車	
					響	に	働	車				両	
						よ		両					
環境の自然環境的構成要素の良好な状態の保持のため調査、予測及び評価されるべき項目	大 気 汚 染	二酸化硫黄(SO <sub>2</sub> )								◎			
		二酸化窒素(NO <sub>x</sub> )		○	○					◎	○		
		浮遊粒子状物質(SPM)		○	○					◎	○		
		塩化水素(HCl)								◎			
		ダイオキシン類								◎			
		粉じん	○										
		その他必要な項目( )											
	悪	臭	特定悪臭物質濃度または臭気指数(臭気濃度)								○	×	
	騒	音	騒音レベル		○	○					○	○	
	空気振動(低周波音)										▽		
	振	動	振動レベル		○	○					○	○	
	水質汚濁	水 質	生物化学的酸素要求量(BOD)							×	×		
			化学的酸素要求量(COD)										
			浮遊物質(SS)	○							×	×	
			全りん(T-P)										
			全窒素(T-N)										
			ダイオキシン類									×	
			その他必要な項目(環境基準健康項目)								×	×	
		その他必要な項目(水道水質基準項目)											
		地 下 水 の 水 質	BOD 又は COD										
			SS										
	その他必要な項目(環境基準項目、ダイオキシン類)												
	水 底 の 底 質	COD								×	×		
		粒度組成	△							×	×		
		その他必要な項目(有害物質)	×								×		
水 象	表 流 水								○				
	地下水位(地下水の流れ)								×	×			
地 盤 沈 下									×	×			
土 壌 汚 染	ダイオキシン類									△			
地 形 ・ 地 質	学術上等から注目される地形・地質	×											
日 照 阻 害									○				
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全のため調査、予測及び評価されるべき項目	植 物 ・ 動 物	陸 上 植 物	○						○				
		陸 上 動 物	○	△	△				○	△	△		
		水 生 生 物	○						△	×			
生 態 系	地域を特徴づける生態系	○						○					
人と自然との豊かな触れ合いの確保のため調査、予測及び評価されるべき項目	景 観 ・ 風 景								○				
	人と自然との触れ合いの活動の場		×	×	×				○	×	×		
環境への負荷の量の低減のため調査、予測及び評価されるべき項目	廃棄物・発塵土		○							○			
	大気汚染物質・水質汚濁物質			▽	▽					○	▽		
	温室効果ガス等			▽	▽					○	▽		

- ◎：環境影響評価を詳細に行う項目
- ：環境影響評価を標準的に行う項目
- △：環境影響評価を簡略化して行う項目
- ×：環境影響評価を行わない項目
- ◎：複数案について環境影響評価を詳細に行う項目
- ：複数案について環境影響評価を標準的に行う項目
- ▽：一般的な環境保全対策で対応する項目
- ：現況把握のため調査のみを行う項目

表 5-3-2 環境影響評価項目の選定（最終処分場）

環境影響要因の区分			工 事 時 存 在 ・ 供 用 時									
			的 な 影 響	造 成 等 の 施 工 に よ る 一 時	建 設 機 械 の 稼 働	資 機 材 の 運 搬 車 両 の 走 行	最 終 処 分 場 の 存 在	浸 出 水 処 理 設 備 か ら の 処 理 水 の 放 流	施 設 （ 浸 出 水 処 理 設 備 等 ） の 稼 働	埋 立 作 業	臭 の 発 生 （ 埋 立 地 ） か ら の 悪	廃 棄 物 運 搬 車 両 の 走 行
環境影響評価項目の区分												
環境の自然環境的構成要素の良好な状態の保持のため調査、予測及び評価されるべき項目	大気汚染	二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )		○	○						○	
		浮遊粒子状物質 (SPM)		○	○						○	
		粉じん	○						○			
	悪臭	特定悪臭物質濃度または臭気指数 (臭気濃度)								○	×	
	騒音	騒音レベル			○	○			○	○	○	
	空気振動 (低周波音)											
	振動	振動レベル			○	○			○	○	○	
	水質汚濁	水質	生物化学的酸素要求量 (BOD)				×	■				
			化学的酸素要求量 (COD)									
			浮遊物質 (SS)	○			×	■				
			全りん (T-P)									
			全窒素 (T-N)									
			ダイオキシン類						■			
			その他必要な項目 (環境基準健康項目)				×	■				
		その他必要な項目 (水道水質基準項目)										
		地下水の水質	BOD 又は COD									
			SS									
	その他必要な項目 (環境基準項目、ダイオキシン類)							■				
	水底の底質	COD				×	■					
		粒度組成	△			×	■					
		その他必要な項目 (有害物質)	×				■					
	水象	表流水					○					
		地下水位 (地下水の流れ)					○					
地盤沈下												
土壌汚染	ダイオキシン類								△			
地形・地質	学術上等から注目される地形・地質	×										
日照阻害												
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全のため調査、予測及び評価されるべき項目	植物・動物	陸上植物	○			○						
		陸上動物	○	△	△	○		△	△	△		
		水生生物	○			△	×					
生態系	地域を特徴づける生態系	○			○							
人と自然との豊かな触れ合いの確保のため調査、予測及び評価されるべき項目	景観・風景					○						
	人と自然との触れ合いの活動の場		×	×	×	○		×	×	×		
環境への負荷の量の低減のため調査、予測及び評価されるべき項目	廃棄物・発土		○					○				
	大気汚染物質・水質汚濁物質			▽	▽		○			▽		
	温室効果ガス等			▽	▽			○	○	▽		

- ◎：環境影響評価を詳細に行う項目
- ：環境影響評価を標準的に行う項目
- △：環境影響評価を簡略化して行う項目
- ×：環境影響評価を行わない項目
- ◎：複数案について環境影響評価を詳細に行う項目
- ：複数案について環境影響評価を標準的に行う項目
- ▽：一般的な環境保全対策で対応する項目
- ：現況把握のため調査のみを行う項目

表 5-3-3 環境影響評価項目の選定（地域振興施設）

環境影響要因の区分			工 事 時 存 在 ・ 供 用 時								
			的 な 影 響	造 成 等 の 施 工 に よ る 一 時	建 設 機 械 の 稼 働	資 機 材 の 運 搬 車 両 の 走 行	地 域 振 興 施 設 の 存 在	地 域 振 興 施 設 か ら の 排 水 の 放 流	施 設 の 稼 働	施 設 利 用 車 両 の 走 行	
環境影響評価項目の区分											
環境の自然環境的構成要素の良好な状態の保持のため調査、予測及び評価されるべき項目	大気汚染		二酸化窒素 (NO <sub>x</sub> )		○	○			×	○	
			浮遊粒子状物質 (SPM)		○	○			×	○	
			粉じん	○					×		
	悪臭		特定悪臭物質濃度または臭気指数 (臭気濃度)								
	騒音		騒音レベル			○	○			×	○
	空気振動 (低周波音)										
	振動		振動レベル			○	○			×	○
	水質汚濁	水質	生物化学的酸素要求量 (BOD)						×		
			化学的酸素要求量 (COD)								
			浮遊物質 (SS)	○					×		
			全りん (T-P)								
			全窒素 (T-N)								
			ダイオキシン類								
			その他必要な項目 (環境基準健康項目)							×	
			その他必要な項目 (水道水質基準項目)								
		地下水の水質	BOD 又は COD								
			SS								
	その他必要な項目 (環境基準項目、ダイオキシン類)										
	水底の底質	COD						×	×		
		粒度組成	△					×	×		
その他必要な項目 (有害物質)											
水象	表流水						○				
	地下水水位 (地下水の流れ)						○				
地盤沈下									△		
土壌汚染		ダイオキシン類									
地形・地質		学術上等から注目される地形・地質	×								
日照阻害											
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全のため調査、予測及び評価されるべき項目	植物・動物	陸上植物	○				○				
		陸上動物	○	△	△		○		△		
		水生生物	○				△	×			
	生態系		地域を特徴づける生態系	○				○			
人と自然との豊かな触れ合いの確保のため調査、予測及び評価されるべき項目	景観・風景						○				
	人と自然との触れ合いの活動の場		×	×	×		○		×		
環境への負荷の量の低減のため調査、予測及び評価されるべき項目	廃棄物・発生土		○					×			
	大気汚染物質・水質汚濁物質				▽	▽		×	▽		
	温室効果ガス等				▽	▽			×	▽	

◎：環境影響評価を詳細に行う項目

○：環境影響評価を標準的に行う項目

△：環境影響評価を簡略化して行う項目

▽：一般的な環境保全対策で対応する項目

×：環境影響評価を行わない項目

◎：複数案について環境影響評価を詳細に行う項目

○：複数案について環境影響評価を標準的に行う項目

表 5-3-4 環境影響評価項目の選定（複合影響が生じる可能性のある項目）

環境影響評価項目の区分			環境影響要因の区分			工 事 時		存在・供用時		
			一時的な影響	建設機械の稼働	資機材の運搬車両の走行	施設の存在	施設の稼働	走行	廃棄物運搬車両の	
環境の自然環境的構成要素の良好な状態の保持のため調査、予測及び評価されるべき項目	大 気 汚 染	二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )						×		
		二酸化窒素 (NO <sub>x</sub> )		○	○		◎	○		
		浮遊粒子状物質 (SPM)		○	○		◎	○		
		塩化水素 (HCl)						×		
		ダイオキシン類						×		
		粉じん	○							
		その他必要な項目 ( )								
	悪 臭	臭	特定悪臭物質濃度または臭気指数 (臭気濃度)					○		
	騒 音	音	騒音レベル		○	○		○	○	
	空気振動(低周波音)								×	
	振 動			振動レベル		○	○		○	○
	水 質 汚 濁	水 質	生物化学的酸素要求量(BOD)						×	
			化学的酸素要求量(COD)						×	
			浮遊物質(SS)	○					×	
			全りん (T-P)							
			全窒素 (T-N)							
			ダイオキシン類						×	
			その他必要な項目(環境基準健康項目)						×	
			その他必要な項目(水道水質基準項目)							
		地 下 水 の 水 質	BOD 又は COD							
			SS							
	水 底 の 底 質	その他必要な項目(環境基準項目、ダイオキシン類)						×		
		COD						×		
粒度組成		△					×			
その他必要な項目(有害物質)						×				
水 象	表 流 水						○	×		
	地下水水位 (地下水の流れ)							×		
地 盤 沈 下							×	×		
土 壌 汚 染		ダイオキシン類						×		
地 形 ・ 地 質		学術上等から注目される地形・地質								
日 照 阻 害							×			
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全のため調査、予測及び評価されるべき項目	植 物 ・ 動 物	陸 上 植 物	○				○			
		陸 上 動 物	○	△	△		○	△	△	
		水 生 生 物	○				△	×		
生 態 系		地域を特徴づける生態系	○				○			
人と自然との豊かな触れ合いの確保のため調査、予測及び評価されるべき項目	景 観 ・ 風 景						○			
	人と自然との触れ合いの活動の場						○			
環境への負荷の量の低減のため調査、予測及び評価されるべき項目	廃棄物・発生土		○					×		
	大気汚染物質・水質汚濁物質			×	×		×	×		
	温室効果ガス等			×	×			○	×	

- ◎：環境影響評価を詳細に行う項目
- ：環境影響評価を標準的に行う項目
- △：環境影響評価を簡略化して行う項目
- ▽：一般的な環境保全対策で対応する項目
- ×：環境影響評価を行わない項目